

パブリックコメントに寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

※御意見の全体像が分かるように、代表的な意見を抽出し、整理しております。

※具体的な意見内容(例)に記載された内容は、基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>(人口減少や高齢化などもエネルギー需給に影響があるのではないか)</p> <p>・P3 2. において、「我が国の人口は減少に向かい、2050年には9,707万人になると予想されている」とありますが、この表現では、我が国の人口が既に減少に転じたことが明らかでないため、「我が国の人口は減少に向かっており、…」とした方が適切ではないでしょうか。</p> <p>・P3 2. において、人口の変化のみに注目していますが、高齢化が進むことによるエネルギー消費行動の変化(医療需要の増大など)や過疎化による交通効率の低下なども想像されるので、より多面的な記載が必要ではないでしょうか。</p>	<p>いただいたコメントを踏まえて、御指摘の部分について「我が国の人口は減少に向かっており」、「急速に進行する高齢化も、これまでのエネルギーに対する需要の在り方を変えていくこととなる」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第1章第1節2. に記載をさせていただきました。</p>
2	<p>(資源価格の不安定化や温室効果ガスの排出量の増大は「我が国を取り巻く課題」である)</p> <p>・P3 「第1節 我が国が抱える構造的課題」について、海外資源への依存や中長期的なエネルギー需要構造の変化は我が国が「抱える」課題ですが、資源価格の不安定化や世界の温室効果ガス排出量の増大は、「我が国が抱える」課題というよりは、国際的な趨勢であり、「我が国を取り巻く課題」とした方が適切ではないでしょうか。</p>	<p>資源の大半を海外に依存している我が国にとって、輸入する資源価格の不安定化は我が国の抱える課題であると考えております。世界の温室効果ガスの排出削減に対応して我が国自身が排出削減に取り組むことに加えて、温室効果ガスについて「地球温暖化問題の本質的な解決のためには、国内の排出削減はもとより、世界全体の温室効果ガス排出量の大幅削減を行うことが急務である」といった旨を、エネルギー基本計画の政府の原案に記載させていただきました。</p>

<p>3</p>	<p>(電気料金の上昇は生産移転の要因ではないのではないか)</p> <p>・「電気料金の上昇は、電力を大量に消費する産業や中小企業の企業収益を圧迫し、人員削減、国内事業の採算性悪化による海外への生産移転、廃業等の悪影響が生じ始めている」とあるが、生産移転はここ数十年で進展しており、新たな移転はない。さらに政策投資銀行 http://www.dbj.jp/investigate/r_report/pdf_all/106all_3.pdf p. 73 によると日本企業が「国内ではなく海外生産を行う理由は、人件費など製造コストの低さが最大」であり、「日本国内の電力供給不安」という選択肢は最大3つ選べるにも係わらず0.0%である。上記のような記述はまったくの虚偽である。このような誤った認識の意見、計画は撤回すべきである。</p>	<p>総合資源エネルギー調査会基本政策分科会第6回資料1-1、第12回参考資料2、第13回参考資料2(これらの資料は資源エネルギー庁 HP にアップロードされております)のとおり、電気料金の上昇は生産移転の要因の一つとなっていると考えられます。</p>
----------	---	--

<p>4</p>	<p>(経済成長を最優先とせず、エネルギーの需要を抑える持続可能な社会を目指すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目指す方向は持続可能な社会ではなく原発推進体制の維持。そもそも、エネルギー基本計画自体が原発推進体制の維持のためにつくられている。持続可能な社会を目指すという方向とはまったく逆を向いている。経済成長、エネルギー需要拡大を前提としている。 ・今までの政府の計画は、いつまでも経済が成長するという考えが背景にあります。有限な地球で、それがいつまでも続くという考えは、根本的に変更が必要だと思います。その場しのぎでは困ります。 ・「エネルギー基本計画に対する意見」においては、エネルギーを潤沢に供給しようとするのが当然の前提となっている。しかしそもそも、この国家社会経済は、資源エネルギーに過度に依存しており、資源エネルギーの浪費をしなくては経済成長ができない構造になっている。この点が、我が国の、最も本質的で根本的な欠陥である。したがって、エネルギーの廉価潤沢安定供給について示唆する以前に、エネルギーの効率的活用、エネルギーの浪費を必要としない社会経済への再構築について、最優先に考慮し言及すべきである。 ・経済成長を最優先にした政策は偏り過ぎである。事業活動・企業立地重視は大企業本位の発想で、競争社会を助長しその結果人類滅亡に進むと考える。 	<p>調査会意見第2章第1節1.に記載されているとおり、エネルギーは人間の「あらゆる活動を支える基盤」であると考えております。政策の基本的な視点として、経済成長の視点も重要であり、「経済負担の最小化を図りつつ、エネルギーの安定供給と環境負荷の低減を実現していくことは、既存の事業拠点を国内に留め、我が国が更なる経済成長を実現していく上での前提条件」だと考えております。このため、こうした点をエネルギー基本計画の政府の原案の第2章第1節1.に記載しています。</p> <p>エネルギーの需要については、世界の需要は拡大すると見込んでいますが、国内については、第3章第2節で指摘しているとおり、「より合理的なエネルギー需給構造」を実現していきたいと考えています。また、いただいたコメントを踏まえて、「生活の質を向上させつつ省エネルギーを一層推進するライフスタイルの普及を進める」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第2節1.に反映させていただきました。</p>
----------	--	---

<p>5</p>	<p>(エネルギー政策の基本的な考え方に賛成である)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の日本においては、原子力の再稼働と石炭火力の増設を主要な二本柱にして、石油・ガス・水力をその補助としてゆくべきであり、PDF文書の案で大まかには賛成できます。 ・今回の「エネルギー基本計画への意見」の基本的な考え方については賛同する。 ・緻密な分析に基づき、適切なバランスの上で明確な方針を記述した、大変優れた意見書であると思います。 ・政府においては、本意見に示された方向性を堅持し、早期に、責任あるエネルギー政策実現に向けた新しいエネルギー基本計画を策定されたい。 ・各エネルギーには、それぞれに長所・短所がある。わが国を取り巻く諸課題を踏まえれば、多様なエネルギー源を選択肢としてしっかりと維持し続けていくことが重要である。これにより、安全性の確保を大前提に、エネルギーの安全保障(安定供給)、経済性、環境適合性(「S+3E」)の適切なバランスが確保されるエネルギー・ミックスが実現されなければならない。 ・民主党政権下で策定された「エネルギー・環境に関する選択肢」では再生可能エネルギーが全消費エネルギーの約1/3を担うといった非現実的な計画と比べて、冒頭に政策の基本的視点を(3E+S):安全性+エネルギーの安定供給・最小の経済負担・環境負荷抑制であると再確認していることは、政策の理念と実現性に於いても信頼おけるものであると高く評価する。 	<p>御指摘にあるとおり、各エネルギー源は、それぞれサプライチェーン上の強みと弱みを持っており、安定的かつ効率的なエネルギー需給構造を一手に支えられるような単独のエネルギー源は存在しません。</p> <p>危機時であっても安定供給が確保される需給構造を実現するためには、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要であると考えております。</p> <p>いただいたコメントは、調査会意見の第2章第1節「エネルギー政策の原則と改革の視点」以下に記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第2章第1節1.に記載させていただきました。</p>
----------	---	---

<p>6</p>	<p>(エネルギー政策の基本的視点に、「安全の確保」と「国民の参加」を加えるべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー政策の3つの基本視点「安定供給の確保」「環境への適合」「市場原理の活用」に、「安全の確保」と「国民の参加」を加えるべきである。 	<p>いただいたコメントについて、「安全の確保」については、例えば調査会意見の第2章第1節1.において、エネルギー基本計画の政策の要諦について「安全性(Safety)を前提とした上で・・・」と記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第2章第1節1.に記載させていただきました。</p> <p>また、「国民の参加」については、調査会意見第2章第1節2.の「構造改革の推進によるエネルギー供給構造への多様な主体の参加」や、第3章第9節1.「エネルギーに関する国民各層の理解の増進」などに記載がされており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第2章第1節2. 第5章1. 及び2. に記載させていただきました。</p>
<p>7</p>	<p>(エネルギーベストミックスの考え方を示すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油エネルギー源の位置づけと特性を踏まえたバランスのあるエネルギーベストミックスの考え方(数字を含め)が早急に示されるべきと考えます。 ・エネルギーミックスの提示については、「先行きがある程度見通せると判断された段階で、速やかに示す」(22 頁)とのことであるが、できるだけ早期に行われることが望ましい。 	<p>いただいたコメントを踏まえて、第2章第2節3.において、「エネルギーミックスについては、各エネルギー源の位置付けを踏まえ、原子力発電所の再稼働、固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギーの導入や国連気候変動枠組条約締結国会議(COP)などの地球温暖化問題に関する国際的な議論の状況等を見極めて、速やかに示すこととする。政府は、本基本計画で示された詳細な課題に取り組むための体制を早急に整え、検討を開始する」と、エネルギー基本計画の政府の原案に記載をさせていただきました。</p>

<p>8</p>	<p>(化石燃料の調達先の多角化等を進めるべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いま日本が取り組むべきことは、さらなる徹底した省エネルギーの推進と、再生可能エネルギーの最大限の活用と低コスト化、メタンハイドレートをはじめとする国産の化石燃料の実用加速化、そして化石燃料の調達先の多様化、エネルギー不足に強い体制の構築です。 	<p>いただいたコメントについては、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会「エネルギー基本計画に対する意見」（以下、「調査会意見」という。）の第2章第1節2. において「安定供給が確保される需給構造を実現するためには、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要」である点が記載されており、こうした旨を、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第1節2. に記載させていただきました。</p> <p>さらに、上記の考え方にに基づき、「化石燃料への依存が高まっている状況の中で、不安定性を増す国際的なエネルギー需給構造に応じ、従来の変化を視野に入れつつ、資源の確保を進めることは重要な課題である。①主要な資源を複数のものに分散させること、②それぞれの資源に関して、調達先の分散化や上流権益の確保、供給国との関係強化によって調達リスクを低下させることを通じて、資源の適切なポートフォリオを実現させ、安定的かつ経済的に資源を確保していく必要がある」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第1節柱書に記載させていただきました。</p>
<p>9</p>	<p>(天然ガス・シェールガスを活用していくべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面は天然ガスが埋蔵量も多く、新しいガス田も次々に発見されていますので、有望でしょう。 ・21世紀前半は、シェールガスとLNGの天然ガスの世紀になる。 ・エネルギーはシェールガスで。 	<p>いただいたコメントは、調査会意見の第2章第2節1. において「今後、シェール革命により競争的に価格が決定されるようになっていくことなどを通じて、各分野における天然ガスシフトが進行する見通しであることから、その役割を拡大していく重要なエネルギー源」と記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. に記載させていただきました。さらに、いただいたコメントを踏まえて、「地球温暖化対策の観点からも、コージェネレーションなど地域における電源の分散化や水素源としての利用など、利用形態の多様化により、産業分野などにおける天然ガスシフトを着実に促進し、コンバインドサイクル火力発電など天然ガスの高度利用を進めるとともに、緊急時における強靱性の向上などの体制整備を進める必要がある」といった形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. に記載させていただきました。</p>

10	<p>(ロシアの天然ガス、北米のシェールガス等の輸入を進めるべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の近々のエネルギー政策としては、ロシアからの天然ガス輸入、北米からのシェールガス輸入で、エネルギー調達の多角化を図る事が、安定供給と価格交渉力の強化につながります。 ・アメリカのシェールガス、シェールオイルを輸入することが、中長期の国益に適う。 	<p>いただいたコメントを踏まえて、「北米におけるシェール革命は、天然ガスの国際供給構造に大きな影響を与え、これに伴って北米で需要が低迷することになった石炭の貿易構造にも変化を及ぼしている。今後、北米のシェール革命は石油にも及んでいき、シェールの開発は北米から南米、さらに中国など他の地域まで広がっていくと見られる。シェール革命が進行する中、ロシアは既存の主力販路である欧州における需要不振等の問題に直面し、新たな市場として我が国や中国などアジア市場進出に真剣に取り組まざるを得ない状況となっている。ロシアの豊富な資源ポテンシャル、地理的な近接性、我が国の供給源多角化等の点を考慮すれば、ロシアの石油・ガス資源を有効活用することは我が国エネルギー安定供給確保にとって大きな意義を持ちうるだけに、総合的・戦略的視点からロシアとの関係を検討していくことが必要である」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第1節1. に記載をさせていただきました。</p>
11	<p>(メタンハイドレートの開発を進めるべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本近海にはメタンハイドレートなどの天然ガス資源が豊富にあります。それらを伸ばす事は、成長戦略にも繋がります。 ・メタンハイドレートも有力な候補として検討してはどうだろうか。うまくいけば日本が資源大国になれるかもしれません。 ・国産燃料の開発のため、メタンハイドレートの調査・発掘を推進してもらいたい。 ・石油だけでなく、天然ガス・石炭などを使い、メタンハイドレートも使えるよう技術開発することで、エネルギー供給が途切れるリスクを減らし、価格も下げられると考えております。また日本近海でもメタンハイドレートが見つかっており、商業利用が可能となればエネルギーの自給率を上げることもつながります。 ・日本には資源がないと言いつつも聞かされてきましたが・・・昨今それが事実ではないことを知りました。無尽蔵かも知れないという「メタンハイドレート」の件です。海洋国家の日本、しかも資源 	<p>いただいたコメントを踏まえ、「世界で第6位の排他的経済水域の広さを持つ我が国は、海洋におけるエネルギー・鉱物資源の開発ができれば、エネルギー自給率を飛躍的に高めることができる可能性がある。また、関係省庁・機関と民間企業が連携して海洋開発を促進することで、関連する産業の振興も期待され」ている点、また、砂層型について「2018年度を目途に商業化の実現に向けた技術の整備を行う。その際、2023年から2027年の間に、民間企業が主導する商業化のためのプロジェクトが開始されるよう、国際情勢をにらみつつ技術開発を進める」点が記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第1節4. に記載させていただきました。</p>

	<p>がないと言い聞かされてきたわが国民にとって良い話ではありませんか？</p>	
12	<p>(特に、日本海側のメタンハイドレートの開発を急ぐべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太平洋側は海底資源の開発等積極的に行っているようですが、日本海側はあまり積極的に動いていないように思います。東シナ海のガス資源が中国に泥棒されたように、日本海側の日本の領海内の資源開発の出遅れによって国益が損なわれる恐れがあります。素早い対応をお願いします。 ・「国産資源」の開発として「メタンハイドレート」の即時実用化を図るべきである。なぜ不安定な「太平洋側」を試掘するのか。安定採取が可能と予測される「日本海側」の探査・実用化を優先すべきである。 ・日本海に眠るメタンハイドレートは国産資源であり、エネルギーの自給率を上げて安全保障に寄与します。 	<p>いただいたコメントを踏まえて、「日本海を中心に存在が確認された表層型については、資源量把握に向けて2013年度以降、3年程度で、必要となる広域的な分布調査等を行うこととする」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第1節4. に記載をさせていただきました。</p>
13	<p>(省エネと現在の化石燃料の利用で十分であり、メタンハイドレートの開発は必要ない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本はすでに高齢化しており、このあとは超高齢化、少子化も止まらないのだから、エネルギー消費が今後無限に増え続けることはない。メタンハイドレートなど掘らなくても、省エネと化石燃料だけで当面やっていける。 	<p>いただいたコメントについては、調査会意見の第2章第1節2. に記載されているとおり、「我が国は、海外からの資源に対する依存度が高いことから、資源調達における交渉力の限界等の課題や、資源調達国やシーレーンにおける情勢変化の影響による、供給不安に直面するリスクを常に抱えて」おり、これらの課題を克服する観点からも、「メタンハイドレートなどの海洋に眠る国産資源などを戦略的に活用していくための中長期的な取組を継続し、自給率の改善を実現する政策体系を整備していくことが重要である」と考えております。こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第2章第1節2. に記載させていただきました。</p>

<p>14</p>	<p>(資源開発については環境破壊に繋がる可能性があるため慎重に行うべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シェールガスの生産に関わって採掘地域では公害が発生しているが、安易に飛びつかずに状況をよく調査して採用の有無をきめてほしい。 ・シェール革命のプラス面に着目しているが、シェールガス、石油の発掘に伴う環境破壊は、通常(という言い方があるのか?)ガス、石油発掘と比べものにならない。特に国土の狭い日本でシェール革命など薦めたら、豊かな地下水を取り返しの付かない形で汚染してしまう。シェールガス、石油の開発には絶対反対。 ・南海トラフ海域でのメタンハイドレートの採掘は地震活動への影響や海洋環境破壊のおそれなどについて十分調査し、国民に説明を尽くした上で実施するよう強く求める。コバルトリッチクラストなどの海底熱水鉱床についても同様である。熱水鉱床の付近は貴重な鉱物資源があると同時に貴重な生態系が形成されていることが明らかになっている。生態系に影響を及ぼさないよう十分な検討を行い、国民に説明を尽くした上で実施するよう強く求める。 ・基本的な施策として、どのように現在のようなエネルギーの安定的な供給を確保するのかではなく、身の丈にあったエネルギー消費のための方策と工夫が重要と考えます。シェールガスやメタンハイドレートによる新たなエネルギーの確保にも、環境や自然生態系への懸念が海外では指摘されており、環境影響評価を先行しないまま、開発を先行させる姿勢は問題です。 	<p>いただいたコメントを踏まえて、国産資源の開発に関しては、「環境面での影響評価についても確実に取り組む」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第1節4. に記載をさせていただきました。</p>
-----------	---	--

	<p>・シェールガスもエネルギー革命ではありません。アメリカコロラド州では地域環境に多大な環境汚染、水質汚染を、幼稚園の裏で採掘されるなど問題のあるものです。</p>	
15	<p>(特に石炭について、低廉な海上輸送力と多様な調達先の確保を目指した港湾機能の強化を行うべきである)</p> <p>・石炭においても、大型船舶への対応の遅れにより、供給不安の恐れがあること、アジア諸国に比べて輸入における海上輸送費用が割高となっているという国際的な格差があることを課題として取り上げてほしい。</p> <p>・石炭の安定的かつ安価な調達に向けての具体的な戦略的取組として、低廉な海上輸送力と多様な調達先の確保を目指した港湾機能の拡充・強化の必要性を明示すべきである。</p> <p>・大型船を用いた資源の輸送は、到着ベースの熱量あたりの石炭の単価を更に下げるとともに、調達先の多様化を図ることができる。資源調達環境の基盤強化については、海外との関係強化は固より、国内の大水深港湾の整備も必要ではないか。</p>	<p>いただいたコメントを踏まえて、「さらに、官民が連携し、LNG、石炭等の安定的かつ安価な調達を図るため、大型船の受け入れ機能の確保・強化を推進していく」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第1節2.に記載をさせていただきました。</p>

<p>16</p>	<p>(省エネルギーを推進すべきである)</p> <p>・省エネは、内需を活発にし、国富の国外流出を抑制する最も効果的な方法となるポテンシャルが秘められています。トップランナーのさらに先を目指させる企業の取組みや製品開発をはじめとし、設備改修や省エネに結びつく取組みに対する個人や団体への財政支援を明記するなど、法律や財政による措置を促すよう基本計画では踏み込んだ内容を決定すべき。</p>	<p>いただいたコメントを踏まえて、省エネルギーへの取組みを強化していくことを明確にすべく、「我が国は1970年代の石油危機以降、エネルギー効率を4割改善し、世界的にも大きくリードしている。こうした省エネルギーの取組を、部門ごとに効果的な方法によってさらに加速していくことで、より合理的なエネルギー需給構造の実現と、温室効果ガスの排出抑制を同時に進めていくことが重要である。こうした取組を部門ごとに加速すべく、目標となりうる指標を速やかに策定する」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第2節柱書に記載をさせていただきました。</p>
<p>17</p>	<p>(省エネを進めるために建築分野や事業者の取組強化などの対策を行うべきである)</p> <p>・まずは、需要の削減を目標とすべきである。特に建築分野で使っているエネルギーの割合は、総エネルギー量の30～40%といわれているから、節約の効果は絶大だ。特に建築の新築時には、省エネルギー建築を義務づけるべきである。</p> <p>・省エネルギーは、わが国の環境技術や国民意識の点で、より一層の取組みが期待できる分野である。特に、更なる進展が期待できる業務・家庭部門に関し、「分科会意見」は現在の法規制をベースに、新築建物・住宅についての省エネ基準適合義務や目標年次に言及しているが、既存建築物・住宅問題への対応についても、改修のインセンティブ、より廉価な改修技術・設備の開発導入など、具体的に言及していくべきである。</p> <p>・事業者はあまり省エネしていないという事を聞きました。一般市民は一生懸命節電したりしていても、電気代が事業者向けは使えば使うほど安いのでそんなに頑張らずに省エネしてない。</p>	<p>総合資源エネルギー調査会基本政策分科会第6回資料3に記載されているとおり、石油危機以降、GDPは2.4倍に増加したにもかかわらず、産業部門はエネルギー消費量が1割減少しており、既に高い省エネルギーを達成しています。</p> <p>エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第2節1.に記載されているとおり、事業者に対してはエネルギー使用の合理化に関する法律を適用するとともに、トップランナー制度を拡大しています。また、いただいたコメントを踏まえて、「規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準の適合を義務化する」という形で、さらに、既存の建築物・住宅への対策について、「省エネルギー性能の低い既存建築物・住宅の改修・建て替えや、省エネルギー性能等も含めた総合的な環境性能に関する評価・表示制度の充実・普及などの省エネルギー対策を促進する」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第2節1.に記載させていただきました。</p> <p>さらに、いただいたコメントを踏まえて、建築物についての省エネルギーの重要性を明確にするため、建築物についての省エネルギー推進への取組みについて具体的に追記すべく、「政府においては、公共建築物の他、住宅やオフィスビル、病院などの建築物で全国約4,000件の支援を行うなどネット・ゼロ・エネルギーを目指した取組を進めている」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第2節1.に記載をさせていただきました。</p>

	<p>確かに自分の職場も LED 電球は使ってません。事業者優遇の電気料金体制は改めて欲しいです。</p> <p>・エネルギー需要についての削減に対し偏りをなくすことが先決であると思います。各業界での達成割合をもっと同一視して出来る限り業界内での感覚で行わないような規定の方針を業種を超えた位置で策定出来るようにしてはどうか。</p>	
18	<p>(エネルギー多消費型の生活様式の見直しが必要である)</p> <p>・エネルギーそのものを使わない生活様式を目指して行くことが必要である。どのようなエネルギーであっても何らかの負荷が環境にはかかる。消費社会そのものを見直す時である。省エネというとすぐに省エネ商品売ることを考えるのではなく、使わないことを目指す時に来ている。</p> <p>・エネルギー政策はエネルギーをどうするかのみならず、生活スタイルをどのようにしていくか、という視点が重要だと思います。</p> <p>・過去の第1次石油危機では、国の総力を挙げて省エネと節電に取り組んだ。多少の不便にも耐えられるだろう。</p> <p>・わが家は、冷蔵庫は使わない。買ってすぐ食べる。車は乗らない。自転車で移動。エアコンはお客様の部屋には入れているけれどリビングには無し。など省エネを心がけています。便利さ・モノの豊かさよりも、いのちを守り、心豊かさを大切にする方向に、3.11 以来、本当に心からそう思うようになりました。いのちを守れる安全なエネルギーの方向へお願いします。</p> <p>・CO2を減らしたいならば、基本は官民ともに省エネの推進であって、これまで同様にエネルギーを量的に使い続けることを止め</p>	<p>いただいたコメントを踏まえて、「生活の質を向上させつつ省エネルギーを一層推進するライフスタイルの普及を進める」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第2節1.に記載をさせていただきました。</p>

	<p>るよう考え直すべきです。</p>	
19	<p>(ISO50001の記載を変更すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーマネジメントとしてISO50001の認証取得を促進することの必要性が理解できない。省エネ法で十分ではないか、現行の省エネ法で何が不足しているのか、何のために企業にコスト負担を強いてまで促進する必要があるのか疑問である。 ・「ISO50001の認証取得を促進し」部分を、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会工場等判断基準WGとりまとめ(案)(平成25年11月3日)の中で、判断基準改正案に示されている内容と整合させ、記述内容について下記の通り修正を要望する。「業種横断的に、スマートなエネルギー使用の取組を促していくため、事業者には、中長期的視点に立って計画的な省エネへの取組、情報提供等の実施を求める。その際、必要に応じて、エネルギーマネジメントシステムの国際規格の活用についても検討することを推奨する。 	<p>ISO50001の認証取得は、エネルギーの体系的な運用管理によって、省エネの促進に繋がるものです。また、企業価値の向上にも繋がるものであり、今後、国内外においてビジネスチャンスを広げることを可能とするツールです。省エネ法においてもISO50001の発行を契機とした判断基準の見直しが行われ、本年4月1日より施行予定です。なお、認証取得に際しては事業者側の費用負担が伴うものであることから、その取得の要否については事業者毎に判断を行うこととなります。</p>
20	<p>(道路ネットワークの整備を記載すべきでない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「円滑化環状道路等基幹線道路ネットワークの整備、などの交通流対策を含めた総合的取組を進めていく」とあるが、現在進められている多くの道路ネットワークの整備には、必要性のないものや、まち壊し、自然破壊につながるものがある。また、道路整備にかかるエネルギーもある。単純に短絡的に「交通流対策」を取り上げて道路ネットワークの整備を進めていくなど愚の 	<p>いただいたコメントを踏まえて、省エネルギーに資するものであることを明確にするため、「省エネルギーに資する環状道路等幹線道路ネットワークの整備や高度道路交通システム(ITS)の推進」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第2節1.に記載させていただきました。</p>

	<p>骨頂であり、分科会メンバーの見識を疑わざるをえない。</p> <p>・「円滑化環状道路等基幹線道路ネットワークの整備、などの交通流対策を含めた総合的取組を進めていく」とあるが、現在進められている多くの道路ネットワークの整備は、必要性のないものや、まち壊し、自然破壊につながるのも、また、道路を造るためにかかるエネルギー消費も膨大である。道路を造れば造るほど誘発交通を発生させ、交通量が増える。車優先の社会からエネルギー効率のよい公共交通への転換や自転車道・レーンや歩行者の安全対策などを優先する交通政策を推進すべきである。</p>	
21	<p>(スマートメーターの健康被害を記載すべきである)</p> <p>・スマートメーターの先進国である欧米では今になって健康被害が問題となっています。スマートメーターに関しての推進会議の議事録にはそれらの健康被害については全く触れていないので、導入ありきの今の補助金などがおけるスマートメーター推進体制には反対です。消費者には良し悪しの両面を明らかにして説明すべきです。その上で導入するかどうかの選択の自由を残してください。</p> <p>・基本計画 P44に「2020年代早期にスマートメーターを全世帯・全事業所に導入する」と書いていますが、スマートメーターの導入については、もっと議論する必要があり、拙速な導入には反対します。理由はすでに導入している米国では18州でスマートメーターの設置禁止を求める訴訟や反対運動が起きています。スマートメーターは RF 電磁波を使って電気使用量を送信するので、設置家庭では定期的に電磁波が発生し、住民が被曝し</p>	<p>スマートメーターが電波を用いて通信を行う場合については、電波法(昭和25年法律第131号)の規制を受けることとなります。我が国においては、電波法施行規則等で、世界保健機関(WHO)が遵守することを推奨している国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)ガイドラインに定められている基準と同等の基準を定めており、当該電波による人体への危害の防止が図られているものと考えていることから、電力会社が、電波を用いて通信を行うスマートメーターを各家庭に設置することについては問題ないと考えております。</p>

	てしまいます。実際に米国では導入後頭痛やめまい。耳鳴り、不眠等が現われ、自宅にいられない人が増えているそうです、電磁波の影響を受けやすい子どもの健康被害がとても心配です。スマートメーターの拙速な導入に反対します。	
22	<p>(化石燃料と再生可能エネルギー等の活用を基本とすべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火力・天然ガス・再生可能エネルギーを推進していきましょう。 ・再生可能エネルギーは地域分散型を基本とし家庭用、地域の中小企業が主として利用し、電力を大量消費する大企業には火力などによる大型発電を利用するという棲み分けが望ましいと思う。 ・まだ再生可能エネルギーで全てを賄えるとは思いませんが、当面のつなぎとしては省エネと化石燃料を使っていき、出来る限り早く化石燃料の依存度を下げていく方が良いと思っております。 	<p>いただいたコメントを踏まえて、「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる。その方針の下で、我が国の今後のエネルギー制約を踏まえ、安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全確保のために必要な技術・人材の維持の観点から、確保していく規模を見極める」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. 及び第3章第4節1. に記載させていただきました。</p>
23	<p>(再生可能エネルギーを推進すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光などの再生可能エネルギーを推進して下さい。 ・命より大切な物はない！目先の利益や便利さだけを追わず、国民の声を聞いて、今の費用がかかっても、将来的にも安全・安心な、自然を利用させてもらった、電力を作ってください！ ・代替エネルギーはまだまだといわれていたが、昨今、太陽光発電が急速に進んでいるように思う。新エネルギーによる雇用をはじめ若い人の希望ともなり得る分野である。 ・エネルギー基本計画に対する意見には「今後3年程度、再生可能エネルギーの導入を最大限加速していく」との記載があっ 	<p>エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. において再生可能エネルギーについては、「温室効果ガスを排出せず、国内で生産できるためにエネルギー安全保障に寄与できる有望かつ多様な国産エネルギー源」と考えており、「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」としております。</p> <p>また、いただいたコメントを踏まえて、再生可能エネルギーなどによる新たな産業・雇用創出という観点を明示すべく、調査会意見からさらに、「それぞれに異なる各エネルギー源の特徴を踏まえつつ、世界最先端の浮体式洋上風力や大型蓄電池などによる新技術市場の創出など、新たなエネルギー関連の産業・雇用創出も視野に、経済性等とのバランスのとれた開発を進めていくことが必要である」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. に記載をさせていただきました。</p>

	<p>た。再生可能エネルギーは国内自給率を向上させるために不可欠であり、新たな基幹エネルギー源として非常に重要な役割を担う。「少なくとも今後30年間は再生可能エネルギーの導入を最大限加速していく」べきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーも風力を中心に適材適所(太陽光はメガソーラーによる遠隔地からの電気利用よりも各企業や家庭での熱利用の方が効率が良いと思います)を考慮して増加させる政策をしてください。 ・環境負荷の少ない持続可能な自然再生エネルギー実用化の道を開く努力をしてください。 ・この2年以上、実際に原発依存によらない電力需給が十分に可能であることは実証された。代替発電を当面火力に頼るのは一時的方便としてやむをえないことであるが、速やかに自然エネルギー利用への転換を国策として進めるべきである。 	
24	<p>(再生可能エネルギーのみを推進すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今更自然を壊すエネルギーを使ってどうするんだ。自然エネルギーを活用すれば充分やっていけるはずだ。 ・再生可能エネルギー”のみ”推進すべき。 	<p>エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第1節2.に記載されているとおり、「安定供給が確保される需給構造を実現するためには、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要」です。</p> <p>従いまして、再生可能エネルギーのみを推進するのではなく、各エネルギー源毎の特徴を踏まえ、それぞれについてしっかりと対応してまいりたいと考えております。</p> <p>一方、再生可能エネルギーについても、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1.及び第3章第3節柱書に記載されているとおり「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」こととしております。</p>

<p>25</p>	<p>(原子力ではなく再生可能エネルギーの開発に力を入れるべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の技術力を持続可能な社会、新エネルギーの開発に使うべきです。今日まで政府が原発推進にかけてきた人やお金を環境負荷の少ないエネルギーの開発にかければ、近い将来、きっと実用化されます。 ・火力や原発に代わる発電手段として、風力、太陽光、地熱などが挙げられていますが、その他にも、雪や深層海洋水(と地表との温度差を利用したアンモニアタービン発電)、海の潮汐・波・海流、太陽熱(で蒸気を発生させタービンを駆動する)など、いろいろな手段があります。これらの開発を急ぎ、出来るだけ環境負荷の少ない方法で発電するべきです。 	<p>いただいたコメントに関しては、「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」との考えの下、「高い発電コスト、出力の不安定性、立地制約といった課題に対応すべく、低コスト化・高効率化のための技術開発、大型蓄電池の開発や送配電網の整備・実証などの取組を積極的に進めて」まいりたいと考えております。他方、原子力についても、廃炉の工程において必要な技術開発や放射性廃棄物の減容化・有害度低減などの技術開発等が必要であると考えております。</p>
<p>26</p>	<p>(原発・化石燃料の利用をやめて、再生可能エネルギーに移行すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウランにしろ化石燃料にしろ、地下資源は有限でいずれ底をつきます。一方、太陽光、風力など再生可能エネルギーは太陽がある限り利用することができます。核燃料や化石燃料から再生可能エネルギーに移行せざるをえないのです。いつやめるかの問題です。原発は即刻廃炉にし、再生可能エネルギー社会に移行すべきと考えます。 ・日本が中長期的にめざすべきは、化石燃料や原子力を主体とした「ベストミックス」に依存する社会ではなく、再生可能エネルギーを中心とした社会であると考えます。そのような社会は、目指さなければ達成することはできません。 	<p>エネルギー政策としては、安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、最小の経済負担の実現、環境への適合のために最大限の取組を行うことが重要です。</p> <p>調査会意見の第2章第1節2.に記載されているとおり、「安定供給が確保される需給構造を実現するためには、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要」であると考えており、こうした点をエネルギー基本計画の政府の原案の第2章第1節2.に記載させていただきました。</p> <p>また、調査会意見の第2章第2節1.及び第3章第3節4.に記載されているとおり、再生可能エネルギーの導入を「最大限加速していきたいと考えており、さらにいただいたコメントを踏まえて、「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1.及び第3章第3節柱書に記載させていただきました。</p>

27	<p>(同時同量を維持できる再生可能エネルギーの導入を進めるべきである)</p> <p>・再生可能エネルギーは当面、地熱や水力、バイオマスなど発電の同時同量を維持でき、大型蓄電池や地域間、地域内連系などを必要としないものを進め、風力発電、太陽光発電などそのままでは同時同量を維持できないものは、当面研究の範囲にとどめるべきであります。</p>	<p>同時同量を維持できるエネルギーは電力供給上の重要な長所の一つであると考えておりますが、こうした点を含め、再生可能エネルギーについては、調査会意見の第2章第2節1. において記載されているように、系統の整備、蓄電池の活用等による「系統強化」を「着実に進め」ていくこと、また、「各エネルギー源で特徴が異なることから、それぞれの特徴を踏まえ、経済性等とのバランスのとれた開発を進めていくことが必要である」と考えており、こうした点をエネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. に記載させていただきました。</p>
28	<p>(再生可能エネルギーのコストは原子力よりも安いため、強かに押し進めるべきである)</p> <p>・長期的にみてCO2削減のためにも原発依存から脱却し、自然エネルギーへの転換を強かに押し進めることを提案いたします。自然エネルギーはコストが高いといわれますが、原発の維持推進にかかる費用に比べれば微々たるものと考えます。</p>	<p>調査会意見の第2章第1節2. に記載されているとおり、「安定供給が確保される需給構造を実現するためには、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要」だと考えています。エネルギー政策としては、安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、最小の経済負担の実現、環境負荷の抑制のために最大限の取組を行うことが重要です。</p> <p>いただいたコメントについては、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. 及び第3章第3節柱書に記載しているとおり「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」こととしております。</p> <p>なお、エネルギー源ごとのコスト比較については、2011年12月に、外部専門家によるコスト等検証委員会の下で試算を行っています。この試算では、原子力のコストについて、事故対応費用や使用済燃料の処理コストも含めて、キロワットアワー当たり 8.9 円以上とされています。これは、再生可能エネルギー電源のコストと比較して、必ずしも高いコストと試算されたわけではありません。ちなみに、再生可能エネルギー電源のコストは、太陽光 30.1～45.8 円/kWh、風力 9.9～17.3 円/kWh とされています。</p> <p>再生可能エネルギーについては、投資回収に見通しを与える固定価格買取制度の安定的かつ適切な運用により、量産規模を追求し、コスト低減を促進していきます。</p> <p>さらに、調査会意見の第3章第3節4. において「開発規模によって経済性を確保できる可能性のある風力・地熱に</p>

		<p>については、導入に向けた課題が多く、それを解決する取組を進め」ていく旨の記載がされており、こうした点をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第3節柱書に記載させていただきました。</p>
29	<p>(再生可能エネルギー普及のための支援を行うべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーに自宅の電気を切り替えるには費用がかかります。ですが、補助金があれば何とかできます。個人の家であれば電力会社を頼らずとも電気を作ることは可能です。これからもさまざまな自然エネルギーが開発されることでしょう。ぜひとも小電力については個人につけられるような税金や補助金などの援助を施策として考えていただきたいものです。 ・風力エネルギーも太陽光エネルギーと同様に全国に普遍的に存在するエネルギー源であり、未利用状態にあるそれらのエネルギーを有効に活用することは、分散型のエネルギー供給体制を構築していくのに有効である。そのためには、大規模な開発にとどまらず、中小規模の風力開発に力を注ぐことも不可欠である。しかし中小規模の開発は経済性の観点で大規模なものに比べて劣る場合が多いため、経済的な側面を中心として政策が支援していく必要があると考えられる。 	<p>いただいたコメントは、調査会意見の第3章第3節4. において「小規模な再生可能エネルギー源を組み合わせた分散型エネルギーシステムの構築を加速していくため、個人や小規模事業者も参加しやすくするための支援を行っていく」と記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第3節2. に記載させていただきました。</p>
30	<p>(再生可能エネルギーの普及に資するような規制緩和を行うべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本は自然エネルギーにあふれる国です。大きなダムをつくらなくても水力発電は可能です。地熱もしかり、国立公園に関する規定を変更してもっと自由に使えるように。 ・「農地法」や「河川法」等に基づく規制について、自然エネルギーの導入加速に向けた規制改革が鋭意進められ、一部で実現 	<p>いただいたコメントについては、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. 及び第3章第3節柱書において「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。そのため、系統強化、規制の合理化、低コスト化等の研究開発などを着実に進める」と記載しております。</p> <p>さらに、いただいたコメントを踏まえて、河川法について規制改革が進められたことの重要性を明確にするため、調査会意見からより具体的に記載すべく、「あわせて、小水力発電については、既に許可を受けた農業用水等を利用し</p>

	<p>されたことは評価できる。その一方で、自然エネルギーの導入の支障となっている規制・制度等も未だ残されている現状に鑑み、今後も、規制改革会議において活発な議論を行うとともに、その結論を踏まえた規制改革の取組みを速やかに実行に移すべきである。</p>	<p>た発電について、河川法の改正による登録制の導入により水利権手続の簡素化・円滑化が図られたところであり、今後、積極的な導入の拡大を目指す」と、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第3節2. に記載をさせていただきました。</p> <p>このように、規制改革の方向性が規制改革会議等で決定され次第、その結論を踏まえた規制改革の取組みを速やかに実行してまいります。なお、国立・国定公園内における地熱開発については、2012年3月に第二種・第三種特別地域内における開発が緩和され、現在では公園内における開発計画が進んでおります。</p>
31	<p>（再生可能エネルギーの導入拡大のための地域間連携線の強化を行うべきである）</p> <p>・北海道と本州間の電力のやり取りの量を拡大するために、北本連携を30万kW増やす計画と聞きましたが、どうせ工事をするなら30万kWといわずに60万でも100万でもできるだけ多く、線を施設してください。太陽光発電やバイオマス発電の発展のためには、是非それが重要です。</p>	<p>再生可能エネルギーの導入拡大については、調査会意見の第2章第2節1. 及び第3章第3節4. に記載されているとおり、「最大限加速してい」きたいと考えており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. 及び第3章第3節柱書に記載させていただきました。</p> <p>地域間連携線については、いただいたコメントを踏まえて、「災害時を含む電力需給のひっ迫、地域を越えた電力取引の拡大、出力変動のある再生可能エネルギーの導入拡大等に対応するため、政府が示す政策方針や、広域的運営推進機関が策定する計画に基づき、東西の周波数変換設備や地域間連系線等の送電インフラの増強を進める」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第6節1. に記載をさせていただきました。</p>
32	<p>（再生可能エネルギーの導入促進のために地方自治体の役割の重要性を明記すべきである）</p> <p>・再生可能エネルギーについては、地域に密着したエネルギー源であるとともに、地域活性化につながるものであり、その導入促進を図るうえで地方自治体の果たす役割は大きい。そのため、地方自治体の役割の重要性をエネルギー基本計画に明記するとともに、導入計画の作成や更新など、自治体への支援策について検討すること。</p>	<p>いただいたコメントを踏まえて、自治体の役割の重要性を明記すべく、「地域に密着したエネルギー源であることから、自治体を始め、地域が主体となって導入促進を図ることが重要であり、国民各層がエネルギー問題を自らのこととして捉える機会を創出するものである」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第3節2. に記載をさせていただきました。</p>

<p>33</p>	<p>(地熱の活用を推進すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本は地熱をベース電源に目指すべき。資源量が世界3位で技術もトップクラスと聞いている。これほどふさわしいものはない。 ・日本は地震の多い火山列島です。全国各地に温泉が出ていることで解るように地熱が豊富です。技術的にも実用化が確立されています。 ・地熱エネルギーの利用により、温泉や電気の安定供給を出来るシステムを他国に造っているようですが・・・何故に国内では反映されないのでしょうか？ 	<p>地熱は、調査会意見の第2章第2節1. に記載されているとおり、「世界第3位の地熱資源量を誇る」ものであり、中長期的な視点を踏まえて持続可能な開発を進めることが必要です。また、調査会意見の第3章第3節4. において地熱の導入加速に向けた取組の強化に向けた施策が記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. 及び第3章第3節1. に記載させていただきました。</p> <p>また、調査会意見の第2章第2節1. に記載されている「発電後の熱水利用など、エネルギーの多段階利用」については、国内の発電所においても活用事例がございます。いただいたコメントを踏まえて、「例えば、ベースロード電源である地熱を利用した事例では、(中略)地域のエネルギー供給の安定化を支える役割を担っている」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第3節2. に記載させていただきました。</p>
<p>34</p>	<p>(水力の活用を推進すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の政府の審議会等における再生可能エネルギーに関する討議の中で、水力に関する評価が非常に低く、現状では、わが国の残存する豊富かつ良質の水力資源が長期エネルギー政策に反映されないのではないかと杞憂しております。 ・水力ですが、日本全国にあるダムのうち水力発電が設置されているのは3割程度なので、中規模の水力発電はコストも手間もあまりかからないので、残りの7割のダムに中規模の水力発電を設置したらどうでしょうか。 	<p>いただいたコメントを踏まえて、「渇水の問題を除き、安定的な優れたエネルギー源としての役割を果たしており、引き続き重要な役割を担うものである。このうち、一般水力(流れ込み式)については、運転コストが低く、ベースロード電源として、また、揚水式については、発電量の調整が容易であり、ピーク電源としての役割を担っている。このため、これまでも相当程度進めてきた大規模水力の開発に加え、現在、発電利用されていない既存ダムへの発電設備の設置や、発電設備のリプレースなどによる出力増強等、既開発地点についても有効利用・更新を進める。また、新たな未開発地点が多い中小水力についても、大規模水力と同様のコスト面や水利権の調整等の課題を踏まえつつ、地域の分散型エネルギー需給構造の基礎を担うエネルギー源としても活用していくことが期待される」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. に記載をさせていただきました。</p>

<p>35</p>	<p>(バイオマスの活用を推進すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべてのエネルギーを国内で調達するのは難しいかと思いますが、木質ペレットなど再生可能なエネルギーの比率を上げてゆく事は可能だと思います。私も田舎に住んでいますが、仕事が少ない為、過疎が進み地域が年々疲弊してきています。田舎にある山林などをエネルギーにする事で、仕事が生まれ地域の活性化にもつながると思います。 ・バイオマスや水力などがもっと普及するように進めて頂けるとありがたいです。 ・日本の豊富な森林資源を生かしたバイオマス依存型の小規模な地産地消型のエネルギー自給戦略を期待しています。 	<p>いただいたコメントを踏まえ、調査会意見から木質バイオマス等の導入拡大の意図を明確にするため「未利用材による木質バイオマスを始めとしたバイオマス発電は、安定的に発電を行うことが可能な電源となりうる、また、地域活性化にも資するエネルギー源である。一方、木質や廃棄物など材料や形態が様々であり、コスト等の課題を抱えることから、既存の利用形態との競合の調整、原材料の安定供給の確保等を踏まえ、分散型エネルギーシステムの中の位置付けも勘案しつつ、規模のメリットの追求、既存火力発電所における混焼など、導入の拡大を図っていくことが期待される」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. に記載をさせていただきました。</p>
<p>36</p>	<p>(海水熱や廃熱エネルギーの位置付けも明記すべきである)</p> <p>・P. 21(2)熱利用:コージェネレーションや再生可能エネルギー熱等の利用促進の個所で「河川熱、下水熱、地中熱、太陽熱、雪氷熱等の再生可能エネルギー熱をより効果的に活用していく」と記述されているが、従来から未利用エネルギーの範疇とされている海水熱や地下鉄・工場・清掃工場・変電所等の排熱エネルギーについても地域熱供給の熱源としての実績があり、重要なエネルギーであるため明示していただきたい。</p>	<p>いただいたコメントを踏まえて、海水熱を明示すべく、「太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節2. に記載させていただきました。</p> <p>また、御指摘の排熱エネルギーについても、重要なものと考えており、工場・事業場の排熱利用も含め、政府の原案の第3章第2節1. に記載されているとおり、「省エネルギー設備投資に対する支援」を行ってまいりたいと考えております。</p>

<p>37</p>	<p>(風力発電・地熱の導入は慎重に行うべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電施設の大型化により、自然破壊はもとより、景観上の問題、とりわけ生じている深刻な健康被害は看過できない。予防原則のもとに風力エネルギー導入、施設建設にあつては慎重な上にも慎重な配慮が必要である。 ・風力発電のようなマイナス面の大きい発電は 日本には向いていないので推進してはならない 設置のための取り付け道路その他の環境破壊 低周波による住民被害発電も電圧も周波数も不安定でただただバックアップ電力をいたずらに消費するに過ぎない。送電網も整備されていないため補完機能もない。太陽光もそうだが、蓄電機能が貧弱であるため、なんの既存発電の補助になっていない。 ・「風力や地熱の発電設備の導入をより短期間で実現できるようにするため、環境アセスメントの迅速化」とあるが、環境アセスメントの期間は短縮しないよう強く求める。風力発電においては、既に低周波による健康被害やバードストライク、複雑な風の流れによる負荷で風車が落下するなど、様々な問題が起きており、環境アセスは重要である。 ・地熱発電は再生可能エネルギーではない。地熱発電開発には大きなコストと長期の時間、そして周辺環境や温泉資源に及ぼす多大なリスクが伴います。地熱発電所は発電に使用する高温高圧の熱水や蒸気を得るため、平均すると3年に1本の頻度で補充生産井を掘削していますが、熱水噴出量の減少を止めることはできません。地熱発電の熱水は深度1～3キロメートル付近に存在している数万年から数十万年にわたって供給、貯留さ 	<p>開発規模によって経済性を確保できる可能性のある風力発電については、その導入を加速してまいります。しかしながら、御指摘のような環境との調和や供給不安定性などの懸念を踏まえて進める必要があると考えております。なお、環境アセスメントの迅速化や電気事業法上の安全規制の合理化等を行ってまいりたいと考えておりますが、それによって環境アセスメントや安全規制自体をおろそかにする趣旨ではございません。また、いただいたコメントを踏まえて、導入拡大に向けた課題も存在することを明示すべく、「風車の落下事故の発生等、導入拡大に向けた課題も存在する」と、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第3節1. に記載をさせていただきました。</p> <p>大規模な地熱発電については、開発事業者により、調査段階から運転開始後においても、温泉などへの影響を科学的に判断するため、地下貯留層のモニタリング調査等を継続的に実施しております。しかしながら、御指摘のご懸念を踏まえ、地熱の政策の方向性について「地域と共生した開発が必要」と考えており、こうした点をエネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. に記載させていただきました。</p>
-----------	---	--

	<p>れている熱水貯留層の化石水で、掘削によって初めて流動する半循環水です。熱水量の減少は熱水貯留層における熱水の消費(支出)に対して供給(収入)が追いついていないことを示唆しています。再生可能エネルギーとは、消費が供給より少ない場合とするならば、地熱発電は再生可能エネルギーとはいえません。</p> <p>・地熱発電は必ず既存温泉への悪影響が起こることを前提として考えるべきであるのでまず温泉資源の一括管理上、有限な資源量に対する保護規定(採取上限・停止命令の指標など)の明記が必要である。</p>	
38	<p>(送電ロスの少ない分散型電源を推進すべきである)</p> <p>・分散発電を推進して欲しい。消費地から離れた場所で大規模発電所で発電する場合、送電ロスが発生するため、資源の少ない日本においてはできる限りロスが少ない発電方法を推進すべきだと思います。</p> <p>・無駄なエネルギー消費の一つに送電ロスが上げられる。地域分散型のシステム、つまりエネルギーの地産地消を行えば電力の30%もの送電ロスが限りなく減らせる。</p> <p>・しばらくはエネルギーは化石エネルギーを主要電源とする一方、自然エネルギーの成長にインセンティブを行い、将来的には自然エネルギーを主要電源にできるようにすべきだと思います。</p> <p>・再生可能エネルギーの推進に力を入れ、再生可能エネルギーが軌道にのるまでは二酸化炭素の排出量のより少ない天然ガスなどによる火力発電で賄うべきだと思います。</p>	<p>いただいたコメントを踏まえて、「エネルギー供給の不安定性に対して、地域の特徴も加味して、様々なエネルギー源を組み合わせることで対応力を強化することも可能な分散型エネルギーシステムの有効性が認識され、その構築を進めていくことが必要となっている」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第1章第2節5.に記載をさせていただきました。</p> <p>なお、一般的に、分散型電源は大規模電源に比べ、送電ロスが少ない一方、発電効率が低いため、どちらが優位ということではなく、それぞれを適切に組み合わせることが重要であると考えております。</p>

<p>39</p>	<p>(固定価格買取制度は、電力価格の高騰を招くため、見直すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状における太陽光と風力の推進には、大変に疑問を感じます。現在、固定買い取り制度の下での太陽光の推進は、電気料の無用な高騰を招き、電気の品質に影響するなど、百害あって一利なしの状態です。ヨーロッパ諸国の買い取り制度が破綻し、買い取り価格を下げつつある現在、現状の制度は次代に禍根を残すものであるのは明白です。 ・自然エネルギーは重要であるが、現行の FIT では消費者の負担が増えるばかりである。特に大口需要家の負担は重い。買取価格の低下を望む。 ・再生可能エネルギーの高額な固定買取制度の抜本的見直し。買取量上限がない為将来電気料金の上昇を懸念する。 ・(ア)これから検討が始まる来年度の買取条件の中で、非住宅用太陽光発電買取価格の大幅な低減(例えば太陽光で先行したドイツ並み)により、将来 20 年に亘って固定されるサーチャージ上昇に緊急的な歯止めをかけたうえで、(イ)再生可能エネルギーを、我が国の成長戦略に資する持続可能な形で導入していくための制度とするべく、固定価格買取制度を前提とした再生可能エネルギー導入の施策について根本的に見直していただきたい。 ・家庭用太陽光発電は、送電線をそのまま利用して、発電した分を逆流させているので、なんと、3kmで発電分が電気抵抗にあい、消滅してしまうそうですね。その分の負担を、太陽光発電を付けていない一般家庭につけ回しするなんて、ひどい構造的 	<p>調査会意見の第3章第3節4. において「国民負担の観点から、法律の規定に従い、コスト低減実績を踏まえた調達価格の見直しを行うなど、常に適切に配慮を行うことが欠かせない。さらに、固定価格買取制度等の再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度について、コスト負担増や系統強化等の課題を含め諸外国の状況等も参考に、法律に基づき、エネルギー基本計画改定に伴いその在り方を総合的に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる」と記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第3節3. に記載させていただきました。</p>
-----------	---	--

	暴力を止めてください。	
40	<p>(太陽光の買取価格が高すぎるので、固定価格買取制度の見直しを図るべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電をとんでもない値段で電力会社を買わせ、その損失分を国民に求めるような理屈に合わぬ事などすぐにでも止めてもらいたい。 ・再生可能エネルギーの太陽光偏重(買取価格が高すぎる)をやめるべき。また、設備認定されてから長期間(2年を限度)発電が開始されていない場合は、買取価格を変更するべき。 	<p>エネルギー基本計画の政府の原案第3章第3節3. において「国民負担の観点から、法律の規定に従い、コスト低減実績を踏まえた調達価格の見直しを行うなど、常に適切に配慮を行うことが欠かせない」との記載がなされており、太陽光発電についても、調達価格等算定委員会の意見も踏まえ、調達価格の適切な見直しを行ってまいります。</p>
41	<p>(固定価格買取制度上の運用を改善すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光買取枠が利権化していると聞きました。1昨年7月の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」です。買取の枠だけ承認を取り、発電せず、稼動してないのが9割で転売目的かと疑われます。未着工は認定の取り消しをお願いします。 ・本日、電力会社が買取料金を電気料金に過大転嫁しているとのニュース報道がありました。国民は電力供給先を選ぶことができず日常生活をしていく上で電力会社に電気料金を支払わざるをえない状況です。この報道が事実ならば、電力会社は利用者への電気料金に上乗せし、結局国民が一部負担していることとなります。今後このような電力会社の不正がおこらないよう、国は電力会社に対し、厳正な審査(第三のチェック機関を設けるなど)と、国民への説明の義務があることを明言してください。 ・今、FIT はできて太陽光バブルが起きてますが多少自然エネルギーを普及させるためにアドバンテージつけるのはしょうが無い 	<p>調査会意見の第3章第3節4. において、固定価格買取制度については「安定的かつ適切な運用により制度リスクを低減し、事業者が本来あるべき競争に集中しやすい制度運用を目指すことが不可欠である」と記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第3節3. に記載させていただきました。今後、実態調査を踏まえて運用の改善を進めてまいりたいと考えております。</p>

	<p>と思いますが、地元外の企業や投資家が自治体や地方の土地を買い漁る事態が進んでいます。ドイツみたいに地元と地域外が建てた施設に電力買取価格に差をつけたりや環境アセスメントの整備や周辺住民や自治体の規制が行うことのできる仕組みに改めることはできないでしょうか。</p>	
42	<p>（再生可能エネルギーの利用を拡大するため、再生可能エネルギーから製造した水素等固定価格の買取対象を拡大するなどの取組を行うべきである）</p> <p>・安定供給に課題がある再生可能エネルギーの有効活用策として、再生可能エネルギーから水素を製造し、水素として一定量蓄積もしくは様々な地域の多様な再生可能エネルギーから製造した水素を集めて、水素発電に利用できれば有効です。このように、再生可能エネルギーの潜在能力を最大化させるために、固定価格買取制度の適用範囲を、再生可能エネルギーから製造した水素にまで適用できるように検討していくことを明示頂きたいと思います。</p> <p>・アメリカ、カナダ、欧州（イギリス、ドイツ、フランスなど）などの多くの先進国で再生可能エネルギーだけではなく分散電源を含む電力固定買取制度 FIT が導入されエネルギーの高度利用技術の普及拡大が推進されている。日本においても太陽光偏重見直しの検討が始まっているが、風力だけでなく燃料電池を含むコージェネレーションへも拡大をすべきと考える。一次エネルギー消費量を削減する手段としては再生可能エネルギーと同様、燃料電池含むコージェネレーションも有効な手段である。</p>	<p>調査会意見の第3章第3節4. において「固定価格買取制度等の再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度について、コスト負担増や系統強化等の課題を含め諸外国の状況等も参考に、法律に基づき、エネルギー基本計画改定に伴いその在り方を総合的に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる」と記載されており、制度については、様々な検討を加えていくこととなります。こうした趣旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第3節3. に記載させていただきました。</p> <p>また、いただいたコメントを踏まえて、再生可能エネルギーを含む国産エネルギー源を有効に利活用できる二次エネルギーである水素エネルギーの実装化の重要性を明確にするため、必要な技術開発についてより具体化すべく、「国産エネルギー源を有効に利活用できる二次エネルギーである水素エネルギーの実装化は中長期的に重要な課題であり、水素輸送船や有機ハイドライド、アンモニア等の化学物質や液体水素への変換を含む先端技術等による水素の大量貯蔵・長距離輸送、燃料電池や水素発電など、水素の製造から貯蔵・輸送、利用に関わる技術を今から着実に進めていく。また、太陽光を用いて水から水素を製造する光触媒技術・人工光合成や、無線送電技術により宇宙空間から地上に電力を供給する宇宙太陽光発電システム（SSPS）、国際協力で進められているITER計画やこれに連携した幅広いアプローチを始めとする核融合などの将来の革新的なエネルギーに関する中長期的な技術開発については、これらのエネルギー供給源としての位置付けや経済合理性等を総合的かつ不断に評価しつつ、技術開発を含めて必要な取組を行う」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第4章2. に記載させていただきました。</p> <p>さらに、いただいたコメントを踏まえて、第3章第8節1. において、高効率なエネルギー利用を実現する燃料電池を</p>

		<p>含むコージェネレーションの導入促進の重要性を明確にすべく、「熱と電力を一体として活用することで高効率なエネルギー利用を実現するコージェネレーションは、ハイブリッド型の二次エネルギーであり、省エネルギー性に加え、再生可能エネルギーとの親和性もあり、電力需給ピークの緩和、電源構成の多様化・分散化、災害に対する強靱性を持つ。このため、家庭用を含めたコージェネレーションの導入促進を図るため、導入支援策の推進とともに、燃料電池を含むコージェネレーションにより発電される電気の取引の円滑化等の具体化に向けて検討する」と、エネルギー基本計画の政府の原案に記載させていただきました。</p>
43	<p>(固定価格買取制度は当面見直すべきではない)</p> <p>・「固定価格買い取り制度について～その在り方を総合的に検討」とあるが、この文章を読むと、固定価格買い取りをやめたいかのようだ。今は「最大限加速」のため市場を成熟・自立させることに力を注ぐべきで、固定価格はその最たる柱。弱体化させることがあってはならない。あり方を検討するのは10年後でよく、今は市場と普及状況を「観察」するべき。</p> <p>・再生可能エネルギーについては、もっとも推進すべき電源であることは論を待たないことから、導入された固定価格買取制度を活用して、推進を加速していくべきである。</p> <p>・再生可能エネルギーの推進は明確な目標(2020年までに発電量の20%、とか)を設定し、新産業としても位置づけて政府挙げての取り組みを図るべき。固定価格買取制度の見直しなど論外である。ドイツの再生可能エネルギー取組をお手本とすべきで、メルケル政府から国家的アドバイスを受けてそれに沿った取り組みをすべきである。</p> <p>・再エネ賦課金が月1000円になったとしても、私は再生可能エネルギー導入を進めていただきたい。</p>	<p>再生可能エネルギーについては、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. 及び第3章第3節柱書に記載しているとおり「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」とし、固定価格買取制度については、政府の原案の第3章第3節3. に記載されているとおり「引き続き、安定的かつ適切な運用により制度リスクを低減し、事業者が本来あるべき競争に集中しやすい制度運用を目指すことが不可欠である」と考えております。</p> <p>こうしたことを前提に、「国民負担の観点から、法律の規定に従い、コスト低減実績を踏まえた調達価格の見直しを行うなど、常に適切に配慮を行う」ことも必要です。安定的かつ適切な運用を行うためにも、「コスト負担増や系統強化等の課題を含め諸外国の状況等も参考に、法律に基づき、エネルギー基本計画改定に伴いその在り方を総合的に検討」する必要があると考えております。</p>

<p>44</p>	<p>(原子力は即時ゼロにすべきである／再稼働をすべきでない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原発ゼロ」を決断し、原発ゼロ社会を明確に打ち出すべき。3・11をへて多くの国民が、政府に「原発ゼロ」を求めている。 ・直ちに全発電所の原子炉を廃炉にすること、将来にわたって原子力発電をエネルギー源として使用しないことを希望します。 ・原発をこのまま動かさず、全て廃炉にするべきです。 ・即時原発ゼロを前提に、自然エネルギーの利用と、地球温暖化作用の少ない新型火力発電、省エネを組み合わせたエネルギー戦略を切望する。 ・即刻、原子力は廃炉にすべき。当面は石油、石炭、天然ガス、水力発電を中心に発電をすべきであり、核爆弾となり得る原子炉を稼働させるべきではない。 ・原発からの早期撤退を決断すべき。原発は出力調整運転が難しい大容量発電装置であり、電力系統運用を硬直化させる。エネルギー損失が大きな大容量の揚水発電の導入が不可避となる。 ・原発推進・輸出政策・核燃料サイクル政策を即刻中止し、速やかにすべて廃炉工程に入ることを求めます。 ・日本のように地震の多い国で原発は無理です。即原発ゼロにするよう政府は真剣に取り組まなければなりません。 ・「可能な限り低減させる」とあるが、既に、現在原発ゼロを達成しており、ゼロとすることが可能である。 ・東電福島原発事故のような過酷事故の発生を抑制し、原発事故による市民及び環境への影響を最小に抑えるためには、原発の再稼働をせず、すべての原発を廃炉にしていくことが最善 	<p>福島県においては、今なお約14万人の方が厳しい避難生活を送っておられます。国がこれまで原子力政策を担ってきたことに伴う社会的責任については、被災者の皆様に心からお詫びしたいと考えています。</p> <p>原発に対する多様な意見があることについては、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節1. において「事故前に比べ、我が国におけるエネルギー問題への関心は極めて高くなっており、原子力の利用は即刻やめるべき、できればいつかは原子力発電を全廃したい、我が国に原子力等の大規模集中電源は不要である、原子力発電を続ける場合にも規模は最小限にすべき、原子力発電は引き続き必要であるなど、様々な立場からあらゆる意見が表明され、議論が行われてきている。政府は、こうした様々な議論を正面から真摯に受け止めなければならない」という形で記載しております。</p> <p>エネルギー基本計画の政府の原案の第1章第2節2. に記載しておりますとおり、原子力発電所が停止した結果、「原子力を代替するために石油、天然ガスの海外からの輸入が拡大することとなり、電源として化石燃料に依存する割合が震災前の6割から9割に急増」しております。「原子力発電の停止分の発電電力量を火力発電の焼き増しにより代替していると推計すると、2013年度に海外に流出する輸入燃料費は、東日本大震災前並(2008年度～2010年度の平均)にベースロード電源として原子力を利用した場合と比べ、約3.6兆円増加すると試算され」ています。さらに、「海外からの化石燃料への依存の増大は、資源供給国の偏りというもう一つの問題も深刻化させて」います。「現在、原油の83%、LNGの29%を中東地域に依存しており(2012年)、中東地域が不安定化すると、日本のエネルギー供給構造は直接かつ甚大な影響を受ける可能性があります。こうした中、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第1節2. に記載しておりますとおり、「国内資源の限られた我が国が、社会的・経済的な活動が安定的に営まれる環境を実現していくためには、エネルギーの需要と供給が安定的にバランスした状態を継続的に確保していくことができるエネルギー需給構造を確立しなければならない」と考えており、「各エネルギー源は、それぞれサプライチェーン上の強みと弱みを持っており、安定的かつ効率的なエネルギー需給構造を一手に支えられるような単独のエネルギー源は存在しない」中で、「危機時であっても安定供給が確保される需給構造を実現するため」には、原子力も含め、「エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要である」と考えております。</p> <p>このため、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. に記載しておりますとおり、「原発依存度について</p>
-----------	--	---

<p>策です。速やかな廃炉を可能とするための政策措置をおこないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発に頼らないエネルギー政策をのぞみます！ノーモア フクシマ！！ ・首都直下型地震が起こるかもしれないのに、原発の再稼働や原発を増やそうとするのですか？原発も戦争もイヤです。子供や孫を死なせたくありません。 ・福島原発事故であれだけの犠牲を払った私たちは、もう二度と原子力に手を出すべきではない。 ・福島原発事故の後、原発を動かすことは、犯罪的です。何故ならそこには「再びあのような事態が起きてもかまわない」という前提が含まれるからです。 ・原発を即刻ゼロとすべき。あの福島の破滅的事故を経て、なおもそれ以外の方針を立てるとしたら、それは「確信犯」による「犯行声明」に他ならないと言うべきである。 ・今のまま、原発を再稼働させていった場合、東日本大震災と同等規模の災害、とくに、首都圏が被害を受けた場合、日本が存続できない危機感を感じます。 ・「喉元過ぎれば熱さを忘れる」か。いまだに原爆エネルギーに頼ろうとしている。日本は国家国民主義に凝り固まっている官僚たちの国ではない。国民の10人の内の9人は国民国家論者だ。いいかげんに新しい国家の原理を建てて、その原理の下でこの国の将来のエネルギー政策を提案すべきだ。 ・今までの原発の働きに感謝しつつ、しかし安全な世界を望みません。これ以上の脅威は必要ありません。 	<p>は、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる」方針の下で、「我が国の今後のエネルギー制約を踏まえ、安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全確保のために必要な技術・人材の維持の観点から、確保していく規模を見極める」としております。</p> <p>また、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. 及び第3章第4節1. において記載しているとおり、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める」としてあります。その際、いただいたコメントを踏まえ、「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」旨を記載しています。</p>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・時代遅れで危険な原発は、即刻廃止すべき。福島事故はまだ解決していないので、そのことを反省して現実を見るべき。 ・福島事故であれだけ過酷事故を起こしました。その中で、原子力発電を主力としたエネルギー政策を日本が行っていくことは、国民を破滅に導く政策だと思います。 ・福島出身の者です。あれだけの災害をもたらした、原子力発電所をさらに進めるこの意見に絶対に反対します。 ・エネルギー基本計画から原発の利用を削除してください。日本の人的資源・技術力があれば原発がなくてもやっていけます。 ・安全かどうかを決めるのは国民であり、知る権利が担保されなければ判断ができないわけで、原発の電力供給は安定的かもしれませんが、ひとたび事故が起これば安全ではない状態が半永久的に続くわけであること、国民が不安に思っている時点で、すでに安心・安全ではないことを考えれば、なぜこのように原発推進に異常に固執するのか、民主主義の掟を破ろうとするのか、憤怒爆発であります。 	
45	<p>(脱原発を目指すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行きの見えない混乱・混沌の「今」から、不在となっている「移行管理」の方針を示し、「原発ゼロ」の未来を示す必要がある。 ・脱原発と脱化石燃料の路線に一刻も早く舵を切ってほしい。 ・国民の過半数が望んでいる原発ゼロの方向性を維持し、代替エネルギーの普及に力を入れるような計画に作り替えてください。 ・原発ゼロの方針とすることにより、経済界などもその開発にシ 	<p>エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第1節2.に記載しておりますとおり、「国内資源の限られた我が国が、社会的・経済的な活動が安定的に営まれる環境を実現していくためには、エネルギーの需要と供給が安定的にバランスした状態を継続的に確保していくことができるエネルギー需給構造を確立しなければならない」と考えており、「各エネルギー源は、それぞれサプライチェーン上の強みと弱みを持っており、安定的かつ効率的なエネルギー需給構造を一手に支えられるような単独のエネルギー源は存在しない」中で、「危機時であっても安定供給が確保される需給構造を実現するため」には、原子力も含め、「エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要である」と考えております。</p>

<p>フトできる。原発をいつまでにゼロにするか、その方向性が示されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱原発を国策とし、電力会社一極集中の枠組みを崩す。そこから市民の色々な知恵が浮かんでくるだろう。自然が生態系のバランスを保つように、日本の各地域が独自の多様な発電と消費のバランスを産み育てて、国全体を美しい網の目のように覆うこと、「発電」という言葉が「不安」ではなく「調和」を想起させる日が来ることを願う。 ・市民社会は「脱原発」を望んでいる。原発の依存率を可能な限り低減させるとしながら、規模を確保するとしていることは、原発依存をすすめることに他ならず認められない。 ・国民の意思を反映し着実に廃止していくこと。新設・増設は行わず、迅速な工程で確実に廃止する工程を明記すること。 ・国として「脱原発」の方向を明確に示し、事故後加速しているエネルギーシフトの動きを後押しすべき。 ・原子力なしでも成り立つエネルギー体系を作り上げるのが、現在最も重要な方向と考えます。 ・世界の先進国の潮流としても原発は廃止の方向であり、日本も今までの方向を見直すべき。 ・できるだけ早く、脱原発によるエネルギー生産システムを構築すべきです。 ・数量データだけを見た増設には一切反対。原発を含む社会インフラは、戦後の苦しい時代を生きた方々にとっては夢のような技術であり生活の糧かもしれないが、その弊害を引き受けるのはこれから生きる世代であり、価値観も変わっている。 	<p>このため、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. . に記載しておりますとおり、「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる」方針の下で、「我が国の今後のエネルギー制約を踏まえ、安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全確保のために必要な技術・人材の維持の観点から、確保していく規模を見極める」としてあります。</p> <p>なお、エネルギー基本計画の政府の原案の第4章2. に記載しておりますとおり、「海外からの化石燃料に過度に依存するエネルギー需給構造を長期的視点に基づいて変革していくため」、原子力の安全性、信頼性、効率性を高める技術のほか、「再生可能エネルギー熱利用の低コスト化・高効率化や多様な用途の開拓に資する研究開発」、「我が国の排他的経済水域に豊富に眠ると見られているメタンハイドレートや金属鉱物を商業ベースで開発が進められるようにするための技術開発」、「国産エネルギー源を有効に利活用できる二次エネルギーである水素エネルギー」を実装化するための技術開発や「将来の革新的なエネルギーに関する中長期的な技術開発」などを推進することとしてあります。</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none">・原発が使えないことを前提として、今あるものの中で生活していくことを目指すべきで、エネルギーを消費することはばかり考えず、持続可能な生活を目指すべき。・安全と認められた原発は再稼働するが、できるだけ早く、最新鋭の火力発電所や再生可能エネルギーで賄える体制作りにより脱原発を目指す。・技術を利用する組織への信頼がないので、安全のためには脱原発の方向へ舵を切り替えるべきだ。・原子力に依存しない社会を作ることが政権公約であるはず。・「原子力発電所事故の教訓を活かし、中長期的に、原発に依存しないエネルギー政策を講じなくてはならない。」とすべき。・原子力に頼るようでは、「つよい日本」は取り戻せないと思います。・現状でのエネルギー問題では原発で問題無いと思います。元々資源の少ない日本で現在の生活レベルを維持するにはしようが無いと思います。ただ、原発を完全に制御しているとは言い切れない事も起こり得るので、メタンハイドレートなどの資源などの発電技術を出来るだけ早急に開発し、速やかに原子力からの移行が望ましいとは思っています。・東京電力福島第一原発事故以降の国民のコンセンサスは、「発電に命をかける気はない」ということではないでしょうか？自給率の向上はもちろんのこと、経済性よりも「命を脅かさない」発電方法の選択を優先するということを基本方針の前提とすべきです。・前政権で長い時間をかけて国民的議論のもとに作成された	
---	--

	<p>「革新的エネルギー・環境戦略」をより重視すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発を効率的な石炭火力等に置き換えて、老朽化した火力発電所を最新鋭の火力発電所に代替をするようにする。その間は電力が不足するので安全と認められた原発は再稼働するが、できる限り早く、最新鋭の火力発電所や再生可能エネルギーで賄える体制作りにより脱原発を目指す。 	
46	<p>(福島の再生・復興に全力を尽くすべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東電に税金を無駄に投入せず、原発利権のやみの金を復興にこそ当てるよう要求します。 ・29年前に東京から脱サラ U ターンし、有機農業に取り組んできました。事故から3年たって、いまだ何の賠償も受けていない。 ・まずは原発事故の原因究明と故郷を失った方々の生活再建を最優先にすべきである。 ・原子力発電の今後の位置づけが、「はじめに」で述べている「東京電力福島第一原子力発電所事故の発生を深く反省し、最優先課題として福島の再生・復興に全力で取り組んでいくことが、エネルギー政策を再構築することの出発点となる。」という姿勢に全くそぐわない。 ・最初に福島の原発の処理をすることが大事ではないでしょうか？ 	<p>いただいたコメントを踏まえて、「福島の再生・復興に向けた取組は、エネルギー政策の再構築の出発点である」、「政府の最優先課題として、廃炉・汚染水対策、原子力賠償、除染・中間貯蔵施設事業、風評被害対策など、福島の再生・復興に全力で取り組んでいかなければならない」とし、「国の取組として、廃炉・汚染水対策に係る司令塔機能を一本化し、体制を強化するため、『東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議』を、『廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議』に統合するとともに、関連する組織の整理を行った。今後は、『東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ(2013年6月原子力災害対策本部・東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議決定)』や、『東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針(2013年9月原子力災害対策本部決定)』、予防的・重層的な対策を講じる『東京電力(株)福島第一原子力発電所における廃炉・汚染水問題に対する追加対策(2013年12月原子力災害対策本部決定)』を踏まえた廃炉・汚染水対策を、引き続き着実に実施する。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組は、終了までに30～40年程度かかると見込まれており、『廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議』で決定した大方針や中長期計画を着実に進めるため、内外の専門人材を結集し、技術的観点から支援体制を強化する。その際、廃炉支援業務と賠償支援業務の連携の強化に向け、原子力損害賠償支援機構の活用も含めて検討する。加えて、東京電力福島第一原子力発電所の周辺地域において、ロボットや分析技術を始めとする多岐にわたる廃炉関連技術の研究開発拠点やメンテナンス・部品製造を中心とした生産拠点も必要となりえることから、こうした拠点の在り方について地元の意見も踏まえつつ、必要な検討を行っていく。なお、このような取組とともに、福島沖で浮体式洋上風力技術の実証研究や独立行政法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所の開所、相馬LNG基地の建設、IGCCの実証など、福島がエネルギー産業・技術の拠点として発展していくことを推進する」、「また、福島の再生に当たっては、賠償や汚</p>

		<p>染・中間貯蔵施設事業など十分な資金的手当が必要である。このため、『原子力災害からの福島復興の加速に向けて(2013年12月閣議決定)』において、国が前面に出る方針を具体的に明らかにした。国民負担を最大限抑制しつつ、電力の安定供給と福島の再生を両立させる観点から、福島の再生のために必要なすべての課題に対して、国民の理解と協力を得ながら、地元とともに、国も東京電力も、なすべきことは一日でも早く、という姿勢で取り組んでいく」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節2.に記載いたしました。</p> <p>汚染水対策を含めた廃炉、賠償、除染、被災者の早期帰還や健康管理など、多くの課題に引き続き全力で対応を続けていかなければならないと考えています。</p>
47	<p>(福島原発事故の収束ができていないのに原発を活用すべきでない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島原発の事故が収束できない状況・周辺住民の置かれている状況を考えれば、原発の再稼働はしないでください。 ・福島第一原子力発電所の事故を完全に収束させるまで被ばく労働してから物申せ。 ・福島第一原発の事故も未だ集結せず、事故原因が十分に説明されてもいない。そうしたなかで原発を「基盤となる重要な電源」とするなど、この先何が起こっても責任は取りませんと言っているに等しく、無責任の極みである。 ・東電の福島原発事故の処理を最優先すべきです。原子力に頼らないエネルギーも省エネの方法も、日本の技術力で十分に対応できます。 ・いまだに福島原発の後片付けも終わっていないのに、どうして原子力発電所の継続に言及しているのか分かりません。 ・東電福島第一原発の原因も明らかにされず、依然として危機的な状況が継続し、とうてい収束の見通しも立たないうちに既存原発の再稼働への動き、原発の輸出等々、国民の安心安全は 	<p>政府の最優先課題として、廃炉・汚染水対策、原子力賠償、除染・中間貯蔵施設事業、風評被害対策など、福島の再生・復興に全力で取り組んでいかなければなりません。いただいたコメントを踏まえて、「『東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ(2013年6月原子力災害対策本部・東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議決定)』・・・を踏まえた廃炉・汚染水対策を、引き続き着実に実施する」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節2.に記載させていただきました。これらを基に、全体の進捗管理、技術的難易度が高い取組への財政措置、世界の叡智の結集、国内外への情報発信等を、政府が一丸となって進めてまいります。</p> <p>また、「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組は、終了までに30～40年程度かかると見込まれており、『廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議』で決定した大方針や中長期計画を着実に進めるため、内外の専門人材を結集し、新たな支援体制を強化する」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節2.に記載しております。廃炉支援業務と賠償支援業務の連携の強化に向け、原子力損害賠償支援機構の活用も含めて検討しています。</p> <p>さらに、同じくエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節2.において、いただいたコメントを踏まえて「東京電力福島第一原子力発電所の周辺地域において、(中略)廃炉関連技術の研究開発拠点や(中略)生産拠点も必要となりえることから、こうした拠点の在り方について地元の意見も踏まえつつ、必要な検討を行っていく」という形で記載しております。本年1月21日に、現地対策本部長である赤羽経済産業副大臣を座長とする「福島・国際研究産業都市構想研究会」をスタートし、原子力災害の被災地である浜通り地方の地域経済再生の在り方や新たな拠点づくり</p>

	<p>無視され、世界中の国々に迷惑をかけっぱなしにもかかわらず、原発をベース電源と位置付けるなど、一体あなた方には人間の心、いえ人間としてのまともな知能が備わっているのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力の位置付けについて、原発事故の教訓が全く活かされていないと言わざるを得ない。 ・事故を起こしたにもかかわらずなお原子力へ依存する点から、「エネルギー基本計画に対する意見」には反対します。 ・3.11がなかったかのような、今回の計画、この国に絶望を感じます。反対をいたします。 ・福島が復興しない限り、原発に頼らないエネルギーや社会のシステムを構築する方向で行ってほしい。 ・これだけの惨事を引き起こしたまま、復興もままならぬ状態で原発を動かすことは自殺行為に等しい。 	<p>に向けた検討を始めたところです。</p>
48	<p>(風評被害対策に取り組むべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島再生に向けては、国内外の科学的知見、国連科学委員会等の調査分析結果にも関わらず、風評被害が払拭されない状況を改善する必要がある。国は改めて放射線リスクに関する科学的知見を周知すると同時に、科学的知見に基づく真に地域の再生に資する政策の実施によって復興を加速すべきである。 ・近所で毎時 6 マイクロシーベルトの放射線量が検出されたり、福島出身という理由で結婚が取りやめになったりと、原発が原因で苦しんでいる。 	<p>いただいたコメントを踏まえて、「原子力賠償、除染・中間貯蔵施設事業、廃炉・汚染水対策や風評被害対策などへの対応を進めていくことが必要である」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の「はじめに」に記載させていただくとともに、「福島の再生・復興に向けた取組は、エネルギー政策の再構築の出発点である。政府の最優先課題として、廃炉・汚染水対策、原子力賠償、除染・中間貯蔵施設事業、風評被害対策など、福島の再生・復興に全力で取り組んでいかなければならない」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節2. に記載させていただきました。</p>

<p>49</p>	<p>(廃炉・汚染水対策に取り組むべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島原発事故から2年9ヶ月以上経ちますが、未だに収集はつかず、それどころか汚染水が漏れ出ている状況です。まずこれを1日も早く無害化することが最優先事項と考えます。 ・安倍政権は原発再稼働を推し進めようとしているが、福島の原発が汚染水の問題などもまだまだ収束していないのに、何故そんなに急ぐのか。 ・国が前面に出て被爆者の避難を実行し汚染水の垂れ流しを止めこれ以上の被曝をさせないよう全力をあげるべきです。 ・原子力発電所廃炉の理念とそのプロセスを明確に示すべき。 ・シンプルに考えて、現在の福島の現状、きちんと汚染水すらコントロールできていない、関係する人たちに十分な補償もないこと、新たな震災の脅威に対する原発の安全保障の手だてのない中で、この計画に賛成することは絶対に無理。 ・原発の廃炉作業にしっかり取り組んでください。 ・原子力発電所廃炉の理念とそのプロセスを明確に示すべき。 ・原子炉の廃炉や燃料の再利用の人的資源含めたコストの話が具体的ではありません。それらの正確な見積りや技術にたいする見通しがしっかりとされていなかったために、現状の混乱があるのだと思います。 ・福島第一原発事故の原因解明も、汚染水問題の解決もできていない中で、原発推進、原発輸出を内容とするエネルギー基本計画の策定には断固反対する。 	<p>福島第一原発の廃炉・汚染水対策は、福島の再生・復興を加速するため、最優先で取り組んでまいります。いただいたコメントを踏まえて、福島原発事故における「廃炉・汚染水対策は、世界にも前例のない困難な事業であることから、事業者任せにするのではなく、国が前面に立ち、一つ一つの対策を着実に履行する不退転の決意を持って取り組む」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節2.に記載させていただきました。</p> <p>また、「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組は、終了までに30～40年程度かかると見込まれており、『廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議』で決定した大方針や中長期計画を着実に進めるため、内外の専門人材を結集し、技術的観点から支援体制を強化する」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節2.に記載しております。廃炉支援業務と賠償支援業務の連携の強化に向け、原子力損害賠償支援機構の活用も含めて検討しています。</p>
-----------	--	--

<p>50</p>	<p>(福島原発事故の反省と責任を踏まえた文案となっていない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原発事故を過小評価しており、真摯な反省の上に基づいて立案したとはとうてい思えません。 ・犯罪である原発事故に対してこれまでの責任さえ取っていないではないですか！国家公務員という安全な場所にいてぬくぬくと国民をあやつれると考えているのには嫌悪感を覚えます。こんな政策は破棄すべきです！ ・福島原発事故で国民に甚大な被害を与えている自覚が無さ過ぎる。 ・福島原発事故を真摯に反省しているなら原発推進のエネルギー基本計画など出せるはずがない。もっと反省し責任をとってください。 ・2011年3月の福島第一原子力発電所事故によって、多くの国民が甚大な被害を被った。原子力発電を継続し、またそれを増加させる行為は国民の安全を守るという政府の第一的な行政義務の放棄であると言うことは論を持たない。 	<p>福島県においては、今なお約14万人の方が厳しい避難生活を送っておられます。国がこれまで原子力政策を担ってきたことに伴う社会的責任については、被災者の皆様に心からお詫びしたいと考えています。</p> <p>エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節2. において、「政府の最優先課題として、廃炉・汚染水対策、原子力賠償、除染・中間貯蔵施設事業、風評被害対策など、福島の再生・復興に全力で取り組む」旨を記載しております。また、いただいたコメントを踏まえて、同じく第3章第4節2. において、福島原発事故における廃炉・汚染水対策は、「世界にも前例のない困難な事業であることから、事業者任せにするのではなく、国が前面に立ち、一つ一つの対策を着実に履行する不退転の決意を持って取り組む」と記載しております。</p> <p>また、被災者の方々に寄り添い、生活再建や福島の復興・再生を加速することが政府の責任です。今後とも、被災者の方々に寄り添いながら、国の責任において復興の加速に取り組んでまいります。</p>
<p>51</p>	<p>(福島原発事故の原因究明ができていない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原発の事故原因を究明し、事故を完全に収束させ、福島県の皆さんの生活を取り戻すという「責任」をまずは果たしてもらいたい。 ・現在の時点で福島原発事故の原因究明と対策が後手後手の対処法で汚染を深めているまま、本質的には何も納得できるような対策が進んでいない。 ・東電福島原発の事故の原因究明や、被災者の救援を後回しにしての原発推進は、「あってはならない」ことだとおもいます。 	<p>いただいたコメントを踏まえて、「政府は、・・・原子炉内の状況究明と再発の防止のための努力を続けて行かなければならない」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節1. に記載させていただきました。また、エネルギー基本計画の政府の原案の第1章第2節1. に記載しておりますとおり、「事故の反省と教訓を踏まえ、原子力規制委員会が設立され、世界で最も厳しい水準の規制基準が施行され」ているところです。その上で、調査会意見の第3章第1節2. に記載しておりますとおり、「原子力の利用においては、いかなる事情よりも安全性を最優先することは当然であり、我が国の原子力発電所では深刻なシビア・アクシデントは起こり得ないという『安全神話』と決別し、世界最高水準の安全性を不断に追求していくことが重要である」と考えており、こうした点をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節3. に記載させていただきました。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・「はじめに」で述べられている、政府・事業者に東京電力福島第一原発事故原因の徹底的な解明に取り組む体制作りを求める姿勢には賛同する。 ・事故原因が完全に究明されるまでは原発を動かすことはありえない。 ・東電福島第一原発事故はまだ原因究明ができていない。 ・経産省も規制庁も「信頼を失ったまま」であり、福島事故の検証を行わないままに再稼働や「ベース電力として今後も」という「机上の詭弁」はあり得ない。 ・事故の処理も事故の原因の究明もできていないのに、どうして次の事故を防げるのか。 ・「安全性の確保が大前提」になっている以上、人類史上未曾有の事故の原因究明が完了した時点で、原子力発電の利用については是非を問うべきであり、現時点では原子力の利用は停止すべきである。 ・原子力発電は、技術的な課題を解決すれば再スタートを切れるというものではないと考えます。愚直な福島事故の真因解明と、透明性や公正性を基盤とした国民的議論の実践を通して、原子力行政への国民の信頼回復を図ることが大事と考えます。 ・福島第一原子力発電所の事故はいまだ収束していないばかりでなく、事故の原因究明さえなされていない。 ・福島事故の真相を究明した上で、新しいエネルギー政策を考え直すことが日本の社会だけでなく、日本によって放射能汚染をこうむっている世界からも求められているはずです。 ・フクイチ事故の原因究明も廃炉プロセスもとん挫、不明、不可 	<p>さらに、いただいたコメントを踏まえて、「原子力事業者を含む産業界は、自主的に不断に安全を追求する事業体制を確立し、原子力施設に対する安全性を最優先させるという安全文化の醸成に取り組む必要がある」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節3.に記載させていただきました。</p> <p>事故の分析も踏まえ、引き続き、妥協することなく、たゆまぬ安全性・信頼性を高める安全規制、安全文化を造り上げていくため、全力を挙げてまいりたいと考えております。</p>
--	---

	<p>能のまま、その安全性や類似(沸騰型か加圧型を問わず)原子炉をもって稼働することが基本とは科学性や論理性を欠く。</p>	
52	<p>(原発の安全は確保できない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・即刻、原子力は放棄すべきです。新基準はベント等は5年猶予、重要施設の直下に活断層でなければ OK、コアキャッチャーもなく、避難計画未策定でも OK という杜撰さ。検討チームの人選もやりなおすべき。 ・安全性をいくら確認したと言っても、100パーセントでないことが分かっているのなら、原発を動かして良いとは思えません。 ・現在、原発の安全性は全く確保できていません。 ・原子力発電は日本の発電方式から除外すべきである。原子力規制委員会も「記載基準は安全基準ではない」と認めており、さらなる原子力過酷事故が起こる可能性は多分にあるものである。 ・原発は廃止すべきです。万が一の事故は福島で十分あり得ることが証明されました。自然現象での事故。人為的な事故。全国の原発めがけて一斉にミサイルを撃ち込まれても対処できるのでしょうか？地球上においても安心な最終処分場など困難なことです。 ・甲状腺がんになる子供もいる中で、これ以上私たちや子供たち命を脅かす原発はいりません。 ・原発は生命を健康に維持するためにも、経済的にも全く×です。絶対反対！ ・関西の原発、即廃炉にしてくれ。大飯がいったら、琵琶湖の水 	<p>エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節2. において、「福島の再生・復興に向けた取組は、エネルギー政策の再構築の出発点である」と記載しておりますとおり、福島の再生・復興は政府の最優先課題です。汚染水対策を含めた廃炉、賠償、除染、被災者の早期帰還や健康管理など、多くの課題に引き続き全力で対応を続けていかなければならないと考えています。</p> <p>また、「はじめに」において、「事故の反省と教訓を将来に活かすべく、2012年9月には、独立した原子力規制委員会・原子力規制庁が発足」しました。「新たな規制組織による新規基準は、福島事故の反省・教訓を踏まえ、世界で最も厳しい水準となっております」。</p> <p>さらに、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. 及び第3章第4節1. において記載しているとおり、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める」こととしています。その際、いただいたコメントを踏まえて、「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」旨を記載しています。</p> <p>ただし、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節3. において、いただいたコメントを踏まえて、「原子力の利用においては、いかなる事情よりも安全性を最優先することは当然であり、我が国の原子力発電所では深刻な過酷事故は起こり得ないという『安全神話』と決別し、世界最高水準の安全性を不断に追求していくことが重要である」と考えております。</p> <p>この点については、「はじめに」において、「原子力安全は、本来、事業者自らも安全向上対策を講じることによって確保されていくもの」であり、「事業者自身がこの重要な責務を担い、安全を競い合い、原子力安全文化を醸成」すべきであると考えております。したがって、エネルギー基本計画の政府の原案の 第3章第4節3. において、「原子力事業者を含む産業界は、自主的に不断に安全を追求する事業体制を確立し、原子力施設に対する安全性を最優先さ</p>

<p>飲めんようになんねんぞ。大飯原発と琵琶湖源流の滋賀とは25kmしか離れていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供を持つ親としてリスクより安全！ ・再び稼働・新設・増設に舵を切ることは、多くの国民の願いとはあいられないものと言わざるを得ません。安全性対策への強化とそこへの国民的合意のないまま、原子力発電所の再稼働がなされることに反対します。 ・原材料の採掘から発電、廃棄物の処理に至るまで命を危険にさらす原発はいりません。水素サイクルにシフトすべき。 ・かつては原発は「安全性が確かめられれば存在してよかろう」と思っていたのですが、今では「こんなに危ない、厄介なモノを孫たちの生きる社会に残してはいけない」と確信する。ぜひ、根本的に再考して下さいをお願いします。 ・自分の家の前に原発があったらいやです。なので反対です。 ・ひとたび事故が起きれば人間の手には負えない原子力に頼る計画案は、教訓を生かしていない。 ・私は小学生です。地震の多い国に、一番原子力発電はあってないと思います。 ・事故が起こった時のリスクが大きすぎます。これを読んでいる方、あなたは原発のある土地に住めますか？ ・仮に原発をかどうするのであれば安全性はten nineでもだめで100%でなければならない。 ・老朽火力は繰り返し問題視するのに、老朽原発を問題にしないのはおかしい。 ・原発の再稼働に反対です。福島原発の問題が何一つ解決して 	<p>せるという安全文化の醸成に取り組むことが重要です。</p> <p>引き続き、妥協することなく、たゆまぬ安全性・信頼性を高める安全規制、安全文化を造り上げていくため、全力を挙げてまいりたいと考えております。</p>
---	---

<p>いないのに、なぜ、安全だと言えるのですか？地震が多い日本に原発はいりません。</p> <ul style="list-style-type: none">・「安全性が確認された原子力発電所は、再稼働を進める」ではなく、「安全性が認められない限り、再稼働は認めない」と書くべき。・原子力を今後の日本のエネルギー需要の柱に据えるというのは、安全性を余りにも軽視しており反対である。・福島は地震の可能性が極めて低いと言われた中での惨事です。原子力発電はやめるべきとの意見も多数国民から聞かれています。・人口密集地帯、かつ地震多発地帯の日本にとって、原子力の活用は夢物語にすぎない。・原子力発電所を安全に稼働させることは無理。福島を見ても、人間は原子力を完全にはコントロールできないことがはっきりしている。・原子力は核分裂生成物の処分技術が確立されてない欠陥技術である。完全に破壊された原子炉からの放射能汚染の想定が到底不十分である。原子炉本体と配管は本質的に手つかずのままである。本質的に安全性が向上したとは言えない。・原発は安全で安価として使っていましたが、恐ろしいものだと言うことを体験しました。私は高齢独身者で、太陽光利用の温水器をつけていますが、太陽光は凄いなーと思います。自然エネルギーに切り替えるべきです。・一切の核関連施設によるエネルギー政策を停止すべき。安全だというのならば、国会議事堂の地下にまず建設して範を示し	
--	--

	てほしい。	
53	<p>(安定供給の観点で原子力は他電源に劣る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発の燃料は大変貧弱で将来枯渇することが分かっている資源ですから、他の燃料を安定供給する方策を打つべきです。 ・安定供給については、無限大の安全管理が必要な、扱いにくい原子力発電所こそ、最も不安定な電源と言えるだろう。 ・事故や災害で止まる原発は不安定な電源であり、「安定供給」とは正反対な状況です。 ・ウラン燃料はほぼ全量輸入なのに「準国産エネルギー」と位置付けるのはおかしい。また、事故や天災ですぐに停止するのに「安定供給」はない。 ・今後のウラン鉱山、転換、濃縮施設などから入手の目途がたっている手配済み核燃料を入れても、十数年分にしかありません。こうした状況では、長期的な展望を持つことは出来ません。 ・100%輸入されているウランを、たまたま在庫があることを理由に「準国産」と位置づけるのは、詭弁以外の何物でもない。 ・準国産エネルギーの定義が至極曖昧である。原発の核燃料であるウランは海外から国内に輸入されている。MOX 燃料も海外で処理したものが国内に輸入されている。 ・「原子力を含むエネルギー自給率は 19.9%」とあるが、原子力を自給率の計算に含めるのは誤り。原子力発電の燃料であるウランも、石油等化石燃料と同じく、海外から輸入している枯渇性資源に他ならない。 ・原発を「準国産エネルギー」と言っているが、ウランは輸入だ 	<p>燃料投入量に対するエネルギー出力については、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会第2回会合(2013年8月27日)においてお示ししたとおり、原子力発電所1基分(100万 kW)が1年間で発電する電力量に必要な燃料は、原子力発電で用いる濃縮ウランの場合10トントラック2.1台分(濃縮ウラン燃料21トン)ですが、天然ガスの場合20万トンのLNG専用船4.75隻分(95万トン)、石油の場合20万トンの大型タンカー7.75隻分(155万トン)、石炭の場合20万トンの大型石炭運船11.75隻分(235万トン)となっているため、原子力は「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きい」としています。</p> <p>また、国内の民間在庫日数については、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会第2回会合(2013年8月27日)においてお示ししたとおり、ウランの場合約2年程度、LNGの場合約13日、石油の場合約67日(国家備蓄はIEA基準で約85日)、石炭の場合約33日であり、原子力は「数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる準国産エネルギー源」としています。</p> <p>さらに、エネルギー自給率については、エネルギー基本計画の政府の原案の第1章第1節1.及び第1章第2節2.において記載しておりますとおり、「2010年の原子力を含むエネルギー自給率は19.9%」ですが、「原子力発電所が停止した結果、2012年時点におけるエネルギー自給率は6.0%まで落ち込み、国際的に見ても自給率の非常に低い脆弱なエネルギー供給構造となって」おります。なお、国際エネルギー機関(IEA)の報告書「World Energy Outlook 2013」において、「エネルギー生産量/エネルギー総供給量(自給率)」を国際比較する際には、原子力は「エネルギー生産量」の内数として算入されています。</p> <p>これらを踏まえ、原子力については、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1.において、「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もない」と記載しております。</p> <p>その上で、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1.に記載されているとおり、「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる」方針の下</p>

	<p>し、核燃サイクルが破綻していることは明らかなので、根拠は分かりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料の原料であるウランはほぼ100%輸入に依存しており、核燃料サイクルの技術も確立される目途は全くたっておりませんので、原子力は準国産とは言えません。 	<p>で、「我が国の今後のエネルギー制約を踏まえ、安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全確保のために必要な技術・人材の維持の観点から、確保していく規模を見極める」としております。</p>
54	<p>(経済性の観点で原子力は他電源に劣る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発は発電量の調整もできずコストばかり膨大で経済的にも割に合いません。原発即時撤廃、方向転換が必須であることは明白です。 ・高リスク、高コスト、低パフォーマンスである原発の新設は、反対です。原発をなくしていくことに、国は全力を注ぐべきと思います。 ・運転コストが低廉とされているが、原発のコストは「運転コスト」だけではなく、発電所建設費、事故防止のための追加費用等、起こった事故への対応費用(賠償、除染、廃炉費用等)、通常の原子炉について廃炉費用、使用済燃料の処理等の費用があり、低廉とは言えない。 ・原子力の運転コストが低廉というのはもはや詭弁であり、核廃棄物の本格的処分も考えると、原発は直ちに廃止し廃炉と放射性廃棄物の処理に向けた技術の開発に専念することこそ賢明な道である。 ・「原子力の位置付け」において、原子力発電のコストが低廉だとありますが、廃炉や使用済み燃料の保管などを考慮した長期的なエネルギーコスト、放射性物質による環境負荷とそれに伴う 	<p>エネルギー源ごとのコスト比較については、2011年12月に、外部専門家によるコスト等検証委員会で試算が行われています。この試算では、原子力のコストについて、事故対応費用や使用済燃料の処理コストも含めて、キロワットアワー当たり 8.9 円以上とされています。8.9 円以上とされているのは、事故対応の追加費用も見込んでいるためですが、追加費用を見込んでも、その他の主要電源と比較して、必ずしも高いコストとはされていません。</p> <p>ちなみに、他のエネルギー源のコストは、石炭火力 9.5 円/kWh、LNG 火力 10.7 円/kWh、石油火力 36 円/kWh、一般水力 10.6 円/kWh、陸上風力 9.9~17.3 円/kWh、太陽光 30.1~45.8 円/kWh とされています。</p> <p>原発の事故対応費用については、福島第一原発事故の事故対応費用を基に約 5.8 兆円と仮定し、キロワットアワー当たり 0.5 円と試算されています。仮に事故対応費用が1兆円増えると、キロワットアワー当たり約 0.1 円ずつ増加することとなります。</p>

<p>経済損失などを考慮すると、むしろ極めて高いコストを支払っているという議論もできます。</p> <ul style="list-style-type: none">・コスト面でみても、10年20年といった長期的にみれば、原発よりも自然エネルギーの方がはるかに有利と考えられます。目先の経済的視点にとらわれずに、長期的視点で自然エネルギーの抜本的育成に力を注ぐべきです。・原子力発電は、福島事故処理、将来起こるかもしれない事故に対する備え、核廃棄物の処理、廃炉など、まだまだ確定していないコストがたくさんあります。これらのコストを考えれば、原発による電力が安価であり、日本の経済成長を支えると言えないことは、すでに明らかとなっております。・原子力は交付金や使用済燃料の処理費、事故の保証金や修理費用を算入すれば高額な発電システムだ。・廃炉や使用済み燃料保管のコスト、放射性物質による環境負荷、原発事故に伴う経済損失などを考慮すると、原子力発電コストは極めて高い。・原発を基幹エネルギーとして活用することに反対いたします。福島第一原発事故以降、巨額の賠償金や除染費用が費やされていることを鑑みると、決して安価であるとは言えません。・金食い虫の様な原子力発電は一生懸命納めている税金のムダ使いです。反対！・この先、原発除染・補償・廃炉など天文学的費用が必要となります。原発は安定的で、低コストとは言えません。基本エネルギーが原子力であるはずはありません。原発に代わる電力を考えなければいけない。	
--	--

<ul style="list-style-type: none">・原発の発電にかかる経費は安いと宣伝されているが、経費に計上されている項目がきわめて恣意的で、実は、発電システム全体には莫大な経費がかかっていることは、周知の事実である。・運転コストが低廉だとしても10万年以上も管理する必要があることを考えればライフサイクルコストとして考えればもっとも高価なエネルギーとしか言いようがないと思います。原発代替の火力の焚きましによる国富の流出2013年度3.6兆円は真偽があやしい。・廃炉費用や廃棄物破棄費用も考えているのか。事故が起こればこれほど地域経済を破壊し、賠償費用がかかる発電方法が他にあるのか。・原発のコストは安いと書かれていますが、現在進行中の事故処理のコスト、今後の核廃棄物処理のコストなど加えれば非常に高コストになるはずです。・電源別のコストの算出においても、むしろ原子力発電のコストの方が高いという試算が出されており、「原子力発電を火力発電に全て置き換えた場合、電力業に生じる生産性が10%程度低下する。」という記述には、説得性がない。原発を止めると発電コストが上昇するという見解には齟齬があると考える。・原発事故により、原子力の効率性は否定されたと考える。「運転コストが低廉で変動も少ない」という認識は、改める必要がある。原子力は事故によりこれほどの変動を引き起こした事実は明白、今後も事故収束・廃炉等で、他の原発の規制対応で膨大なコストが予想される。コスト等検証委員会の検討結果でも「低	
--	--

	<p>廉でない」ことが明らかになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発は発電コストの面でも優れているというのは、よく理由にされるが、これも大きな間違いである。もんじゅの実現が不可能に近い状況では、使用済確認量は処理が大変困難な巨大な負債である。負債を資産扱いにするトリックに近い方法で、原発による発電コストを小さく見せかけているに過ぎない。 ・原子力発電は最もコストが高く、極めて不経済な発電方式である。発電コストを下げる努力をするなら、現在の大手9電力会社の総括原価方式を廃止し、発電電分離を促す法改正を行っていただきたい。割安というが、福島の前償と除染、廃炉や汚染水対策に、少なく見積もって20兆円は必要と政府は試算している。今のところ事故を起こしていない原子力発電所にしても、廃炉や使用済核燃料の保管場所の建設、維持管理には費用がかかる。世界一厳しい安全規制基準や安全対策が課せられた原子力発電は、これまでと同じ発電コストで発電を継続することは不可能だろう。なによりも、福島原発での廃炉や被害補償と除染などにかかるコストを考えると・・・？今残された原発の使い道は、各種のエネルギー政策が効果を発揮するまでの数年間から十数年間のつなぎの役割として、電力コストの増加を緩和する手段として使用することだ。 	
55	<p>(環境適合性の観点で原子力は他電源に劣る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷について、原子力が環境に優しいエネルギーというのは嘘だ。地球温暖化にしても、ウランの採掘から運搬、炉の建設、使用済核燃料の処理、廃炉にまでCO2を排出している。さらには、すべての場面で放射線汚染の危険をはらんでいる。 	<p>エネルギー基本計画の政府の原案の第1章第2節2. 及び第1章第2節4. において記載しておりますとおり、「原子力を代替するために石油、天然ガスの海外からの輸入が拡大することとなり、電源として化石燃料に依存する割合が震災前の6割から9割に急増した」という状況の下、「現在、エネルギー起源の温室効果ガスの排出は、発電部門が大幅に増加に転じて」おり、「2010年度の二酸化炭素排出量と比べて、2012年度の一般電気事業者以外の排</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・原発はたとえ事故を起こさなくても、稼働していれば、温排水を海に垂れ流して、環境を破壊しています。事故以来、全国の原発が長く停止して、原発近くの海の環境がようやく戻りつつあります。あなた方はこれを再び破壊された状態に戻したいのですか。 ・提言には「運転時には温室効果ガスの排出もない」とあるが、排熱による環境負荷は大きく、特に海洋資源へ多大なダメージを与えており、さらには局所的な温度差による異常気象も招いている。 	<p>出量が29百万トン減少しているにも関わらず、一般電気事業者の排出量が112百万トン増加した結果、全体として二酸化炭素排出量は83百万トンの大幅な増加となっています。</p> <p>この点、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会第2回会合（2013年8月27日）においてお示したとおり、電源別の排出係数は石炭火力0.82、LNG火力0.40、石油火力0.65に対し、原子力及び水力等再エネは0（ゼロ）となっています。</p> <p>これらを踏まえ、原子力については、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1.において、「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もない」と記載しております。</p> <p>その上で、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1.に記載されているとおり、「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる」方針の下で、「我が国の今後のエネルギー制約を踏まえ、安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全確保のために必要な技術・人材の維持の観点から、確保していく規模を見極める」こととしております。</p> <p>なお、原子力発電所の建設の際には、環境影響評価法に基づいて、事業者が環境影響評価を行っており、その中で温排水の影響についても評価されることになっております。</p>
56	<p>（原発無しで電力は足りているので、原発は不要である）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国では原発54基全てが停止しても、誰も電力不足で困った者はいない。 ・危険な原発はいりません。今は稼働している原発がなくても電気は足りているはずです。 ・電気は足りているし、今後人口が減って行くであろう日本で原子力発電に頼る必要はない。災害時のリスクも考慮すべき。 ・火力発電だけでも、電力はまかなえていけるのだから、原発はいらない。 ・原発が稼働しなくても電力が足りていることは、昨夏で証明さ 	<p>エネルギー基本計画の政府の原案の第1章第2節2.に記載されているとおり、原子力発電所が停止した結果、「原子力を代替するために石油、天然ガスの海外からの輸入が拡大することとなり、電源として化石燃料に依存する割合が震災前の6割から9割に急増し、また、「原子力発電の停止分の発電電力量を火力発電の焼き増しにより代替していると推計すると、2013年度に海外に流出する輸入燃料費は、東日本大震災前並（2008年度～2010年度の平均）にベースロード電源として原子力を利用した場合と比べ、約3.6兆円増加すると試算されています。さらに、「現在、エネルギー起源の温室効果ガスの排出は、発電部門が大幅に増加に転じており、「2010年度の二酸化炭素排出量と比べて、2012年度の一般電気事業者以外の排出量が29百万トン減少しているにも関わらず、一般電気事業者の排出量が112百万トン増加した結果、全体として二酸化炭素排出量は83百万トンの大幅な増加となっています。その上、「海外からの化石燃料への依存の増大は、資源供給国の偏りというもう一つの問題も深刻化させて」</p>

	<p>れたはず。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年前の3.11原発事故後は、ほぼ原発ゼロで、でも、電気は大丈夫だった(足りた)という、事実があります。原発基盤電源説はインチキ。 ・現在、全ての原発が止まっても、何も不自由なく暮らしていけるのに、なぜ危険極まりない原発の再稼働が必要なのですか。 ・2年半原発停止したが、電気は足りた。 ・原発を止めていても電気は余っています。当面火力使用で運営して、その間に風、太陽、水力、波力などでの発電事業を充実させればいいのです！ 	<p>います。「現在、原油の83%、LNGの29%を中東地域に依存しており(2012年)、中東地域が不安定化すると、日本のエネルギー供給構造は直接かつ甚大な影響を受ける可能性があります。こうした状況下で原発即時ゼロというのは責任あるエネルギー政策とはいえないと考えております。特に、いただいたコメントについては、調査会意見の第1章第2節5. において「2012年、2013年には節電要請などの電力需給対策が講じられた結果、電力の需給バランスは維持されたが、老朽火力発電所を含め、火力発電をフル稼働させることで補っている状況にあり、発電施設の故障などによる電力供給不足に陥る懸念が依然として残っている」と記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第1章第2節5. に記載させていただきました。</p>
57	<p>(原子力以外の他のエネルギーで雇用は生み出せる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発再稼働反対、全ての原発を廃炉にする。自然エネルギーに切りかえ、そこから雇用も生み出す安心安全な施策を追求してほしい。 ・今すぐに日本政府は原発政策から手を引き、よりリスクの少ない再生可能エネルギーにシフトするべきだ。むしろそっちの方が雇用も経済も良くなる。 ・原発はやめて、自然エネルギーに財政的、人的資源を重点的に振り向け、地域経済を活性化させるほうが、安全で雇用も増えて、良いと思います。 ・政府として脱原発に舵をきることで新エネルギーも新雇用も生まれると思います。 ・立地地域での雇用問題ですが、自然エネへの転換を図れば、廃炉作業での雇用+新たな発電施設の建設への雇用が見込ま 	<p>エネルギー産業における雇用の創出は重要な観点であり、いただいたコメントを踏まえ、「新たなエネルギー関連の産業・雇用創出も視野に、経済性等とのバランスのとれた開発を進めていくことが必要である」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. に記載させていただきました。</p> <p>他方、エネルギー基本計画の政府の原案の第1章第2節3に記載しているとおり、「原子力発電の停止分の発電電力量を火力発電の焚き増しにより代替していると推計すると、2013年度に海外に流出する輸入燃料費は、東日本大震災前並(2008年度～2010年度の平均)にベースロード電源として原子力を利用した場合と比べ、約3.6兆円増加すると試算され」ている中、「様々な要因による電気料金の上昇は、電力を大量に消費する産業や中小企業の企業収益を圧迫し、人員削減、国内事業の採算性悪化による海外への生産移転等の悪影響が生じ始めて」おり、産業の雇用を守るためには、安価なエネルギーが不可欠であり、原子力を用いないことが雇用に繋がるとは必ずしも言えないと考えております。</p>

	<p>れます。実際ドイツでは自然エネへの転換を図り、新たな雇用が多数生まれました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発再稼動に舵を切るより、再生可能エネルギーの開発・利用で、世界に貢献し雇用を拡大していくことが求められていると思います。 ・原発関連に従事する人々を、再生エネ関連に移すなどしていけば、雇用の目処も立つと存じます。 	
58	<p>(原子力は引き続き活用していくべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源政策として原子力エネルギーを引き続き採用していくことに賛成。 ・廃炉にすべき原発と使用可能な原発の選り分けを行い、早急に再稼働すべき。 ・世論というかマスコミや原発反対テント村などという暴徒、無知な輩に恐れることなく、再稼働をすべきです。 ・原発推進には賛成です。ただし、理論的に十分納得したいです。 ・原子力発電には問題はあるものの捨てるわけにはいかないのだ、エネルギー問題はそんなに容易いものではないのだ、ということなのでしょうが、その点は同感です。 ・原子力に代替うるエネルギーが存在しない以上は原子力発電の早急な復活を望みます。 ・原発の再稼働は必須と考えます。東京オリンピックも6年半後に控え、景気が上向きになるには今まで以上に電力は必要になるからです。 ・安全な方法が確立されたならば、中期的には、主要なエネル 	<p>原子力については、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. において、「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である」と記載しております。</p> <p>その上で、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. に記載しておりますとおり、「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる」方針の下で、「我が国の今後のエネルギー制約を踏まえ、安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全確保のために必要な技術・人材の維持の観点から、確保していく規模を見極める」こととしております。</p> <p>また、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. 及び第3章第4節3. において記載しているとおり、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める」こととしています。その際、いただいたコメントを踏まえ、「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」旨を記載しています。</p>

	<p>ギーとして止むを得ないと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再稼働には賛成ですが、新設は不可能だと考えています。やはり原発を作り運用してきた以上、安全性を確保した上で再稼働すべきと思います。被害の予防や補償をどのように行っていくのか、ということも明確に示すべきです。 	
59	<p>(原発を早期に再稼働すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全が確認された原子力発電の早期再稼働すべき。安全確認後の再稼働について、国が責任を持つことを明確化すべきである。そのことが関係自治体の理解を得るためにも必要である。 ・安全性が確認された原子力発電所について、再稼働の必要性を分かりやすく国民へ伝えるなど、早期再稼働の実現に向けた国の支援を明確にしていきたいと考えます。 ・原子力発電早期再稼働してください。代替エネルギーでは、日本の電力は維持できません。日本は衰退します。安全保障面でも原発は必要です。 ・新しいエネルギーよりも、欠点のある程度わかっているエネルギーの方がよい。なぜなら、原発ならばある程度長い期間運用を行っていたから、短所もすぐよくわかるので、何が起こるか分からないエネルギーよりもよいと思う。原発を再稼働すべきだと思う。 ・すべてお金がかかることですから、消費税増税分ではとても間に合いません。当面、早く、原発を再稼働してください。 ・新規制基準適合性審査の着実な実施、新規制基準に適合すると原子力規制委員会が判断した原子力発電プラントの早期の 	<p>エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. 及び第3章第4節3. において記載しているとおり、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める」こととしています。その際、いただいたコメントを踏まえ、「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」旨を記載しています。</p>

	<p>再稼働実現が重要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内産業が懸命な努力によって何とか持ちこたえているうちに、一日も早く低廉・安定的な電力供給体制を回復しなければ、デフレからの脱却に向けて正念場を迎えている日本経済の致命的な足かせになりかねない。そのため、高効率火力発電の導入、化石燃料の調達強化など様々な対策を進めていく必要があるが、最も効果的で重要な役割を担うのは、安全が確認された原発の再稼働である。 	
60	<p>(安定供給、経済性、環境適合性の観点から原子力は重要である)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化石燃料の海外依存リスク、原子力の燃料コストの低廉さ、CO₂排出量の低さ、日本の技術への期待、化石燃料調達強化等の観点から、引き続き重要なエネルギー源として明確に位置付けるべき。 ・原子力の供給安定性や温暖化対策への貢献など、その優れた特性が認識され、重要なベース電源としての位置づけが与えられました。 ・エネルギー安全保障上、原子力は一定数確保すべき。 ・国のエネルギー安全保障上、これからは自前のエネルギー確保が急務になってくると思います。 ・原子力について、ゼロを目的とするものでなく、重要な電源と位置付けていることに、資源小国の日本にとって、確実なエネルギー政策を定めようとする姿勢が示されているものと考えます。 ・現状でのエネルギー問題では原発で問題無いと思います。 	<p>原子力については、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1.において、「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である」と記載しております。</p> <p>その上で、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1.に記載しておりますとおり、「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる」方針の下で、「我が国の今後のエネルギー制約を踏まえ、安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全確保のために必要な技術・人材の維持の観点から、確保していく規模を見極める」としてあります。</p>

	元々資源の少ない日本で現在の生活レベルを維持するにはしようが無いと思います。	
61	<p>(電源の多様性を確保するため原子力は重要である)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様かつ柔軟な電源オプションを確保する必要があり、原子力発電については引き続き活用していくことが極めて重要であり、中長期的にエネルギーミックスの中で一定程度の役割を果たすべきことは明らかである。 ・1日も早く日本の原子力発電を全面再開させるとともに、原子力以外のエネルギー資源をバランスよく開発すべきである。 ・短期的には、安全性だけでなく経済全体への影響を考慮し、原子力エネルギーも含まれるべきである。 	<p>エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第1節2.に記載しておりますとおり、「国内資源の限られた我が国が、社会的・経済的な活動が安定的に営まれる環境を実現していくためには、エネルギーの需要と供給が安定的にバランスした状態を継続的に確保していくことができるエネルギー需給構造を確立しなければならない」と考えており、「各エネルギー源は、それぞれサプライチェーン上の強みと弱みを持っており、安定的かつ効率的なエネルギー需給構造を一手に支えられるような単独のエネルギー源は存在しない」中で、「危機時であっても安定供給が確保される需給構造を実現するため」には、原子力も含め、「エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要である」と考えております。</p> <p>なお、電源構成の考え方としては、調査会意見の第3章第1節1.において「大きく変化する国際的なエネルギー需給構造の中で、深刻なエネルギー制約を抱える我が国が、エネルギー安全保障の強化、経済性のあるエネルギー源の確保、温室効果ガス排出の抑制という重大な課題に対応していくためには、多様かつ柔軟な電源オプションを確保することが必要である」と記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節1.に記載させていただきました。</p>
62	<p>(貿易赤字対策のため原子力は重要である)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧民主党政権における無責任な原子力ゼロ政策が見直されたことは高く評価する。現状の貿易赤字が続けば国の信用が揺らぎ、食料や資源の輸入に支障をきたす。 ・日本経済の再生発展と貿易赤字の拡大を阻止するために原発の再稼働をお願いいたします。 	<p>原発停止と貿易赤字の関係については、いただいたコメントを踏まえて、「日本の貿易収支は、化石燃料の輸入増加の影響等から、2011年に31年ぶりに赤字に転落した後、2012年は赤字幅を拡大し、さらに2013年には過去最大とある約11.5兆円の貿易赤字を記録した」、「貿易収支の悪化によって、経常収支も大きな影響を受けており、化石燃料の輸入額の増大は、エネルギー分野に留まらず、マクロ経済上の問題となっている」、「現在、原子力発電の停止分の発電電力量を火力発電の焼き増しにより代替していると推計すると、2013年度に海外に流出する輸入燃料費は、東日本大震災前並(2008年度～2010年度の平均)にベースロード電源として原子力を利用した場合と比べ、約3.6兆円増加すると試算される」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第1章第2節2.に記載させていただきました。</p>

		<p>また、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. 及び第3章第4節3. において記載しているとおり、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める」こととしています。その際、いただいたコメントを踏まえ、「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」旨を記載しています。</p>
63	<p>(国内産業の競争力を維持するため原子力は重要である)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力は「低廉で安定的な電力供給」の観点及び「エネルギー安全保障」の観点から、原子力発電の活用は今後とも必要不可欠であると認識しており、この点が今回明記されたことを高く評価する。電力多消費産業では、全国的な電気料金値上げにより著しく収益が圧迫されており、電力の安定供給とその確保は、国内産業の維持のための根本的課題になっている。 ・一日も早く女川原発を再稼働し、被災3県を救って下さい。私の職場も顧客の6分の1を失いました。原発事故による健康被害は我が家でも職場でも知人でも発生していません。 ・電気料金値上げは中小企業などにとって従業員を雇用し続けられないリスクがある。今後再値上げの可能性がある。早急に安全対策が容認された原子力は順次動かしていき、まずは原子力発電量の割合を震災前のレベルへ戻して、一日も早くもとの電気料金をもとのレベルへ値下げさせることを明記すべき。 ・中小企業はコスト増分を価格転嫁できず、人件費抑制等の事業縮小で対応している事例が極めて多く、電力に関する短期的な需給とコスト見通しを喫緊に示すべきで、安全が確認された原発は早急な再稼働が必要。 	<p>原発停止後の電源構成が変化して電気料金が上昇していることで、雇用にも影響が出ている懸念があることについては、「様々な要因による電気料金の上昇は、電力を大量に消費する産業や中小企業の企業収益を圧迫し、人員削減、国内事業の採算性悪化による海外への生産移転等の悪影響が生じ始めている」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第1章第2節3. に記載をさせていただきました。高価格なエネルギーによって企業の競争力、ひいては雇用を失うことは避けなければならないと考えています。</p> <p>また、調査会意見の第2章第2節1. において記載しているとおり、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める」こととしており、こうした点をエネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. 及び第3章第4節3. に記載しております。さらに、いただいたコメントを踏まえて、「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」という形でエネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. 及び第3章第4節3. に記載させていただきました。</p>

	<p>・原発が止まっているせいで多くの企業がとんでもなく高い電気代に苦しんでいます。一刻も早く安全を確認したうえで原発の再稼働をすべきです。</p>	
64	<p>(原発の新增設を行うべきである)</p> <p>・経済性、環境性の観点からも既存発電所に加えて、新增設、リプレースが必要。</p> <p>・事故を教訓とした世界の原子力安全に貢献していくためにも、新增設・リプレースの必要性を明確に位置づけるべき。</p> <p>・原子力を3割程度維持するため、リプレイス・新設は不可避。</p> <p>・規模を確保する手段として、それが実際に必要になるかどうかとは別に、新設の可能性を排除しないことも明確に記述すべきである。</p> <p>・原発を新設・増設・リプレースしていかなければ、2040年代には原発ゼロの状態に戻ってしまう。安全性を一層向上させ新規規制基準を満たす新型炉の新設・増設・リプレースを進めていく姿勢を明確にしておくべきである。</p> <p>・福島事故の教訓を踏まえ、既設の原子力発電所の安全性向上対策が続けられていますが、抜本的には新しい安全設計を反映できる新規原子力発電所を建設し、旧式の原発から最新の原発に変えて行くことが、安全性を高めた原子力活用の本筋と思います。</p> <p>・人材や技術の確保、育成や原子力産業を魅力あるものとするという視点からも、新たな原子力発電プラントの開発や新增設、リプレースについて、是非ともエネルギー基本計画へ明記され、そのような環境整備に取り組まれることをお願い致します。</p>	<p>原子力については、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. において、「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できる準国産エネルギー源として、優れた安定供給性と効率性を有しており、運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である」と記載しております。</p> <p>その上で、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. に記載しておりますとおり、「原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させる」方針の下で、「我が国の今後のエネルギー制約を踏まえ、安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全確保のために必要な技術・人材の維持の観点から、確保していく規模を見極める」としてあります。</p> <p>また、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節2. 及び第3章第4節3. において記載しておりますとおり、「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める」としてあります。その際、いただいたコメントを踏まえて、「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」旨を記載しております。まずは既存の原発の安全確認から進めることとしておりますので、原発の新增設については、その次の話です。</p>

<p>65</p>	<p>(原発の安全性を支える技術・人材を確保すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる安全性向上を支える人材・技術基盤の継承・発展を図るべき。 ・原子力が魅力あり、将来にわたり希望が持てる事業環境とするよう国が前面に立って支援していくことを明記すべきと考える。 ・原発中止＝研究中止は一層危険。 ・原発を停止したままでは、日本の原発技術も維持できず、日々日本の技術力は低下し続けています。このままでは将来日本は「技術なしの貧乏国」となってしまいます。どうか将来の子供たちのためにも、安全性を高めた原発を再稼働させる政策をとってください。 ・原子力発電技術は、将来におけるエネルギー資源枯渇問題の切り札ともなりえますので、安全性を向上させつつ、今後とも、大事に育ててゆくべきと考えております。・更なる安全性向上を支える人材・技術基盤の継承・発展を図るべき。 ・原子力が魅力あり、将来にわたり希望が持てる事業環境とするよう国が前面に立って支援していくことを明記すべきと考える。 	<p>原発については、何より安全性を最優先すべきものであり、これを実現するためには、高度な技術の維持と、高い安全意識を持った人材の確保が非常に重要です。国としても、原子力を支える高度な技術を維持し、安全対策高度化に向けた技術開発に取り組むため、必要な予算を確保し、廃炉や原子力安全等に係る研究開発や人材育成を支援しているところです。</p> <p>技術・人材の維持については、いただいたコメントを踏まえて、「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や、今後増えていく古い原子力発電所の廃炉を安全かつ円滑に進めていくためにも、高いレベルの原子力技術・人材を維持・発展することが必要である」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節3.に記載させていただきました。</p>
<p>66</p>	<p>(今後は廃炉技術を売り込むべく技術開発や人材育成を進めるべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後必ず世界中で生じる廃炉ニーズをビジネスにするため、立地地に廃炉の研究施設を置き、廃炉技術を育成すべき。 ・「安全確保のために必要な技術・人材の維持」とあるが、今後は、より安全な廃炉のための技術・人材の育成に傾注すべきで 	<p>いただいたコメントを踏まえて、「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や、今後増えていく古い原子力発電所の廃炉を安全かつ円滑に進めていくためにも、高いレベルの原子力技術・人材を維持・発展することが必要である」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節3.に記載させていただきました。</p> <p>また、いただいたコメントを踏まえて、「東京電力福島第一原子力発電所の周辺地域において、・・・廃炉関連技術</p>

	<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今こそ、原子力から離れたエネルギー政策を日本の技術として売り込み、廃炉の技術の確立と、それを売りにしていくという政策が必須と考えます。 	<p>の研究開発拠点や・・・生産拠点も必要となりえることから、こうした拠点の在り方について地元の意見も踏まえつつ、必要な検討を行っていく」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節2. に記載させていただきました。本年1月21日に、現地対策本部長である赤羽経済産業副大臣を座長とする「福島・国際研究産業都市構想研究会」をスタートし、原子力災害の被災地である浜通り地方の地域経済再生の在り方や新たな拠点づくりに向けた検討を始めたところです。</p>
67	<p>(原子力損害賠償制度を見直すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者に無限・無過失責任を課している現行の原子力損害賠償制度は根本的に見直すべき。 ・福島事故を踏まえた原子力損害賠償制度の見直しを早急に行うべき。 	<p>原子力損害賠償制度の見直しについては、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節3. において、「本計画で決定する原子力の位置付け等を含めたエネルギー基本計画を勘案しつつ、現在進行中の福島の賠償の実情等を踏まえ、総合的に検討を進める」と記載しております。</p>
68	<p>(危機管理体制を充実させるべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客観的な情報で影響を判断し、危機管理を充実させる必要がある。 ・原子力発電の管理能力も、アメリカやフランスなどほかの原発を多数設置している国家と比較しても決して万全とは言い難く、危機管理の見直しが必要でしょう。 ・危機管理が甘すぎる。原発に関わる資本が強すぎるのか、そこに利権もからむのか、原子力運用に関して今後危機管理がしっかりすると思えない。 	<p>新規基準において、想定を超える事故や自然災害が発生した場合においても、炉心損傷の防止、格納容器の破損の防止、放射性物質の拡散の抑制のための対策を要求しています。また、ハード(設備)とソフト(現場作業)が一体として機能を発揮することが重要であり、手順書の整備や人員の確保、訓練の実施等も要求しています。</p>
69	<p>(既に使用済燃料が発生している中、その最終処分問題の解決が重要である)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、脱原発をしたとしても、すでにある核廃棄物をどうするかという問題は残る。いずれにしても、最終処分地は作らなければならない。 ・既に発生済みの核燃料廃棄物の問題を誰にどのような配分で 	<p>現在、総合資源エネルギー調査会において、最終処分へ向けた取組の進め方について、技術的側面も含めて総合的な検討を行っています。その検討においても、最終処分場の立地選定にあたっては、地域による主体的な検討と判断の上で選定されるべきであり、住民不在で処分事業が進められるとの懸念を払拭し地域の信頼を得る上で、多様な立場の住民が参加する地域の合意形成の仕組みが必要、といった点が、基本的な認識として示されています。</p>

	<p>負担させるかの議論に進まなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済核燃料は既に多く発生しており、国を挙げてその対策に取り組むことこそが現世代の責任だと思う。 	<p>政府としても、こうした方針に沿って、最終処分場の選定の進展へ向けて、前面に立って対応していきます。</p> <p>いただいたコメントを踏まえて、「最終処分場の立地選定にあたっては、処分の安全性が十分に確保できる地点を選定する必要があることから、国は、科学的により適性が高いと考えられる地域(科学的有望地)を示す等を通じ、地域の地質環境特性を科学的見地から説明し、立地への理解を求める。また、立地地点は地域による主体的な検討と判断の上で選定されることが重要であり、多様な立場の住民が参加する地域の合意形成の仕組みを構築する。さらに、国民共通の課題解決という社会全体の利益を地域に還元するための方策として、施設受入地域の持続的発展に資する支援策を国が自治体と協力して検討、実施する」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節4.に記載させていただきました。また、「このような取組について、総合資源エネルギー調査会の審議を踏まえ、『最終処分関係閣僚会議』において具体化を図り、『特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針(2008年3月閣議決定)』の改定を早急に行う」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節4.に記載させていただきました。</p>
70	<p>(使用済燃料の問題は国が前面に立って取り組むべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性廃棄物は発生者責任の原則とのことだが、利潤目的の電力会社では、この重大な問題は解決できない。 ・核廃棄物の安全処理方法について、日本の英知を集めて研究・対処することを、国は推進すべき。 	<p>現世代の責任として、使用済燃料の問題を解決しなければなりません。</p> <p>このため、処分地選定の取組を見直し、政府一体としての新たな取組方針の検討を行うべく、昨年12月に最終処分関係閣僚会議を設置しました。</p> <p>総合資源エネルギー調査会(放射性廃棄物 WG。昨年5月より開催)での検討状況も踏まえ、科学的根拠に基づく国からの適地の提示や、将来の技術進歩を考慮した可逆性・回収可能性のある処分方法など、最終処分地選定の新たなスキームを構築していくことを決定しました。</p> <p>最終処分問題の解決に向け、国が前面に立って取り組んでまいります。</p> <p>いただいたコメントを踏まえて、調査会意見の第3章第1節2.において「廃棄物を発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう、高レベル放射性廃棄物の問題の解決に向け、国が前面に立って取り組む必要がある」と記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節4.に記載させていただきました。</p>

71	<p>(最終処分場の選定には、国民等との合意形成等が重要である)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術会議の提言にあるように、専門家・市民を含む丁寧で多段階の合意形成過程を制度化することが不可欠。 ・最終処分場は必要であり、立地を決めていかなければならないが、その際には国民と政府の間で信頼関係を構築しなければならない。 	<p>現在、総合資源エネルギー調査会において、最終処分へ向けた取組の進め方について、技術的側面も含めて総合的な検討を行っています。その検討においても、最終処分場の立地選定にあたっては、地域による主体的な検討と判断の上で選定されるべきであり、住民不在で処分事業が進められるとの懸念を払拭し地域の信頼を得る上で、多様な立場の住民が参加する地域の合意形成の仕組みが必要、といった点が、基本的な認識として示されています。</p> <p>政府としても、こうした方針に沿って、最終処分場の選定の進展へ向けて、前面に立って対応していきます。</p> <p>いただいたコメントについては、調査会意見の第3章第1節2. において「また、立地地点は地域による主体的な検討と判断の上で選定されることが重要であり、多様な立場の住民が参加する地域の合意形成の仕組みを構築する。さらに、国民共通の課題解決という社会全体の利益を地域に還元するための方策として、施設受入地域の持続的発展に資する支援策を国が自治体と協力して検討、実施する」と記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節4. に記載させていただきました。</p>
72	<p>(使用済燃料の処理のための研究開発・技術開発等が重要である)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力を廃止しても放射性廃棄物の処分の課題は残るので、技術開発を進めるべき。 ・新しい「エネルギー基本計画」では、研究開発やインフラ整備について、選択と集中を行うべきであり、原子力発電に関しては、廃炉や核燃料の処理(処分)方法などに、転換をすべき。 ・現在の軽水炉による発電は現在の停止のままの状態に保持し、今後は廃炉や使用済核燃料の処分のための技術開発に注力すべき。 ・現時点で存在する核廃棄物を安全に処理する方法を見つけるように、研究者を育て、お金を使ってほしいと思います。 ・いわゆる核のゴミを100%安全に無毒化することができるので 	<p>高レベル放射性廃棄物の最終処分については、20年以上の調査研究の結果、我が国においても、地層処分が技術的に実現可能であるとの評価がされており、地層処分技術の信頼性・安全性の一層の向上に向けた研究開発を関係機関が連携して進めているところです。</p> <p>また、総合資源エネルギー調査会(地層処分技術WG。昨年10月より開催)での検討状況も踏まえ、地層処分の技術的信頼性について最新の科学的知見を定期的かつ継続的に評価・反映します。</p> <p>さらに、使用済燃料については、既に発生したものを含め、長期にわたって安全に管理しつつ、適切に処理・処分を進める必要があり、また、長期的なリスク低減のため、その減容化・有害度低減が重要です。こうした観点から、高速炉や、加速器を用いた核種変換など、放射性廃棄物中に長期に残留する放射線量を少なくし、放射性廃棄物の処理・処分の安全性を高める技術等の開発を推進します。</p> <p>いただいたコメントを踏まえて、調査会意見の第3章第1節2. において「地層処分の技術的信頼性について最新の科学的知見を定期的かつ継続的に評価・反映する」と記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節4. において記載させていただくとともに、「放射性廃棄物を適切に処理・処分し、その減容化・有害</p>

	<p>あれば、賛成です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無毒化する技術を持たない今、単なる「地層処分」には反対である。 ・今、私達にとって最重要な課題は核のゴミを無毒化することです。このことに全力をあげて、後の世代にこれ以上の負の遺産を残さないようにして欲しい。 ・今一番大切なことは核廃棄物を減らすまたは無毒化する技術を進めることが必要ではないか。 ・今ある廃棄物の処理方法、汚染水の無毒化に國の全勢力を尽くしてください。 	<p>度低減のための技術開発を推進する。具体的には、高速炉や、加速器を用いた核種変換など、放射性廃棄物中に長期に残留する放射線量を少なくし、放射性廃棄物の処理・処分の安全性を高める技術等の開発を国際的なネットワークを活用しつつ推進する」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節4.に記載させていただきました。</p>
73	<p>(使用済燃料の最終処分問題は日本では解決困難である)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヨーロッパの安全な地殻ですら安全性を疑問視されているのに、地震国・火山国の日本国内に、処分の安全性が確保される地点など存在しない。 ・世界的にも最終処分場の条件、技術、定義すら決まっていなのに、何を基準に国は最終処分場を立地しようというのか。具体的なことに何も触れられていない。 	<p>最終処分場の選定は、世界共通の課題です。各国は、地層処分へ向けた推進体制の整備や地域との合意形成努力等に30年以上にわたり継続して取り組んでいるところです。こうしたプロセスを経て、例えば、フィンランド、スウェーデンは処分地の決定まで進んでいます。我が国としても、このような海外の動向も参考にしつつ、対応を進めてまいります。</p> <p>我が国においては、高レベル放射性廃棄物の最終処分については、20年以上の調査研究の結果、地層処分が技術的に実現可能である評価される一方、2000年に処分制度を創設して以降10年以上、処分地選定調査に着手できていない状況です。</p> <p>このため、処分地選定の取組を見直し、政府一体としての新たな取組方針の検討を行うべく、昨年12月に最終処分関係閣僚会議を設置しました。</p> <p>今後、総合資源エネルギー調査会(放射性廃棄物 WG. 昨年5月より開催)での検討状況も踏まえ、科学的根拠に基づく国からの適地の提示や、将来の技術進歩を考慮した可逆性・回収可能性のある処分方法など、最終処分地選定の新たなスキームを構築してまいります。</p> <p>最終処分問題の解決に向け、国が前面に立って取り組んでまいります。</p>

		<p>いただいたコメントを踏まえて、「使用済燃料問題は世界共通の課題である。原子力利用に伴い確実に発生するものであり、将来世代に負担を先送りしないよう、現世代の責任として、その対策を確実に進めることが不可欠である。このため、使用済燃料対策を抜本的に強化し、総合的に推進する。高レベル放射性廃棄物については、国が前面に立って最終処分に向けた取組を進める」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節4.に記載させていただきました。</p>
74	<p>(使用済燃料の直接処分を検討すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料は直接処分とし、安全な処分方法の確立を急ぐべき。 ・技術的に見通しのない技術に固執せず、全量、ワンスルー方式にせざるを得ない。 	<p>我が国は、ウラン「資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針」としています。「これまでの経緯等も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ、再処理やプルサーマル等を進めて」まいります。</p> <p>なお、使用済燃料の直接処分については、幅広い選択肢を確保する観点から、今年度より、直接処分に関する調査・研究に着手したところです。</p> <p>いただいたコメントの趣旨は、調査会意見の第3章第1節2.において「地層処分の技術的信頼性について最新の科学的知見を定期的かつ継続的に評価・反映するとともに、幅広い選択肢を確保する観点から、直接処分など代替処分オプションに関する調査・研究を推進する」と記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節4.において記載をさせていただきました。</p>
75	<p>(使用済燃料の暫定保管・総量管理を検討すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済核燃料は学術会議やこの分野で専攻している海外の専門家の提言に従い、地層処分ではなく、「暫定保管総量管理」とすべき。 ・事故前の方針と変わっていない。安全神話の反省が欠如。日本学術会議の原子力委員会への回答(2012年9月11日)に基づき、高レベル放射性廃棄物の処分政策を抜本的に見直し、暫定保管と総量規制の原則に基づく政策枠組みを作るべきであ 	<p>高レベル放射性廃棄物については、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節4.に記載しているとおり、</p> <p>i) 将来世代の負担を最大限軽減するため、長期にわたる制度的管理(人的管理)に依らない最終処分を可能な限り目指す、ii) その方法としては現時点では地層処分が最も有望である、との国際認識の下、各国において地層処分に向けた取組が進められています。</p> <p>我が国においても、20年以上の調査研究の結果、高レベル放射性廃棄物の地層処分が技術的に実現可能であると評価されており、現時点で科学的知見が蓄積されている処分方法は地層処分です。なお、今後より良い処分方法が実用化された場合に将来世代が最良の処分方法を選択できるようにするため、今後は、可逆性・回収可能性を担</p>

	<p>る。総量規制をせず、無限の蓄積を容認し、逆に貯蔵施設を増設するのは、将来世代への責任感が欠如しており、論外。</p>	<p>保しつつ、地層処分に向けた取組を進めていくことが重要と考えております。</p>
<p>76</p>	<p>(核燃料サイクルは既に破綻しており再処理等から撤退すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料サイクル計画は、すでに多くの国が断念していることからも明らかのように、破綻している。 ・既に破綻している核燃料サイクルにいまだにしがみついていることなど、常軌を逸した考えと言わざるを得ない。 ・1960年代から開発が始められていながら、未だにもんじゅや六ヶ所工場の稼働のメドが立っていない。核燃料サイクルは、この先の見込みがなく、破綻している。 ・六ヶ所村再処理工場、高速増殖炉もんじゅ、プルサーマル計画などこれらすべては、これまで莫大な税金が投入されたにも関わらず、いままなお、事故や故障など、相次ぐトラブルにより、事業再開の見通しも立てられていない。つまりは、核燃料サイクル政策が事実上破綻しているということは明らかであり、国は真摯にこうした事実を受け止めて、核燃料サイクル政策から勇気を持って撤退すべきである。 ・「高速増殖炉もんじゅ」と「六ヶ所再処理工場」の計画を放棄し、無駄な事業にこれ以上税金を投入すべきではない。 ・日本の技術・学力をもってしても一向に実用のめどが立たない高速増殖炉の研究にこれ以上の税金をつぎ込むことは反対。 ・核燃料サイクルが技術的・経済的に不可能なことを認め、全ての予算と原発関連の人員を廃炉と使用済核燃料の管理に振り替えるべき。 	<p>核燃料サイクルについては、将来世代のリスクや負担軽減、放射性廃棄物の減容化・有害度低減や、資源の有効利用等に繋がることから、六ヶ所再処理工場の竣工遅延やもんじゅのトラブルなどが続いてきた現状を真摯に受け止め、これら技術的課題やトラブルの克服など直面する問題を一つ一つ解決しながら対応を進める必要があります。いただいたコメントに関しては、「核燃料サイクルについては、六ヶ所再処理工場の竣工遅延やもんじゅのトラブルなどが続いてきた。このような現状を真摯に受け止め、これら技術的課題やトラブルの克服など直面する問題を一つ一つ解決することが重要である。その上で、使用済燃料の処分に関する課題を解決し、将来世代のリスクや負担を軽減するためにも、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減や、資源の有効利用等に資する核燃料サイクルについて、これまでの経緯等も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むこととし、再処理やプルサーマル等を推進する」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節4.に記載させていただきました。</p>

	<p>・核燃料サイクル計画は、その核である高速増殖炉もんじゅは事故によってほとんど稼働せず、六ヶ所村核燃料再処理工場の竣工も遅れている状況であり、頓挫しているといえる。高速増殖炉開発については、世界のほとんどの国で断念されており、その場合、再処理工場が本格稼働しても、ウラン燃料よりもコストが高く、核兵器への転用のおそれがあるプルトニウムが蓄積されるだけになるだろう。すでに破綻した核燃料サイクル計画は他に先駆けて廃止し、それらに費やしてきた予算・人員・施設・技術は、福島第一原発事故処理などに転用すべきである。</p> <p>・核燃料サイクルを「着実に実施」としているが、1キロワットも生み出さないシステムを出来る出来るといって、税金を何兆円つぎ込んで続けるつもりか。他国が経済的にも見合わないとして結果を出して止めた計画を、日本だけなぜ続けるのか。国には経済的にもしっかりと考え直してほしい。</p>	
77	<p>(高速増殖炉もんじゅは放棄すべきである)</p> <p>・アメリカ、フランスなどの核先進国においても、高速増殖炉は不可能であるとして撤退している。「もんじゅ」はすでに死んでおり、それを維持するだけに毎年数億円を投入すると言うどうしようもない負の遺産である。幻想に浸ることをやめて、現実をみるべき。一刻も早くもんじゅを廃炉にするような計画こそ必要である。</p> <p>・もんじゅの事故をきっかけに、Na 冷媒での増殖炉の危険性について、多くの国民が危惧を抱いている。原発先進国(欧米)ですら否定されている技術を、日本で推進する科学的根拠がない。</p>	<p>高速増殖炉については、放射性廃棄物をより少なくすることが可能であり、また、使用済みの燃料から使った以上の燃料を生み出せることから、その技術を確立するため、これまでもんじゅにおいて研究開発を進めてきました。現在、海外においても、フランス・ロシア・インドなどにおいて、高速炉技術の開発が行われています。もんじゅについては、様々なトラブルで、これまで順調に研究開発が進んできていないことは事実であり、反省すべき点は反省し、まずは日本原子力研究開発機構の改革の中で運転管理体制を整え、克服すべき課題に一つずつ着実に取り組むことが重要であると考えています。こうしたことから、いただいたコメントに関しては、調査会意見に加え、「もんじゅについては、これまでの取組の反省や検証を踏まえ、あらゆる面において徹底的な改革を行い、国際研究協力の下、もんじゅ研究計画に示された研究の成果を取りまとめることを目指し、そのため実施体制の再整備や新規制基準への対応など克服しなければならない課題について十分な検討、対応を行う」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節4.に記載させていただきました。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・国の膨大な予算をつかうのであれば、まったくのぞみのないもんじゅなどに浪費するのではなく、廃炉に向けた技術者の養成、廃棄物の処理などに正しく税金を投入するべきだ。 	
78	<p>(核燃料サイクルはプルトニウムの問題などリスクが大きい)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より制御が難しく毒性の強いプルサーマルは廃止すべき。核兵器に転用出来るプルトニウムが生成されることも問題。 ・再処理自体がトラブル続きで安定した稼働も認めず危険であり、また稼働すれば膨大な放射性物質を環境中に放出するためにとつて認められない。また再処理で取り出したプルトニウムの利用も東京電力福島第一原発3号機の激しい爆破とMOX燃料の関係が究明されていないこともあり、事実上利用は不可能である。 ・技術の確立されていない核燃料サイクルを推進することは、その危険性から、国土を破滅に導くものであり、反対。 ・サイクル政策は人間のコントロールできるものでない、撤退すべき。 ・人類の技術で制御できない核エネルギーを利用する全てのエネルギー政策に反対します。 ・再処理工場は制御棒や格納容器がない原発以上に危険な施設。 	<p>いただいたコメントに関しては、調査会意見の第3章第1節2. において「安全確保を大前提に」六ヶ所再処理工場の建設等を進める旨記載されており、こうした点をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節4. に記載させていただくとともに、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節4. において、「平和利用を大前提に、核不拡散へ貢献し、国際的な理解を得ながら取組を着実に進めるため、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を引き続き堅持する」ことで、プルトニウムを適切に管理・利用する旨記載させていただきました。</p> <p>なお、六ヶ所再処理工場やMOX燃料加工工場といった核燃料施設や、プルサーマルの実施も含めた原発の安全性については、独立した原子力規制委員会が規制基準の下で判断していくこととしています。</p>
79	<p>(核燃料サイクルを見直すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青森県との関係や使用済核燃料の資産価値など、これまでの枠組みを見直すべきだ。 ・日米関係や青森県との確約など、政治的な側面のほうが再処理では強いからこそ、国民に選択を問うべき。 	<p>我が国は、ウラン「資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針」としてきました。</p> <p>核燃料サイクルについては、六ヶ所再処理工場の竣工遅延やもんじゅのトラブルなどが続いてきましたが、このような現状を真摯に受け止め、これら技術的課題やトラブルの克服など直面する問題を一つ一つ解決していきます。</p>

	<p>・核燃料サイクル施設を建設するのであれば、丁寧に市民一人ひとりから意見をとり、さらに、傍聴市民が発言できる国会審議に諮るべきだ。このサイクル計画はそれほどの重要性を持つものであり、経済的理由という偏向な側面からだけで決定されるべきでない。</p>	<p>いただいたコメントに関しては、「使用済燃料の処分に関する課題を解決し、将来世代のリスクや負担を軽減するためにも、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減や、資源の有効利用等に資する核燃料サイクルについて、これまでの経緯等も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組む」というかたちで、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節4. に記載をさせていただきました。</p> <p>いただいたコメントに関しては、「核燃料サイクル政策については、これまでの経緯等も十分に考慮し、関係自治体や国際社会の理解を得つつ、再処理やプルサーマル等を推進するとともに、中長期的な対応の柔軟性を持たせると、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節4. に記載をさせていただきました。</p>
80	<p>(核燃料サイクルの現実を踏まえ、「着実に推進」との考え方を見直すべきである)</p> <p>・「着実に実施」することは、現実と乖離しており不可能である。それにも関わらずどのようにして「着実に実施」するつもりなのか、具体的に書かれていない。</p> <p>・核燃料サイクルはこれまでスケジュール通り進んでいない中、引き続き着実に推進というのはおかしい。</p>	<p>いただいたコメントに関しては、「核燃料サイクル政策については、これまでの経緯等も十分に考慮し、関係自治体や国際社会の理解を得つつ、再処理やプルサーマル等を推進するとともに、中長期的な対応の柔軟性を持たせると、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節4. に記載をさせていただきました。</p>
81	<p>(核燃料サイクルのコストが高い、不透明である)</p> <p>・六ヶ所再処理工場は未だ竣工せず、その建設費は追加の繰り返して当初予算の三倍にも達している。</p> <p>・核燃料サイクルコストがどう反映されているか不透明。今までの開発費がどう価格に反映されているのか不透明。</p>	<p>エネルギー源ごとのコスト比較については、2011年12月に、外部専門家によるコスト検証委員会の下で試算を行っています。この試算では、原発のコストについて、キロワットアワー当たり 8.9 円以上とされており、このうち、核燃料サイクルのコストについては、キロワットアワー当たり 1.4 円と試算されています。一方、直接処分する場合のコストについては、キロワットアワー当たり 1.0 円とされており、核燃料サイクル費用のほうが割高になっています。ただし、こうした単純なコストのみを比較考慮するのではなく、核燃料サイクルが持つ高レベル放射性廃棄物の減容・有害度の低減、資源の有効利用の観点や、中長期的なエネルギーの安全保障の観点等を総合的に勘案して進めることが重要です。また、利用目的のないプルトニウムを持たないとの原則を堅持するため、核不拡散に貢献し、安全を大前提に、国際的な理解を得ながらプルトニウムを適切に利用することが求められます。</p> <p>こうした観点から、いただいたコメントに関しては、「将来世代のリスクや負担を軽減するためにも、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減や、資源の有効利用等に資する核燃料サイクルについて、これまでの経緯等も十分に</p>

		<p>考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むこととし、再処理やプルサーマル等を推進する」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節4.に記載させていただいたほか、「平和利用を大前提に、核不拡散へ貢献し、国際的な理解を得ながら取組を着実に進めるため、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を引き続き堅持する。これを実効性あるものとするため、プルトニウムの回収と利用のバランスを十分に考慮しつつ、プルサーマルの推進等によりプルトニウムの適切な管理と利用を行う」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節4.に記載をさせていただきました。</p>
82	<p>(核燃料サイクルの安全確保を強化すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に再処理を継続するにしても、最低限、放射性物質の排出規制は原発並みにし、耐震基準も原発に準じた規制にすべき。 ・「プルサーマル」・プルトニウムを核燃料として再利用しようとしているが、事故のリスクを考えると不安が消えない。 	<p>いただいたコメントの趣旨は、調査会意見の第3章第1節2.において「安全確保を大前提に、プルサーマルの推進、六ヶ所再処理工場の竣工、MOX燃料加工工場の建設、むつ中間貯蔵施設の竣工等を着実に進める」旨記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案第3章第4節4.に記載をさせていただくとともに、「平和利用を大前提」にプルトニウムを適切に管理・利用する旨記載させていただきました。</p> <p>なお、六ヶ所再処理工場を含む核燃料施設等の安全性については、独立した原子力規制委員会が昨年12月に施行された新規制基準の下で判断していくこととしています。</p>
83	<p>(核燃料サイクルは推進すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず、原子力を主要電源とするのは、現実的な日本の発展のためには、欠かせないものと思われるため、核燃料サイクルを含めて、推進体制の堅持が求められる。 ・ウランの備蓄、高レベル放射性廃棄物の減容という面で再処理も必要。核燃料サイクルは継続するべきである。 ・核燃料サイクルを着実に推進する方針が示されたことは、エネルギー自給率を向上させることに寄与するため、自給率が極めて低い我が国にとって重要だと考える。核燃料サイクルに関する技術開発により、原子力エネルギー分野で良好な日米関係を構築してきており、これは政治的にも重要だと思う。 ・日本が自国で再処理と最終処理を行うことにより、間接的には 	<p>いただいたコメントを踏まえ、核燃料サイクル政策について、「核燃料サイクル政策については、これまでの経緯等も十分に考慮し、関係自治体や国際社会の理解を得つつ、再処理やプルサーマル等を推進するとともに、中長期的な対応の柔軟性を持たせる」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案第3章第4節4.に記載させていただきました。</p> <p>我が国は、ウラン「資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針」としています。「これまでの経緯等も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むこととし、再処理やプルサーマル等を推進」します。</p>

	<p>国際的な環境問題とエネルギー市場の安定に貢献。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済み燃料は将来の貴重なエネルギー資源であり、中間貯蔵能力の拡大に向けた政府の取り組みを強化すべき。 	
84	<p>(原子力関係施設の立地自治体の振興に配慮すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発を廃止しても立地地が困窮しない施策を考えるべき。廃炉交付金を出し、廃炉技術を育成すべき。 ・原子力発電所が立地している 10km 圏内の地域振興へ格段の寄与が出来るように国・自治体が配慮すべき。 	<p>我が国の原子力利用には、原子力関係施設の立地自治体や住民等関係者の理解と協力が必要です。こうした中、いただいたコメントを踏まえ、「国は、立地自治体等との丁寧な対話を通じて信頼関係を構築するとともに、電源立地対策の趣旨に基づき、原子力発電所の稼働状況等も踏まえ、新たな産業・雇用創出も含め、地域の実態に即した立地地域支援を進める」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節5.に記載させていただきました。</p>
85	<p>(原発輸出は再考すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新興国でも、今後原子力利用が拡大することを予想し、国際的な視点で取り組むべきとあるが、原発事故を経験した国として、原発事故を経験した国として、原子力の利用に警鐘をならし、全世界的な原子力利用抑制を提唱していくべきである。 ・原発の輸出による、核爆弾の拡散も恐ろしいのです。 ・原爆と原発の恐ろしさを身を以て経験した国家が、新興国へ原発輸出を推進するということには、大いなる矛盾を孕んでいます。この矛盾を、矛盾ではないとどうやって説明するのでしょうか。 ・我が国に最新鋭の原子力発電所を建設して安全に運転することで最高の性能を示さないと、他国は我が国の原発を導入しようと思わないのではないか。 ・福島原発事故の収束もできていないのに、途上国、新興国に原発を輸出しようとする姿勢には問題がある。 ・自国内の事故の処理さえできない日本が、他国に輸出する資 	<p>エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節5.に記載しているとおり、「我が国を取り巻く中国、東南アジア、インドをはじめとする新興国における原子力発電の導入は今後も拡大していく見込み」です。その際、「東京電力福島第一原子力発電所の事故の経験から得られた教訓を国際社会と共有することで、世界の原子力安全の向上や原子力の平和利用に貢献していくとともに、核不拡散及び核セキュリティ分野において積極的な貢献を行う」ことは、我が国の責務であり、世界からの期待でもあります。引き続き、相手国の意向や事情を踏まえて、我が国の技術を提供してまいりたいと考えております。</p>

	<p>格はないと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自国の原子力さえ制御できないのに、文化や自然環境の違う外国で安全を確保できるはずがありません。 ・未曾有の原発破局事故を引き起こした日本政府や日本の原発メーカーに、他国に原発を売る資格はありません。 ・新たな原発輸出に舵を切る前に、まず、福島の事故処理に責任を持つことこそが、必要なことなのではないでしょうか。 	
86	<p>(廃炉の技術こそ輸出すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作ってしまった原発をいかに安全に廃炉に持っていくかのプロセスをパッケージ化して日本の原発に適用するとともに、海外に売っていくことを検討していただきたいと考えます。いわばクルマでいうところの「アフターセールス」です。 ・事故処理・廃炉・放射性廃棄物処理で福島の安全を回復することが先決、その経験と技術をこそ輸出すべきです。 ・もし事故がおこれば日本が保障しなければならない原発の売込みよりも、廃炉の実績を踏まえて諸外国には優れた廃炉技術の売込みをして欲しいと思います。 	<p>エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節5.に記載しているとおり、「我が国を取り巻く中国、東南アジア、インドをはじめとする新興国における原子力発電の導入は今後も拡大していく見込み」です。その際、「東京電力福島第一原子力発電所の事故の経験から得られた教訓を国際社会と共有することで、世界の原子力安全の向上や原子力の平和利用に貢献していくとともに、核不拡散及び核セキュリティ分野において積極的な貢献を行う」ことは、我が国の責務であり、世界からの期待でもあります。引き続き、相手国の意向や事情を踏まえて、我が国の技術を提供してまいりたいと考えています。</p> <p>また、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第10節1.において、英国との関係を例に挙げて、「日英原子力対話等を通じて、廃炉技術を含む研究開発や競争環境下における原子力事業の在り方等について、知見を共有していく」という形で、記載しております。</p> <p>さらに、いただいたコメントを踏まえて、「東京電力福島第一原子力発電所の周辺地域において、・・・廃炉関連技術の研究開発拠点や・・・生産拠点も必要となりえることから、こうした拠点の在り方について地元の意見も踏まえつつ、必要な検討を行っていく」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第4節2.に記載させていただきました。</p>

<p>87</p>	<p>(石炭の利用を進めていくべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火力発電の中軸は価格的に石炭に違いないので、現在も進行中ですが、積極的な石炭火力の増設を行い、ピーク電源時にも水力・原子力・石炭火力でまかなえる程度まで石炭を重視していくべきだと思います。環境面での批判を考える余裕は、現在の日本には無いですし、現実的に最新技術の石炭火力は、十分に環境的に優れているアピールが可能だと思います。 ・我が国においては石炭をはじめとする化石燃料を高効率にクリーン燃焼させる技術があり、また、自前のエネルギーとしてメタンハイドレートの開発利用の可能性もあります。化石燃料利用で問題になっている二酸化炭素排出問題も地層処分や海洋処分などの研究も進んでいます。 ・石炭をもっと活用するべきでは？ 燃焼効率の良いものにすれば、それこそ原発よりコストが安く済むのでは？ ・石炭の有用性として、災害による危険性が他のエネルギーよりも低いことを位置付けていただきたい。 ・石炭の利用については長期的視点に立ち、将来の基幹エネルギーとしてみなければならぬことを踏まえ開発を国が主導していかなければならない。 ・今般一部の欧米諸国及び国際開発金融機関において、新設石炭火力発電プラントのCO2排出量原単位に対し厳しい基準を設けようとする動きがあるが、地政学的リスクが低く、熱量当たりの単価も安い石炭を用いた火力発電は、資源小国である日本にとって引き続き非常に重要なベース電源であると考える。「エネルギー基本計画への意見」第2章第2節1.(3)でも同様の指摘 	<p>いただいたコメントを踏まえて、「温室効果ガスの排出量が多いという問題があるが、地政学的リスクが化石燃料の中で最も低く、熱量あたりの単価も化石燃料の中で最も安いことから、優れた重要なベースロード電源の燃料として再評価されており、高効率火力発電の有効利用等により環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源である」、「老朽火力発電所のリプレースや新增設による利用可能な最新技術の導入を促進することに加え、発電効率を大きく向上することで発電量当たりの温室効果ガス排出量を抜本的に下げするための技術(IGCCなど)等の開発をさらに進める。こうした高効率化技術等を国内のみならず海外でも導入を推進していくことで、地球全体で環境負荷の低減と両立した形で利用していく必要がある」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. に記載をさせていただきます。</p>
-----------	--	--

	<p>があり、更に、老朽火力発電所のリブレースや新增設による利用可能な最新技術の導入促進、発電効率の大幅向上による発電量当たりの温室効果ガス排出量低減技術の開発等が謳われている。是非、この方針を確実に「エネルギー基本計画」にも反映して頂きたい。</p> <p>・我が国においては石炭をはじめとする化石燃料を高効率にクリーン燃焼させる技術があり、また、自前のエネルギーとしてメタンハイドレートの開発利用の可能性もあります。化石燃料利用で問題になっている二酸化炭素排出問題も地層処分や海洋処分などの研究も進んでいます。</p>	
88	<p>(温室効果ガス排出量を増大させる石炭をエネルギー源として位置づけるべきではない)</p> <p>・石炭について、「環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源」だとしていますが、1990年以降、日本の温室効果ガス排出量が減らなかった原因は、石炭火力を増設してきたからです。石炭の利用は温室効果ガス排出量を増大させるものであり、石炭をエネルギー源として位置づける計画は撤回すべきです。</p> <p>・石炭の最大の問題はCO2排出量が多いことである。今後、開発を進めるとされた次世代高効率石炭火力発電ですらCO2排出量はせいぜい石油の火力発電所程度であり、LNG の約2倍の排出がある。</p> <p>・温暖化対策で原発の再稼働を進めようとしています、一方、石炭火力発電も推進しようとしています。温暖化防止で石炭火力は矛盾しています。</p>	<p>石炭は温室効果ガスの排出量が多いという問題はあるものの、他方でコストや安定供給の観点で強みがあります。他方、いただいたコメントを踏まえて、温室効果ガス排出量の削減に関する記述について、高効率石炭火力発電技術の利用がより前面に出るように「温室効果ガスの排出量が多いという問題があるが、地政学的リスクが化石燃料の中で最も低く、熱量当たりの単価も化石燃料の中で最も安いことから、優れた重要なベースロード電源の燃料として再評価されており、高効率火力発電の有効利用等により環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源である」という形でエネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1.に記載させていただいたほか、「IGCC等の次世代高効率石炭火力発電技術等の開発・実用化を推進するとともに、2020年頃の二酸化炭素回収貯留(CCS)技術の実用化を目指した研究開発や、CCSの商用化の目途等も考慮しつつできるだけ早期のCCS Ready 導入に向けた検討を行うなど、環境負荷の一層の低減に配慮した石炭火力発電の導入を進める」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第5節1.に記載をさせていただきました。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・CO2排出の多い石炭火力発電はやめるべきである。 ・2050年に温室効果ガス80%削減を言いながら石炭火力の増設を言うのも矛盾している。 ・石炭を、「環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源」とするなど、地球温暖化対策に逆行している。 ・CO2排出量が大きい石炭火力の輸出奨励は時代に逆行。戦艦大和をつくるのと同じ、時代遅れの技術と認識を改めてもらいたい。「高効率」であっても石炭はCO2排出量が大きく、また石炭は限られた資源である。 	
89	<p>(石炭などの火力発電を中心とした電力供給体制とすべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの削減については、再生可能エネルギーの開発・普及はもとより、ガスタービン複合発電(GTCC)や石炭ガス化複合発電(IGCC)などの新型火力発電へのリプレースや、CO2回収装置(CCS)の開発を軸に行うことが効果的と考えます。 ・火力発電を主体にして風力、太陽光、地熱、水力発電など自然エネルギーを利用した発電を補助的に使用して国民が必要とする電力を賄えるような社会の仕組みを作って頂けるよう希望します。 ・あれだけの大事故を起こした原発をまだ使うのは信じられない。老朽化した火力発電を最新の効率のよいガスコンバインドにリプレースすべき。 	<p>いただいた御指摘を踏まえて、「石炭火力発電は、(中略)環境アセスメントに要する期間を、リプレースの場合は従来3年程度かかるところを最短1年強に短縮するとともに、新增設の場合も短縮化に取り組む。加えて、温室効果ガスの大気中への排出をさらに抑えるため、IGCC等の次世代高効率石炭火力発電技術等の開発・実用化を推進するとともに、2020年頃の二酸化炭素回収貯留(CCS)技術の実用化を目指した研究開発や、CCSの商用化の目途等も考慮しつつできるだけ早期の CCS Ready 導入に向けた検討を行うなど、環境負荷の一層の低減に配慮した石炭火力発電の導入を進める」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第5節1.に記載させていただきました。</p>

<p>90</p>	<p>(LP ガス空調や LP ガス自動車を推進すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市ガスにおいて、P35で利用形態多様化の促進として「ガス空調の拡大」が述べられていることと同じく、P37(2)のLPガスの取り組みの中に、電力需給ピークを緩和する「ガス空調(GHP)普及事業」の記載を入れていただきたい。(理由)冷暖房空調にGHP(ガスエンジンヒートポンプ)を使用することにより、即戦力として最大電力のピークカットや節電、大幅な省CO2化を図ることが可能であり、重要な取組みとして位置付けるべきと考えます。 ・東日本大震災において、ガソリン等を燃料とする自動車などが燃料不足により十分に機能しませんでした。一方、LPガス自動車は燃料が潤沢であったため、LPガスを燃料とするタクシー等が活躍しました。また、LPガススタンドは全国に約1600か所存在しインフラが整っていることから、防災対策の一環としてLPガス自動車の導入について進めていただきたい。 	<p>いただいたコメントを踏まえて、「LPガスについては、熱電供給により高い省エネルギーを実現するエネファーム等のLPガスコージェネレーション、ガスヒートポンプ(GHP)等の利用拡大、都市ガス事業、水素燃料供給事業への進出や、アジアへのLPガスの安全機器の輸出などに取り組むことが求められる。また、現在でもタクシーなどの自動車はLPガスを主燃料としており、運輸部門における燃料の多様化を担うことも期待される」といった形で、ガスヒートポンプの書きぶりをわかりやすくして、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第5節2.に記載させていただきました。</p>
-----------	---	--

<p>91</p>	<p>(電力システムの自由化を進め、消費者が電力会社やサービスを選べるようにしてほしい)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーや電力が独占されず、また消費者が電力会社を選べる仕組みを、希望します。 ・電気を生産して放電するばかりでなく、自分が使う電気やエネルギーをクリーンなものやそうでないものから選べるようにしてほしい。 ・発送電分離、電力事業への新規参入。改正電気事業法が11月13日に成立しました。電力会社同士の競争を促し、サービスの選択肢を広げ、電気料金をできるだけ安くする。大手電力会社の地域独占から、エネルギーの地産地消へ舵をきるべきです。 ・巨大電力を各家庭に提供している部分を打破できていないことが動けなくなっている問題点だと思う。地域や集落をモデルに、各社会規模に合わせた発電を独立に行い、大手の電力会社はサポート体制を整えるようなビジネス展開を行うような感じができないだろうか。もちろん消費者が選択する。そうすれば、大手電力会社と地域社会、消費者の皆が納得するシステムができるのではないかと思う。 	<p>いただいたコメントは、調査会意見の第3章第4節2.に記載されているとおり、重要な論点であり、「電力システム改革によって、電源自体も選択できるサービスの提供が進展するなど、今後、一層の多様化が進んでいく」と考えており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第8節2.に記載させていただきました。</p> <p>また、調査会意見の第3章第3節1.にあるとおり、「電力システムに関する改革方針」(2013年4月2日)において、広域系統運用の拡大、小売・発電の全面自由化及び法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保を柱とする大胆な改革に取り組むことを閣議決定し、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第6節1.に記載させていただきました。</p> <p>この方針に基づき、電力自由化や法的分離による送配電部門の一層の中立化等を内容とする、電力システム改革を進め、2018年から2020年までを目途に完結したいと考えております。</p>
<p>92</p>	<p>(電力システム改革を進めるにあたって生じる課題にしっかりと対応すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力完全自由化を行うなら供給責任を誰が行うのか明確にしておくべき。 ・電力システム改革については、現在、詳細ルール等の検討が進められているところだが、中長期的に低廉で良質な電力の安 	<p>いただいたコメントは、調査会意見の第3章第3節1.に記載されているとおり、「電力システム改革に関する詳細な制度設計に当たっては、中長期的に我が国全体で強靱かつ安定した供給力を確保するとともに、系統運用者が短期的に調整電源を適切に調達することができる枠組みを導入することが必要である。そのため、系統運用者による調整電源の調達の枠組みや、小売事業者に対する供給力確保義務、広域的運営推進機関による発電所建設事業者募</p>

	<p>定供給を行っていくには、なお、解決すべき課題が少なくないと考えている。</p> <p>・90年代に電力システム改革を行った英国では、10年以上の年月を経てその失敗が顕在化しています。当然のことながら発電部門への投資はされず需給が逼迫し、近い将来停電が頻発することが予測されています。他方電気料金は高騰し、特に低所得層においては、料金が払えないため電気を停止させられる事態にもなっています。また、日本のようにエネルギー自給率の低い国では、エネルギーの多様化が必要であります。市場で電源構成が決まる電力システム改革は、相反する政策です。英国は改革によりガス化が急速に進んだ結果、現在の事態になっています。国民生活に影響の大きいこの問題を、結論ありきで拙速に進めることは、是非避けるべきです。</p> <p>・あくまで電力供給を第一に考え、電力を日本の隅々まで行き渡らせるコストが今の電力会社だけの負担になることが無いような制度設計をお願いしたい。</p>	<p>集の仕組みの導入について、引き続き検討を行っていく」必要があると考えており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第6節1.に記載させていただきました。</p>
93	<p>（電力の自由化によって料金が上がる可能性も伝えるべきである）</p> <p>・電力自由化すれば「電気代が下がる」と思っている国民は多いし、メディアも誤解している。自由化になれば電気代が上がる可能性があることも、国がしっかり広報しておくことが必要。</p>	<p>いただいたコメントについては、調査会意見の第3章第3節1.において、「小売及び発電の全面自由化によって、これまで小売の自由化を行った範囲の新規参入者のシェアが3.5%に留まるなど、競争的環境に程遠かった市場をより競争的なものとする中で、電気料金を最大限抑制する仕組みが働く構造を構築していく」と記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第6節1.に記載させていただきました。</p> <p>電気料金が最大限抑制される仕組みを構築すると共に、システム改革の内容が国民の皆様に正確に伝わるよう広報の充実も必要であり、昨年11月に成立した改正電気事業法では「電気事業に係る制度の抜本的な改革に関する情報提供を充実強化するための措置」を検討し、必要な措置を講ずるものとされております。</p>

<p>94</p>	<p>(電力の自由化のさらなる推進、発送電分離を進めるべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用も含めた電力の自由化、電力システム改革にあたっては、実質的な競争の促進を期待される新電力を支援し、市民の選択肢が増えるような政策をすすめるべきです。また、再生可能エネルギーの推進には、送電網の中立的運用が欠かせません。発送電分離による独立した送電会社の創設を早急に進めるべきです。 ・送電ロスが少なく済むような体制(電力の自由化のさらなる推進、発送電分離)を確立してほしい。 ・日本人が国際的にみて割高の電気料金を払っているのは、発電方式の問題よりも、「総括原価方式」と「自由な競争が行われていない」ことが原因です。ここにメスを入れることが、政治に求められています。「総括原価方式」の撤廃と、「発送電分離」を含む「完全なる自由競争」が実現されれば、国民の全体の利益となるでしょう。 	<p>いただいたコメントについては、調査会意見の第3章第3節1.にあるとおり、「電力システムに関する改革方針」(2013年4月2日)において、広域系統運用の拡大、小売・発電の全面自由化及び法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保を柱とする大胆な改革に取り組むことを閣議決定し、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第6節1.に記載させていただきました。</p> <p>この方針に基づき、電力自由化や法的分離による送配電部門の一層の中立化等を内容とする、電力システム改革を進め、2018年から2020年までを目途に完結したいと考えております。</p>
<p>95</p>	<p>(電力システム改革のスケジュールが遅すぎる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力制度システム改革について。電力の発送電分離をしなければ電力制度システム改革にならない。大胆な改革に取り組むことを閣議決定したとか。しかし、発送電分離関連法案の提出時期が「15年の通常国会に提出を目指す」と努力目標になっており、本気で電力制度システム改革をする気があるのか。 	<p>電力システム改革については、現実的なスケジュールで進めていくため、昨年4月に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」では、「実施を3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら実行するものとする」としており、これを受け、昨年11月に成立した第1弾の改正電気事業法では、法的分離の方式による送配電部門の一層の中立化について、改革の第3段階として、2015年の通常国会に提出することを目指すとしているところです。</p>

96	<p>(電力システム改革の目的の達成のために東西の周波数を統一すべきである)</p> <p>・電力会社の地域独占の壁をすべて撤廃し、競争をさせることが真の自由化だと私は考えております。その第一歩として、東日本と西日本の境で分断されている電気周波数の統一を強く要請します。</p>	<p>いただいたコメントについては、「災害時を含む電力需給のひっ迫、地域を越えた電力取引の拡大、出力変動のある再生可能エネルギーの導入拡大等に対応するため、政府が示す政策方針や、広域的運営推進機関が策定する計画に基づき、東西の周波数変換設備や地域間連系線等の送電インフラの増強を進める」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第6節1. に記載をさせていただきました。</p>
97	<p>(熱供給システムの課題を的確に認識して改革を進めるべきである)</p> <p>・「熱エネルギーの供給を担う事業者が育っていない」とのご指摘ですが、安定的な熱供給を担っている熱供給事業者が存在する一方、熱供給事業自体の事業性が厳しい情勢にあり、新規参入者に対するバリアになっていることが課題と認識いたします。「熱エネルギーの供給を担う事業者の事業性が必ずしも高い状況にない」等に表現をご検討ください。</p> <p>・P. 38に「熱供給事業の在り方の見直しを検討する」とあるが、検討する際には、実効性ある見直しをするために、熱供給事業者の意見についても勘案するとともに、検討する委員会等の場には熱供給事業者の代表も委員等として参画させていただきたい。</p> <p>・主に「熱電一体供給」に関連して「熱供給事業の在り方の見直し」がうたわれているが、「熱供給事業の在り方の見直し」自体、需要家および熱供給業界、関連業界にとって重要な問題であり、独自の重要課題として検討すべきである。従って、ここで軽々に触れるべきではない。<修正案>「熱供給事業の在り方の見直しを検討する」「関連する業界について所要の課題を検討</p>	<p>エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第6節2. において「熱電一体供給も含めたエネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、制度改革を含めて、熱供給事業の在り方の見直しを検討する」と記載されているとおり、熱供給改革の目的は、熱電一体供給も含めたエネルギー供給を効率的に実施できるようにすることであると考えております。</p> <p>御指摘を踏まえつつ、熱の効率的利用促進、制度改革などを含めて、熱供給事業の在り方の見直しについて、今後検討してまいります。</p> <p>また、「熱エネルギーの供給を担う事業者が育っていない」という表現については、いただいたコメントを踏まえて、「熱エネルギーの供給を担う事業者が十分に育っていない」という形でエネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節2. に記載させていただきました。</p>

	する」	
98	<p>(熱供給事業を有効活用する方向で熱供給事業の在り方の見直しについて検討すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱供給事業の在り方の見直しについて、未利用エネルギーを含んだ再生可能エネルギー熱の導入を促進し、熱の効率的利用を促進するとともに、公害防止やまちづくり、BCP対策等を推進するため、熱供給事業を有効活用する方向でご検討いただきたい。 ・電力・ガスのシステム改革と併せて、熱供給事業に関するシステム改革を進めていくことにより、熱電一体供給も含めたエネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、制度改革を含めて、熱供給事業の在り方の見直しを検討する」とあるが、未利用エネルギーや再生可能エネルギー熱の導入促進を含め、熱の効率的利用を促進するとともに、省 CO2 やまちづくり、熱供給エリア内でのBCP対策やエリアエネルギーマネジメント等を推進するため、熱供給事業を有効活用する方向で、熱供給事業の在り方の見直しについて検討いただきたい。 ・熱供給市場の構造改革、熱供給事業のシステム改革を電力・ガスのシステム改革と併せて進めていくとのことですが、具体的にはどのようなことなのか記載して頂くべきと考えます。 	<p>いただいたコメントについては、「熱をより有効に活用することに対する関心が高まる中、熱導管を面的に敷設して行う地域型の熱供給、都市再開発事業などに伴いビル単位での事業や生活機能の確保も意識した地点型の熱電一体供給など、冷温熱を供給するサービスの形態も多様化してきている。こうした状況を踏まえ、電力・ガスのシステム改革と併せて、熱供給事業に関するシステム改革を徹底的に進めていくことにより、熱電一体供給も含めたエネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、制度改革を含めて、熱供給事業の在り方の見直しを検討する」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第6節2. に記載させていただいているところであり、熱供給事業の在り方の見直しについては、熱の効率的利用促進、制度改革などを含めて、熱供給事業の在り方の見直しを検討してまいります。</p>

99	<p>(熱利用の拡大に向けた施策を講じるべきである)</p> <p>・熱の自家消費等の場合は、熱量の正確な計測が行われていない場合が多いため、再生可能エネルギー熱の普及拡大にあたっては、熱量を適切に把握することが必要となる。そのため、熱量の計測方法の確立と再生可能熱の統計情報の整備の必要性についてエネルギー基本計画に明記し、国において取り組むこと。また、熱をより有効に活用することに対する関心が高まっていることを踏まえ、導入支援や実証事業の拡充を検討すること。</p>	<p>いただいたコメントについては、調査会意見の第3章第6節4. において「再生可能エネルギー熱の導入拡大」や、第3章第6節1. に記載されている「コージェネレーションの推進」など、熱の自家消費等に関連する支援について記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第3節4. 及び第3章第8節1. に記載させていただきました。</p>
100	<p>(火力電源の立地分散を推進すべきである)</p> <p>・電力供給の強靱化施策として、周波数変換設備など送電網の増強や、小規模な分散エネルギー(再生エネルギー等)の利用促進が具体策として掲げられているが、火力電源の立地分散にも取り組むべきである</p> <p>・火力電源の立地分散は、リスクの低減に直結する。火力電源の多くが東京湾岸、伊勢湾岸、大阪湾に集中している。いずれも電力需要の大きい都市部の近郊であり、平時において電力を最も効率的に供給する体制となっている。一方、3大都市圏で大規模震災リスクが高い中であって、非常時の電力供給リスクを低減するには、被災リスクの小さい地域に電源を分散するのが最も効果的である。</p>	<p>いただいたコメントを踏まえて、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. において「また、地球温暖化対策の観点からも、コージェネレーションなど地域における電源の分散化や水素源としての利用など、利用形態の多様化により、産業分野などにおける天然ガスシフトを着実に促進し、コンバインドサイクル火力発電など天然ガスの高度利用を進めるとともに、緊急時における強靱性の向上などの体制整備を進める必要がある」、第2章第2節2. において「大規模災害を想定した電力供給の強靱化の観点から、天然ガスのインフラ整備とあわせた地域における電源の分散化などについても推進する必要がある」、また、第3章第7節2. において「地域における電源の分散化など、電力供給の強靱化を効率的に推進する。さらに、電気設備の耐性評価や復旧迅速化対策を進めることで、災害に強い電力システムの構築に取り組む」という形で、記載をさせていただきました。</p>
101	<p>(天然ガスの活用に向け、LNG 基地やパイプラインなどの整備を行っていくべきである)</p> <p>・石油・LP ガスについては、国の果たすべき役割が明記されて</p>	<p>天然ガスパイプライン整備促進は、需要拡大への対応や大規模災害時等のバックアップ強化の観点から、エネ</p>

	<p>いるが、天然ガスでは「今後、検討を進めていく」という記載になっている。天然ガスシフト基盤整備専門委員会などでの議論を踏まえ、国の果たすべき役割についても記載すべき。</p> <p>・今回のエネルギー基本計画(案)では天然ガスの燃料としての重要性が指摘され、ガスシフト政策の一環としてインフラ整備の促進が謳われてことは、長年化石燃料の備蓄基地やパイプラインの調査業務に携わってきた者にとってこの上ない喜びですが、この計画には、(天然ガスシフト基盤整備専門委員会の報告書(平成24年6月)に記載されているような)「備蓄基地と広域パイプライン」の既述がほとんどなく画竜点睛を欠く、と思いません。</p>	<p>ギー安定供給確保上、重要な課題と認識しております。</p> <p>経済産業省では昨年から、ガスシステムの総合的な改革の議論を進めておりますが、いただいたコメントを踏まえて、「小売の全面自由化、LNG 基地の在り方も含めた天然ガスの導管による供給インフラのアクセス向上と整備促進や簡易ガス事業制度の在り方などの改革について検討を進めていく」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案第3章第6節2. に記載させていただきました。この中でガスパイプラインの整備促進のあり方についても、引き続き検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>また、エネルギー供給網の強靱化の観点から、「都市ガスにおける耐震化を進めていく」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第7節2. に記載をさせていただきました。</p>
102	<p>(石油を否定すべきではない)</p> <p>・日本をはじめ、世界の気温はここ数年正確には上昇を示していません。地球は、大きな気候変動では「寒冷化」に向かっているという学説もあるように、地球温暖化防止にCO2を排出する「石油」が絶対ダメという我が国の偏ったエネルギー対策の考え方自体は改め検討する必要があるはずです。</p> <p>・「石油」を、災害対応力に優れた分散型・自立型の基幹エネルギーとして、さらに石化製品・潤滑油など国民生活に欠くことのできない資源として位置付けることが重要です。</p>	<p>いただいたコメントを踏まえ、石油の位置付けについて、「国内需要は減少傾向にあるものの、現在、一次エネルギーの4割強を占めており、運輸・民生・電源等の幅広い燃料用途や化学製品など素材用途があるという利点を持っている。特に運輸部門の依存は極めて大きく、製造業における材料としても重要な役割を果たしている。そうした利用用途に比べ、電源としての利用量はそれほど多くはないものの、ピーク電源及び調整電源として一定の機能を担っている。調達に係る地政学的リスクは最も大きいものの、可搬性が高く、全国供給網も整い、備蓄も豊富なことから、他の喪失電源を代替するなどの役割を果たすことができ、今後とも活用していく重要なエネルギー源である」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. に記載させていただきました。</p>
103	<p>(LP ガスを分散型のエネルギー源として位置付けるべきである)</p> <p>・LPガスにおいて「…有事にも貢献できる【分散型の】クリーンなガス体のエネルギー源である」としていただきたい。(理由)LPガスの特長としての“可搬性”、“貯蔵の容易性”を表わす表現として、“分散型の”を追加記載することにより、より明確となります。</p>	<p>いただいたコメントについては、調査会意見の第2章第2節1. において「可搬性、貯蔵の容易性に利点があることから、平時の国民生活、産業活動を支えるとともに、有事にも貢献できる分散型のクリーンなガス体のエネルギー源である」と記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. に記載させていただきました。</p>

104	<p>(LP ガス業界の不透明な料金、無償配管、設備・機器の無償貸与を是正し、LP ガスの取引適正化や料金透明化に向けた取組を強化すべきである)</p> <p>・LPガスについて、公正かつ透明な取引構造の確立を記載すべき<P40.(3)公正かつ透明な石油製品取引構造の確立>LPガスに関する不透明な料金、無償配管、設備・機器の無償貸与は、お客さまとのトラブルを誘発し、LPガスおよびLPガス業界のイメージを大きく低下させるものであることから、LP ガスの取引適正化や料金透明化に向けた取り組みの強化についても記載すべきである。</p>	<p>いただいたコメントを踏まえて、「LPガスの料金透明化のため国の小売価格調査・情報提供や事業者の供給構造の改善を通じてコストを抑制する」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. に記載させていただきました。</p>
105	<p>(災害対応としての石油・LP ガスの位置づけを明記すべきである)</p> <p>・首都直下地震・南海トラフ地震を想定した災害対応力を強化し、緊急時のエネルギーセキュリティに万全を期すことが重要です。</p> <p>・災害時の熱源、電源等の確保のため、避難所となる公共施設への太陽光発電やLP ガス設置を推進する。</p> <p>・「石油・LPガスの燃料備蓄を含め、個々の状況に応じた準備を行うべきであり、対応を検討する」の記載の後に、「特に、今後想定される首都直下型地震や東南海・南海地震等に備えて、都市ガスエリアにある程度LPガスを平時から使用するなどの対応を検討する」とされたい。</p>	<p>いただいたコメントについては、石油及びLPガスについて、「災害時にはエネルギー供給の『最後の砦』である旨、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節1. に記載させていただいたほか、「社会の重要インフラと呼びうる政府庁舎や自治体庁舎、通信、放送、金融、拠点病院、学校、避難所等の施設では、停電した場合でも非常用電源を稼働させて業務を継続し、炊き出し等で国民生活を支えられるよう、石油・LPガスの燃料備蓄を含め個々の状況に応じた準備を行うべきであり、対応を検討する」と記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第7節2. に記載させていただきました。</p> <p>なお、社会の重要インフラの中には都市ガス地域にあるものも含まれております。</p>
106	<p>(電気ではなく熱をメインに考えたコージェネレーションも意識すべきである)</p> <p>・P21.(2)熱利用:コージェネレーションや再生可能エネルギー熱</p>	<p>いただいたコメントについては、調査会意見の第2章第2節2. において「熱と電気を組み合わせて発生させるコー</p>

	<p>等の利用促進>コージェネレーション等の活用がはかられなかった背景について、電主熱従での利用を前提とした記載がされている。基本政策分科会において、委員から「エネファームの熱主電従での運転によるコストメリットの向上」「ネットメータリングの検討」等の指摘があったとおり、熱主電従の環境が整備されなかったことも活用がはかられなかった背景の一因であると思われる。コージェネレーションの利用促進をはかり、お客さま自らがエネルギー供給に参加しやすい環境をつくる観点からも、熱主電従での利用も意識した記載が必要である。</p>	<p>ジェネレーションは、熱電利用を同時に行うことによりエネルギーを最も効率的に活用することができる方法の一つである」という形で、熱、電気いずれの重要性も意識した記載がなされており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節2. に記載させていただきました。</p>
107	<p>(コージェネレーションへの支援を拡充すべきである)</p> <p>・コージェネレーションを推進して欲しい。資源の少ない日本において、一次エネルギーを最大限に利用する必要がある。コージェネレーションの技術開発に補助金を出す、コージェネレーションを採用した場合に補助金を出すなど、推進にテコ入れする策を講じて欲しい。</p>	<p>いただいたコメントは、調査会意見の第3章第6節1. において「コージェネレーションの導入促進を図るため、導入支援策の推進とともに、燃料電池を含むコージェネレーションにより発電される電気の取引の円滑化等の具体化に向けて検討する」と記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第8節1. に記載させていただきました。</p>
108	<p>(コージェネレーションがピークカットに寄与することも明示すべきである)</p> <p>・分散型電源を「コージェネレーション」とすることで、高効率な運用が可能となるだけでなく、「空調エネルギーのピークカット」としても利用が可能であるので、是非とも追加記載していただきたい。</p>	<p>いただいたコメントについては、調査会意見の第3章第3節2. において「工業炉や熱電配給により高い省エネルギーを実現する天然ガスコージェネレーション、系統電力需給ピークを緩和するガス空調等の拡大、さらに、燃料電池への水素供給のための原料としての役割も期待される」と記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第6節2. に記載させていただきました。</p>

<p>109</p>	<p>(コージェネレーションの導入システムについて、ユーザーが意思決定しやすくなる具体的な制度設計の早期確立をすべきである)</p> <p>・コージェネレーションシステムの導入にはユーザー殿の意思決定が不可欠であり、現状では採算性が圧迫している為に導入に拍車がかからないでいるのが現状です。この現状を打破するのが基本となりますが、コージェネの用途は多様性があり、例えば「単体での利用に加え、周辺を含めた地域単位での利用を推進」との表記に関しては逆潮を容易にできる制度、熱の融通についての新たな指針等が必要となります。よってユーザー殿が意思決定しやすくなる具体的な制度設計の早期確立をお願いしたいと考えます。</p>	<p>コージェネレーション等の分散型電源の電力系統への連系(接続)の増加を受けて、こうした電気の活用を行いやすくする観点から、先般、指針等の改正を行い、配電用変電所の枠を超えて「地域単位での利用を推進」すべく環境を整えてまいりました。調査会意見の第3章第6節1.における「コージェネレーションにより発電される電気の取引の円滑化」との記載は、御指摘の点が意識されているものであり、こうした点をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第8節1.に記載させていただきました。</p> <p>また、熱の利用に関しては、今後、熱供給事業の在り方の見直しを検討してまいりますが、御指摘を踏まえつつ検討を進めてまいります。</p>
<p>110</p>	<p>(天然ガス自動車・トラックを推進すべきである)</p> <p>・国土強靱化施策では、今年5月までに強靱化基本計画を策定することになっております。先日、その前提となります「国土強靱化推進本部(本部長:安倍総理)」で決定した政策大綱では、強靱な国づくり、エネルギーシステム、交通システムの中で、東日本大震災でも大きな役割を果たした天然ガス自動車の重要性が明記されております。こうした強靱化の考え方も考慮に入れていただきたく存じます。</p> <p>・近年は米国等でシェールガスの開発が進み、天然ガスは将来にわたって廉価で安定的な供給が期待され、また、天然ガス自動車は既に諸外国において広く普及していることから、わが国においても天然ガストラックの本格的な普及を図る必要がある。</p>	<p>天然ガストラックを含め、天然ガス自動車は推進すべきものであり、いただいたコメントを踏まえて、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第8節2.において「(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等)」の記載をさせていただきました。</p>

111	<p>(燃料電池車の導入には慎重であるべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池自動車の導入については、慎重な見極めが必要と考える。理由1)ハイブリッド車、電気自動車の普及が進みつつある現状で、さらに燃料電池自動車の普及をおこなうコストメリットを見いだせない。2)二酸化炭素排出量の削減の観点からは、電気自動車の普及で十分。むしろ発電時の二酸化炭素排出量の削減に重点を置いた方が、現実的と思う。 	<p>エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第8節2. において「次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等)の普及・拡大に当たっては、研究開発に加え、インフラ整備が不可欠」と記載しているとおり、燃料電池自動車のみならず、他の次世代自動車も広く普及の対象としております。また、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第7節2. に記載されているとおり、これらの次世代自動車について、「需要家の選択を通じて多様なエネルギー源が競争する環境が整いつつある」と考えており、各々の次世代自動車の特徴に合わせて棲み分けがなされ、燃料電池自動車も含め、市場の競争の中で選択がなされていくと考えております。</p>
112	<p>(オリンピックを活かして再生可能エネルギーの導入やクリーンエネルギーの技術開発を進めるべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーへの移行をアジアでいち早く進めるべきです。東京オリンピック開催時には、再生可能エネルギーで動く街、乗り物などを披露すべきでしょう。また洋上風力発電、地熱発電など、日本ならではの再生可能エネルギーで暮らせる施設等を世界の人に披露するのがいいと思います。オリンピックに世界中から人が集まり、トップセールスが出来ます。新再生可能エネルギーにより稼働する街を見て、世界中の人が驚くことでしょう。日本の技術力の見せ所です。このように、是非、政府主導で、日本の新再生エネルギー技術開発を牽引してください。 ・東京オリンピックを我が国の自然エネルギーとの親和性を表現する場にできるように、どうかよろしくお願いします。 ・オリンピックを開催するなら、世界初のクリーンでグリーンな電力のみで開催するとか。世界が日本の技術力を見直すようなことをしてほしい。 	<p>現在、太陽光発電や蓄電池などの分野において、技術開発や市場シェアの獲得に関する2020年の目標を設定し、計画的に技術開発に取り組んでいるところです。御指摘をいただいた東京オリンピックとの関係については、例えば、水素について、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、大会運用の輸送手段として燃料電池自動車が活躍することができれば、世界が新たなエネルギー源である水素の可能性を確信するための機会となる。こうしたことを見据え、今から計画的に着実に取り組んでいくべきである」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第8節3. に記載させていただきました。</p>

<p>113</p>	<p>(水素社会は到来する)</p> <p>・産業革命後の石炭→石油→天然ガス→水素というエネルギーの変化の流れは止まりません。水素を燃料とする燃料電池車の発売も遠くない未来です。水素が安い価格で手に入る時代になれば、水素を燃料とする自動車や各種の機器が普及すると思います。</p>	<p>いただいたコメントは、調査会意見の第3章第6節2. において「“水素社会”の実現に向けた取組の加速」として、家庭用の定置用燃料電池について、「2030年には、530万台の導入を目標としており、生産コストを低減することで自律的に導入が進む環境を実現することで本目標を達成するため、市場自立化に向けた導入支援を行うとともに、低コスト化のための触媒技術などの研究開発や標準化などを引き続き進めていく」と記載しており、また、燃料電池自動車についても、「本格的な水素社会の幕開けを確実なものとするため、燃料電池自動車の導入を円滑に進めるための支援を積極的に行う。(中略)官民の適切な役割分担の下、規制見直しなどの低コスト化に向けた対策等を着実に進めて整備目標を達成するとともに、さらに水素ステーションの整備を拡大していくことで、燃料電池自動車が日常生活でも利用できる環境を実現する」と記載しており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第3章第8節3. に記載させていただきました。</p>
------------	--	--

<p>114</p>	<p>(水素のインフラ等の緊急時における活用方法を検討すべきである)</p> <p>・FCV や FC バス、水素コジェネ等が普及し、水素ステーションも 2015 年時点で 4 大都市で 100 箇所を越える状態になった場合、こうしたインフラをいつ発生するかわからない災害に備えて、災害時の戦略的な活用を見越しておくことが有効と考えます。</p>	<p>いただいたコメントを踏まえて、「水素は(中略)エネルギー効率がが高く、利用段階で温室効果ガスの排出がない、非常時対応にも効果を発揮することが期待されるなど、多くの優れた特徴を有している」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節2. に記載させていただきました。さらに、「多層的に構成されたエネルギーの供給体制が、平時のみならず、危機時にあっても適切に機能し、エネルギーの安定供給を確保できる強靱性(レジリエンス)を保持することは、エネルギーの安定供給を真に保証する上での重要な課題の一つである。そのため、電力など二次エネルギーを含めたエネルギー・サプライチェーン全体を俯瞰して、供給体制の綻びを最小化し、早期の供給回復を実現すべく、問題点の把握を注意深く継続し、必要な対策に迅速に取り組むことが必要である」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第2章第1節2. に記載をさせていただきました。水素についても、災害時の戦略的な活用を検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>115</p>	<p>(水素タンクの規制緩和は行うべきではない)</p> <p>・昨年、報道で、経済産業省が燃料電池車の普及に向け、水素スタンドの設置を拡大するため、水素を貯蔵するタンクの材質基準の規制緩和を検討していると伝えられ、大変心配している。報道によれば、設置費用が一カ所約6億円と高いため、海外で用いられている安い鋼材を貯蔵タンクに使えるよう規制緩和を検討するとのことだが、そもそも水素タンクを住宅地に設置することが危険であり、少なくとも規制緩和はしないよう強く求める。また、水素タンクの設置については環境アセスを行い、住民に十分な周知を行い理解を得よう強く求める。</p>	<p>御指摘のとおり、安全性の確保は大前提です。安全性を確保できないような規制緩和を行うことは考えておりません。調査会意見の第2章第2節2. において「水素は、取扱い時の安全性の確保が必要である」と記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第2章第2節2. に記載させていただきました。規制見直し等を行う際にも、安全性を確保した上で進めてまいります。</p>

116	<p>(クリーンで安全なエネルギー技術を世界に輸出すべきである)</p> <p>・直近の COP19 で日本は 05 年比で 3.8%減という削減目標を提示し、国際社会から厳しい目をむけられたが、そのような国内目標と対策を考えていてもほとんど意味がない。日本の世界における炭酸ガス排出量は 4%に過ぎないからだ。世界の火力発電と、輸送部門での効率改善で、日本がもつ高効率の技術・システム構築力を世界に展開することこそ急務である。</p>	<p>調査会意見の第3章第7節柱書に記載されているとおり、「我が国が蓄積してきたエネルギーに関連する様々な先端技術と効果的な運用の経験を、エネルギー需要が増大するアジア等において展開することで、需要増大に伴う問題を緩和することに貢献しつつ、アジアの需要拡大と一体となって成長していく戦略的な取組が必要である」と考えております。我が国の技術・システムを広く国際展開すべきとのコメントを踏まえて、「アジア『等』の需要拡大と一体となって成長していく戦略的な取組が必要である」とし、資源国を含むアジア以外の地域も巻き込む形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第9節3. に記載させていただきました。</p> <p>さらに、いただいたコメントを踏まえて、例えば、「再生可能エネルギー、省エネルギー技術など、エネルギーを効率的に活用するための技術やノウハウを国際展開していく」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第3章第10節2. などに記載させていただきました。</p>
117	<p>(海洋資源開発等のための技術開発を政府は進めるべきである)</p> <p>・地熱エネルギー開発、また深海域に於けるガスハイドレート開発、マンガングラスト開発、レアアース開発、レアメタル開発等は世界の現状の技術を以ってしても容易ではない。此の部分では比較的経済的負担の少ない開発潜在能力を日本は有しているが、其の方向性について、国の多くの施策に於いて言及されることは無いに等しい。具体的には例えば高温で作動する掘削用の各種必需品(泥水、モーター、計測素子等)や深海軽量・高靱性ライザー等は今直ぐにでも開発を進めるべき問題である。</p> <p>・メタンハイドレートの効率良い掘削のための研究に展望をつけよ。完成・操業の可能性のないもんじゅなどに何兆円もの予算を付けるなら、真に国産のエネルギー源となるメタンハイドレート掘削技術の開発に研究費を回せ。</p>	<p>いただいたコメントについては、調査会意見の第3章第8節2. において「我が国の排他的経済水域に豊富に眠ると見られているメタンハイドレートや金属鉱物を商業ベースで開発が進められるようにするための技術開発を中長期的な観点から着実に進めていく」と記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第4章2. に記載させていただきました。</p>

<p>118</p>	<p>(先端技術の開発を進め、波力、潮力など様々な再生可能エネルギーを推進すべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーについての記述が浅く、太陽光／風力／地熱／水力／バイオマスに限定されているが、ほかにも波動、海水など、有望な分野のエネルギー研究も進んでいる。それらの新しい技術開発と実用化に向けた援助の拡大を具体的に銘記して盛り込んでほしい。 特に日本は島国、波力をエネルギーとしての発電、火山大国としての地熱発電に力を入れるべきだと考えます。他国ではどちらの発電方法でも実用化されているので、技術大国の日本で実用化出来ない事はないと思います。 東京工業大と東北大が研究しているマグネシウム発電や佐賀大の海洋温度差発電など、太陽光、風力発電以外の技術を推進する気は無いのでしょうか？ 	<p>いただいたコメントを踏まえて、「再生可能エネルギーについては、太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマスエネルギー、波力・潮力等の海洋エネルギー、その他の再生可能エネルギー熱利用の低コスト化・高効率化や多様な用途の開拓に資する研究開発等を重点的に推進するとともに、(中略)、水素を製造する光触媒技術・人工光合成や、(中略)、将来の革新的なエネルギーに関する中長期的な技術開発については、これらのエネルギー供給源としての位置付けや経済合理性等を総合的かつ不断に評価しつつ、技術開発を含めて必要な取組を行う」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第4章2.に記載させていただきました。</p>
<p>119</p>	<p>(水素発電など水素関連の技術開発を進めるべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー基本計画に水素発電の技術開発を国も積極的に支援し、水素発電を日本のベース電源の一つにしていけるように、技術開発の加速をリードすることを明記頂けるよう、宜しくお願い致します。 燃料電池発電を推進して欲しい。特に水を元に水素を取出し発電する方式については技術開発に補助金を投入し、国を挙げて支援して欲しい。日本が誇れる技術として海外に輸出する気概で力を入れて欲しい。 	<p>いただいたコメントを踏まえて、水素関連の技術開発の重要性を明確にするため、技術開発について具体的に追記すべく、「水素輸送船や有機ハイドライド、アンモニア等の化学物質や液体水素への変換を含む先端技術等による水素の大量貯蔵・長距離輸送、燃料電池や水素発電など、水素の製造から貯蔵・輸送、利用に関わる技術を今から着実に進めていく」、「太陽光を用いて水から水素を製造する光触媒技術・人工光合成や、無線送電技術により宇宙空間から地上に電力を供給する宇宙太陽光発電システム(SSPS)、国際協力が進められているITER計画やこれに連携した幅広いアプローチを始めとする核融合などの将来の革新的なエネルギーに関する中長期的な技術開発については、これらのエネルギー供給源としての位置付けや経済合理性等を総合的かつ不断に評価しつつ、技術開発を含めて必要な取組を行う」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第4章2.に記載させていただきました。</p>

<p>120</p>	<p>(核融合発電の開発を進めるべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、我が国は、国際熱核融合実験炉(ITER) 計画やこれに連携した幅広いアプローチ活動を始めとする核融合発電の研究開発を行っているところですが、引き続きこの開発を着実に推進することを明記すべきです。 ・来夏までに策定されるエネルギー関係技術開発のロードマップにおいては、分野を広くして、戦略を練るべき。特に核融合エネルギーの利用についての戦略を検討すべき。 ・地震多発国である日本には原発稼働は自滅行為にうつります。再生不可能エネルギーでは将来のエネルギーとして行き詰ることはわかりきっています。核融合など新たなエネルギー生産の開発を行いぜひ実現してほしいです。 ・将来的には核融合発電が重要なものになります。核融合発電の開発推進の文言を明記することが必要です。 ・前回の基本計画に記述されておりました、長期的視野にたった、「革新的なエネルギー技術の開発・普及拡大」に関する記述、特に「核融合」に関する記述がないのは、重要な視点が欠落しているのでは無いかと危惧します。 ・「核融合発電技術の開発」を加筆するべきであると考えます。安全性(暴走が無く高レベル廃棄物も発生しない等)や環境負荷(地球温暖化回避)に優れた特長を有する核融合発電は、燃料が無尽蔵と言って良く、かつ、その資源を外国に求める必要のない国産エネルギーとなることから、現在原子力発電が担うベース電源としての役割を将来担って行く優れたオプションであると考えられます。 	<p>いただいたコメントを踏まえ、「国際協力で進められているITER計画やこれに連携した幅広いアプローチを始めとする核融合」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第4章2. に記載させていただきました。</p>
------------	---	--

<p>121</p>	<p>(政府が広報を行っても無意味である)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の事故の責任者である、国、経産省、資源エネルギー庁の恣意的な操作が行われ得る、という構造がある限り、どんな文言も空しいです。 ・エネルギーに関する「広報」という活動は、情報の透明性と、フェアな第三者機関が確保されなければプロパガンダにすぎない、と見えます。 ・エネルギー政策の宣伝を考えると、偏った理解を国民に植え付けていたため不要である。 ・起きるはずのない事故が起きてしまった上、その収束や後処理に不手際が連続している事実をみると、立地自治体の住民に対して原発への理解を求める広報を繰り返し広げても到底受け入れられないのではないか。 	<p>いただいたコメントを踏まえて、「エネルギーの適切な選択にとって、政府による関連情報の開示、徹底した透明性の確保が何よりも重要であることは言うを待たない。政府はこの点を肝に銘じるべきである」、「従来のエネルギー広報は、こうした認識を改善することができず、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故後、行政や事業者は、情報共有の在り方、地元とのコミュニケーションに関する問題意識の不足など多くの批判を受け、国民からの信頼を低下させることになったことを深く反省しなければいけない」、「仏国では、1981年に「地域情報委員会(CLI)」を導入し、原子力施設立地地域の情報共有の場を設置している。我が国においても、こうした諸外国の例も参考にしながら、国がより積極的に関与し、住民を始めとする多様なステークホルダーとの丁寧な対話や情報共有のための取組強化等により、地域における情報共有の強化へ向けて必要な措置を講ずる」という形で、エネルギー基本計画の政府の原案の第5章1. 及び第5章2. に記載をさせていただきました。</p>
<p>122</p>	<p>(エネルギー教育は慎重であるべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官僚が恣意的に選ぶ教育者を採用する限り、偏った洗脳になる恐れがあるので、エネルギー教育の推進は不要です。 ・エネルギー教育の推進の叙述は、「子どものときから」などをふくめて特記するのは行き過ぎであり、教育への介入として、大きな危惧・恐ろしささえ感じる。 	<p>「エネルギーはあらゆる国民生活、産業活動を支える基礎であり、そのエネルギー源の大宗を海外に依存する我が国の現状について、子供の頃から理解することは、社会人へと成長し、エネルギー政策に国民として関与していく主体となった際に、適切な判断を行っていく上で大いに役立つ」と考えており、こうした旨を第5章1. に記載しております。</p> <p>その上で、教育の主体に関しては、調査会意見の第3章第9節1. において「エネルギーの専門家や事業者、行政官のみならず、エネルギー問題に関係する様々な人が積極的に教育現場に参加していくことが求められる」と記載されており、こうした旨をエネルギー基本計画の政府の原案の第5章1. に記載させていただきました。</p>

<p>123</p>	<p>(原発の今後のあり方についての国民投票をすべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電の今後の在り方について、「原発」国民投票の実施を望みます。 ・原発のような重要な案件は、民意を反映できる国民投票で決めるべきです。ドイツやイタリアは国民投票で決めました。日本も民主主義の国になることを願っています。 ・原爆、原発の被ばくを顧みない、エネルギー基本計画に反対します。脱原発の国民投票を実施してください。 ・ひとりの意見を伝えてもどうしようもないことですが、せめて、このような重大な決定は「原発」に特化した国民投票を行い決定されるべきで、日本国民の未来を背負う皆様に、真の民主政治を遂行して頂くことを切にお願いいたします。 ・未来の安全・安心な電力確保のため、短期的に費用負担が大きくなっても、原子力・火力に頼らない再生可能エネルギーへの早期移行をする選択肢を選ぶ国民も多いと考えられる。国民投票など、国民が広く議論・選択する機会を与えられるべきである。 ・今後のエネルギー政策において原発稼働の是非は国民一人一人の意見を聞くべきです。国民投票をやって下さい。 ・原発利用の方針は、国民的なコンセンサスを作ることが大切です。討論型世論調査や公聴会などさまざまな施策が積極的に行われることが必須と考えます。なかでも、「原発国民投票の実施」を明記すべきです。 	<p>エネルギー基本計画の策定については、エネルギー政策基本法(平成14年6月14日法律第71号)第12条第3項の規定は、「経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、エネルギー基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない」としており、この法律に記載されたプロセスに沿ってエネルギー基本計画を策定してまいりたいと考えております。</p> <p>その上で、国民の皆様から広く御意見をいただくべく、エネルギー基本計画は、行政手続き上の意見公募手続の対象となる「命令等」に該当しないものの、パブリックコメントを行うこととしました。パブリックコメントの期間については、命令等に該当する場合に必要な30日以上という意見募集期間を考慮し、12月6日から1月6日までを意見募集期間としているものであり、約19000件の意見をいただきました。</p>
------------	---	---

<p>124</p>	<p>(パブリックコメントの募集期間・対応が不当である)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー基本計画へのコメントは国民生活に直結するエネルギー政策であるのに募集期間が1ヵ月と短く、年末年始をはさむ間なのに短すぎると思います。 ・受付期間が短すぎます。もっと長くしてください。こんな短くてもともと国民の声なんか本当は聞く気がないと受け止められても仕方がないと思います。 ・パブリックコメントの募集期間がわずか1ヶ月、しかもお正月をはさんでということでは十分に意見を聞くことはできないと思います。 ・国民生活に直結するエネルギー政策であるのに、パブリックコメントの募集期間がわずか1ヵ月、しかも年末年始をはさむ、このようなやり方で「国民の意見を真摯に受け止め」というのは欺瞞であり、手続きとして重大な問題があることを指摘します。 ・「エネルギー基本計画策定」についての意見提出が12月6日から1月6日までというのが、とても不便です。年末年始から1月5日までファックスが受け付けられず、最後の日が6日の1日しかありません。正味、1か月ありません。これでは意見を聞きたくないのかと思ってしまいます。もう少し、国民が意見を出しやすくしてください。 ・パブコメの FAX の受付が年末年始できない状態になっていたようですね。これは、単にミスでしたので済まされることはありません。募集をしておいて受け付けられないなど国民とパブコメの軽視、業務に対する責任感な欠如と言わざるをえません。正式な謝罪とパブコメ募集期間の延長とそれに伴うその後のスケジュー 	<p>まず、昨年3月15日の第1回総合資源エネルギー調査会総合部会の開催から、「新しいエネルギー基本計画の策定に向けた国民からの御意見」という意見募集の形で、国民からの御意見をいただいていたところです。</p> <p>さらに、エネルギー基本計画は、行政手続き上の意見公募手続の対象となる「命令等」に該当しませんが、国民の皆様から広く御意見をいただくべく、パブリックコメントを行うこととしました。意見募集期間についても、12月6日から1月6日までの、命令等に該当する場合には必要な30日を超える32日間を確保いたしました。</p> <p>ファックスについて、即時かつ円滑に受け付けられなかったのは、通信が一時期に集中・連続したためファックス回線が混雑したためと考えられます。このため、つながりにくいというご相談を受け、臨時で回線数を増やす等の対応もいたしました。また、パブリックコメントの募集は、総務省が設置している「電子政府」の総合窓口(e-Gov)のほか、資源エネルギー庁のホームページ及び経済産業省のトップページのバナーにおいて周知を行ってまいりました。また、基本政策分科会においてもパブリックコメントの募集に関して周知がなされています。</p> <p>なお、パブリックコメントに寄せられた約19000件の御意見については、丁寧に精査し、エネルギー基本計画の政府の原案をとりまとめました。</p>
------------	--	--

	<p>ールの後ろへの変更をすべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民に意見を聞く手段がこのパブコメしかないことは、納得できません。 ・パブコメ募集がひどすぎます。いつ、どこで募集しているかが、大変わかりにくい。私も環境保護の市民団体に教えてもらいました。募集期間が短い。意見が反映されない。パブコメ全文が公表されない。アライバイ作りとしか思えません。パブコメ締め切りが1月6日。そして1月中に閣議決定したいとのこと、全く国民をバカにしていると思えない。 	
125	<p>(公聴会等を開くべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまであの2011年3月11日までは、考えもしなかったこと、知りもしないできたこと、本当に後悔しています。そして、行政の皆さんのこうした御尽力に振り向きもせず、申し訳ありませんでした。これまで、エネルギーについて、もっと自分達の生活を生き方を見直さないと考えないといけなかったと思っています。なので、この方針について、市民の疑問や質問に答えて頂ける機会を与えては頂けませんでしょうか ・「(4)国民、自治体、国際社会との信頼関係の構築」とあるが、きめ細やかな広聴・広報を行うのであれば、本エネルギー計画については閣議決定を急がず、全国津々浦々において公聴会を実施し、国民の声を反映するよう強く求める。 ・エネルギー基本計画の策定プロセスに関し、国民的議論があまりに限定的。少なくとも、全国各地で公聴会を開催すべき。 ・資源エネルギー政策にでも、当該エネルギー施設立地自治体 	<p>パブリックコメントに寄せられた約19000件の御意見については、丁寧に精査し、エネルギー基本計画の政府の原案をとりまとめました。</p> <p>公聴会等の開催は予定しておりません。</p>

	<p>や周辺自治体にてタウンミーティングを開催、上記にあるさまざまな立場の視点から意見を集約政策策定が可能と思われます。地域の利益及び事故発生時のリスク、その両方を考え地域からも国のエネルギー政策に関し提言してもらうことは、2011.3.11 の事故に学ぶ教訓を生かした政策策定の形と言えるかと思います。今回のエネルギー基本計画で「エネルギー政策はタウンミーティングを開催、上記にあるさまざまな立場の視点から意見を集約政策策定」といった具体的な政策策定手順を示してもらいたいと思います。私達の地域でタウンミーティング et c、があれば積極的に参加。一生懸命考え、意見を表明していきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー基本計画の策定にあたって、審議会での議論と国民からの意見募集(パブリックコメント)だけでは不十分と考えます。国民がエネルギー政策の形成過程に積極的に参加できるよう、討論会、意見交換会などの仕組みを工夫し、充実・強化してください。 	
126	<p>(意見をまとめた委員会の運営方法が不当である)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回のように、偏ったメンバーで経済産業省が主業する形でおこなわれた議論は、エネルギー政策の公議形成という観点からいじめるしく外れたものである。撤回し、再考を求む。 ・原発推進派を多く集めた委員会で、議論をライブ配信もせず、密室で決めたことには許せない。 ・エネルギー基本計画の基本をどこに置くかということです。すぐ国民の為と言っていますが、国民とは何ですか。経済産業省の審議会のメンバーの方々は私たち国民とは違う人たちを意識し 	<p>エネルギー政策の各分野の専門家の方で構成された総合資源エネルギー調査会基本政策分科会において、3名の海外有識者の方や需要家、供給者からのヒアリングを含む、17回に及ぶ様々な角度からの議論を徹底して行い、「エネルギー基本計画に対する意見」がまとめられております。また、分科会における審議の様子は、会場にてプレス関係者及び一般傍聴者に公開するとともに、Ustream でライブ中継を行ったほか、会議で使用する資料も事前に資源エネルギー庁 HP に掲載し、後日には議事録やビデオも同 HP にアップロードしております。</p>

	<p>て結論を出しているのではないのでしょうか。それとも既に結論ありきの議論だったのでしょうか。</p>	
127	<p>(エネルギー基本計画の決定プロセスに納得できない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー基本計画にかかわるすべての情報、データを公開し、オープンな場での徹底した国民的議論を経て決定すべき。計画の内容以前に、決定のプロセスこそが「福島後」の最大の課題であるはず。 ・このパブコメを本日、1月6日に締め切って、1月中に閣議決定をするという日程は無謀である。パブコメ結果を審議する場の予定も公聴会も一度も開催することなく決定するとはあまりにも民意を無視したものである。結果ありきの「出来レース」である。 ・今回のパブコメの基本となる文書は、表題が「エネルギー基本計画に対する意見」となっている。ということは、「エネルギー基本計画」が別途に作られるのではないか。非公式の「意見」に対して意見募集するのではなく、正規の文書に対して意見募集をすべきである。したがって、今回のパブコメ文書は却下すべきである。 	<p>エネルギー政策基本法(平成14年6月14日法律第71号)第12条第3項の規定は、「経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、エネルギー基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない」としており、この法律に記載されたプロセスに沿ってエネルギー基本計画を策定してまいりたいと考えております。</p> <p>また、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の配付資料や議事録は全て資源エネルギー庁のホームページで御覧になれます。</p> <p>国民からの御意見については、まず、昨年3月15日の第1回総合資源エネルギー調査会総合部会の開催から、「新しいエネルギー基本計画の策定に向けた国民からの御意見」という意見募集の形でいただいていたところです。さらに、エネルギー基本計画は、行政手続き上の意見公募手続の対象となる「命令等」に該当しませんが、国民の皆様から広く御意見をいただくべく、パブリックコメントを行うこととしました。意見募集期間についても、12月6日から1月6日までの、命令等に該当する場合に必要な30日を超える32日間を確保いたしました。</p> <p>なお、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会がまとめた「エネルギー基本計画に対する意見」は、上記のとおり、法律に基づく公式の「意見」です。パブリックコメントに寄せられた約19000件の御意見については、丁寧に精査し、エネルギー基本計画の政府の原案をとりまとめました。</p>
128	<p>(パブリックコメントの意見をきちんと反映させるべきである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『エネルギー政策の立案プロセスの透明性を高め』(p60二重下線部)双方向と言いながら、パブコメ結果を反映することなく閣議決定していることは自己矛盾ではありませんか！ 福島県民だけでなく日本列島全体、日本国全体の問題です。どうかパブコメの意見をフェアに取り扱ってください。 ・p. 60 2. 双方向的なコミュニケーションの充実→上部にさら 	<p>パブリックコメントの意見をきちんと反映させるべきとの御指摘を踏まえて本資料を作成しております。また、寄せられた意見について、丁寧に精査し、エネルギー基本計画の政府の原案をとりまとめました。</p>

<p>に「丁寧な対話を通じて信頼関係を構築する」とあるが、対話とは、お互いの主張を聞き入れつつ、譲歩の可能性もあることを意味する。これまで行われてきたのは、対話というが、国が決めた方策を譲ることはない、一方的なパブリックアクセプタンスである。そのような手法を前提とした本意見、計画は意味がない。</p> <ul style="list-style-type: none">・私の言いたいことは一つ。アライバづくりのパブリックコメント募集ではなく、このパブリックコメントをしっかりと政策に反映させてください。(パブリックコメントの結果を公表すべきである)・寄せられたパブリックコメントについては、省略をせず、原文のまま全件公開して下さい。その上で、一件ずつに、エネルギー基本計画(に対する意見)に反映したかしなかったかとその理由を付して下さい。・国はエネルギー基本計画策定に国民にパブリックコメントを求める以上、結果を私たちに公開するのは情報公開、または政府と国民が共通の情報を知ることは当然と考えます。「公開する」ことを求めます。(パブコメは件数よりも中身に注目すべきである)・最終的に「エネルギー基本計画」をとりまとめるにあたっては、パブコメを形式的なもので終わらせず、意見を反映し、さらには様々な形で国民的議論の場を設けて、あらゆるセクターからの意見をふまえた上で計画をつくるべきである。・おそらく原発反対派が多数動員し、感情論ばかりの意見やコピー&ペーストを利用した意見が散見されることになると思う。量で惑わされるべきではない。	
---	--